

令和3事業年度

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ※過年度の総合評価は別添「総合評価」の算出方法により算出願います。				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A	B			
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-01

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（計画値）	外部評価の平均点 3.25点以上	—	3.25点	3.25点	3.25点				予算額（千円）	3,057,079	4,030,486	5,582,050	
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（実績値）	—	（新規項目）	3.81点	3.99点	4.06点				決算額（千円）	3,109,963	4,101,414	4,533,962	
達成度	—	—	117.2%	122.8%	124.9%				経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725	3,578,141	
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合（計画値）	研究の報告書総数の80%以上	—	80.0%	80.0%	80.0%				経常利益（千円）	110,335	68,045	280,987	

厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合(実績値)	—	(新規項目)	100.0%	100.0%	100.0%				行政コスト(千円)	3,366,283	3,512,119	3,903,533		
達成度	—	—	125.0%	125.0%	125.0%				従事人員数(人)	122	131	129		
基準の制改定等への貢献(計画値)	中期目標期間中に50件以上	—	10件	10件	10件									
基準の制改定等への貢献(実績値)	—	17件(平成28-30年度実績平均)	18件	16件	12件									
達成度	—	—	180.0%	160.0%	120.0%									
ホームページアクセス数(計画値)	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回	240万回	240万回									
ホームページアクセス数(実績値)	—	240万回(平成29年度実績)	296万回	310万回	285万回									
達成度	—	—	123.3%	129.3%	118.6%									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 ・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。 ・調査及び研究で得られた科学 	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>全く異なる機能、背景を持つ機構内の複数施設が協働し、労働安全衛生施策の立案に資する研究を実施することで、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下「安衛研究部会」という。）で事後評価を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回った。 ・厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価については、プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究で合計12課題の評価を受け、1（非常に政策効果が期待できる）が6課題、2（政策効果が期待でき 	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>通則法第29条 第2項第2号の 国民に対して提 供するサービス その他の業務の 質の向上に関す る事項は、次の とおりとする。</p> <p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項</p>	<p>的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献することとし、令和3年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上とする。</p> <p>・令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項</p>	<p>る)が6課題の判定だった。2以上の判定が100%であり、目標の80%を大きく上回った。</p> <p>・法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学的技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は12件であり、目標を大幅に上回った。</p> <p>・ホームページのアクセス数は285万件であり、目標としていた年240万件を大幅に上回った。</p> <p>・労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できるよう厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。</p> <p><課題と対応></p> <p>・機構のどのサイトに、どのような方がアクセスしたのかを把握した上で、利用者がアクセスしやすくなる施策を実施していただきたい。【安井構成員】</p> <p>アクセス解析を</p>
---	------------------------------------	------------------------------------	---	------------------------------------	--

<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <p>労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。</p> <p>一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要がある</p>	<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <p>独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。</p> <p>また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p>		<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究を、「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾患に関する労働衛生学的研究」（労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、日本バイオアッセイ研究センター（以下「バイオ」という。）、複数の労災病院等で協働）など合計6課題実施した。また、令和4年度開始に向けて2課題（バイオを研究代表者として安衛研、複数の労災病院で協働）の準備を行った。 プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、「死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究」、「過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究」、「就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究」を合計15課題実施した。 基盤的研究は年度計画から4課題増及び1課題減し、合計22課題実施した。 行政要請研究は第三次産業、トンネル建設工事や事務所等における安全衛生に関する研究を8課題実施した。 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前、研究実施期間終了後に厚生労働省の政策担当部門と意見交換を実施した。 国の指針に基づき、令和2年度に研究の終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計10課題について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下「安衛研究部会」という。）で事後評価を受けた。その結果、安衛研究部会の評価結果の平均点は4.06であり、目標値（平均点 3.25 以上）を全ての課題で上回った。 <p>また、研究の終了した12課題について、厚生労働省からの評価結果については、1（非常に政策効果が期待できる）又は2（政策効果が期待できる）の判定を全ての研究で受けたこと</p>	<p>行い、アクセス数の多い曜日・時間帯に合わせて研究成果を公表する等、ホームページの改善に活用している。</p> <p>また、研究成果については、安衛研ホームページのリンクを機構ホームページに掲載し相互の連携を図ることや、機構ホームページに貢献した行政政策を紹介するページを新設する等、利用者の関心の高い研究業績・成果等のコンテンツの充実に努めた。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>ることから、行政課題を踏まえ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。</p> <p>ア プロジェクト研究</p> <p>以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点</p> <p>② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点</p> <p>③ 過労死等の</p>	<p>対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。</p> <p>ア プロジェクト研究</p> <p>プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙1に掲げる研究を推進する。</p> <p>なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点</p> <p>② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点</p> <p>③ 過労死等の</p>	<p>ア プロジェクト研究</p> <p>令和3年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和3年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>・令和3年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和3年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施しているか。</p>	<p>(100%)から、目標の80%を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は12件であり、目標を大幅に上回った。 ・研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は285万回であり、目標としていた年240万回を大幅に上回った。 <p>ア プロジェクト研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標、中期計画に明記された7つの視点を踏まえ、「令和3年度研究一覧」のIに掲げられた15課題の研究に重点化し計画どおり実施した。また、令和4年度開始予定の課題について準備を行った。 <p>① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究</p> <p>年度計画に基づき、以下の5課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 ○ 建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究 ○ トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究 ○ 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究 ○ 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発 <p>② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究</p>		
--	--	---	--	---	--	--

<p>防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点</p> <p>⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</p> <p>研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や</p>	<p>防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点</p> <p>⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</p> <p>プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どの</p>	<p>プロジェクト研究の実施に当たっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。</p> <p>また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアン</p>	<p>プロジェクト研究の実施に当たっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行っているか。</p> <p>・研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアンケート</p>	<p>年度計画に基づき、以下の1課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究 <p>③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究</p> <p>年度計画に基づき、以下の6課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究 ○ 介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究 ○ 高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究 ○ 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究 ○ 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究 ○ 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究 <p>④ 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究</p> <p>年度計画に基づき、以下の3課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質のリスクアセスメント等実施支援策に関する研究 ○ 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定信頼性の向上に関する研究 ○ 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究 <p>・プロジェクト研究の実施に当たっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会での評価を経て、外部評価である安衛研究部会における評価を行った上で、研究を開始した。研究の実施中（必要に応じて）や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、ロードマップの進捗状況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証も行っている。</p> <p>さらに令和2年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部門より「非常に政策効果が期待できる」とのアンケート評価を受けるとともに、安衛研究部会を開催し、外部有識者から職場環境の改善に有益な研究成果も得られており、今後の研究の発展に期待するとして、平均4.06点（目標 3.25 点）という研究成果の評価を受けた。</p> <p>評価の高かったものの一例は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究（4.3点） <p>【評価コメントの一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QWL（Quality of Working Life：労働生活の質）を向上させるという前向きなテーマであり、QWLの尺度を作成し調査を行い、QWLが低い原因を明らかにしてその対策としてアクションチェックポイントを作成するという一連の研究プロセスが実現できたことを評価したい。 		
--	---	--	---	--	--	--

<p>政策への貢献度の検証を行うこと。</p>	<p>ような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、プロジェクト研究の課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。</p>	<p>ケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。</p> <p>令和4年度に開始するプロジェクト研究の課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討する。</p> <p>検討に当たり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協</p>	<p>評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受けているか。</p> <p>・令和4年度に開始するプロジェクト研究の課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討しているか。</p> <p>・検討に当たり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研</p>	<p>・従業員のQWL向上が腰痛予防や災害予防で実現し、結果として離職予防や利用者サービスの向上にもつながることが実証され、社会福祉事業者の安全衛生に取り組む動機付けに活用されることが期待される。</p> <p>・令和4年度開始予定のプロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、具体的かつ明確な目標設定、ロードマップの作成を行うとともに機構において、安衛研究部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、内容を検討した。 (令和4年度開始予定のプロジェクト研究課題)</p> <p>○ 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究</p>		
-------------------------	---	---	--	---	--	--

<p>イ 協働研究 機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。</p>	<p>イ 協働研究 第3期中期計画では、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を実施してきたところである</p>	<p>働研究として実施することも考慮する。 また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。 なお、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。</p>	<p>究として実施することも考慮しているか。 ・研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開しているか。 ・年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施しているか。 ・機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、さらなる統合効果を発揮するため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和3年度研究一覧」のⅡの</p>	<p>・ 各研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページで公開している。 ・ 社会的要請の変化等に基づき早急に対応する必要が認められるプロジェクト研究課題は発生しなかった。</p> <p>イ 協働研究 ・ 令和3年度は、「協働研究規程」に則り、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、年度計画の「令和3年度研究一覧」のⅡで定められている6課題を設定し、実施している。令和3年度の進捗状況は下記のとおり。</p> <p>① 過労死等の防止等に関する研究 「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」と設定し、病院事務局職員の労働環境の実態把握と改善策の提案及び新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下における病院職員の精神的影響の把握とそれを踏まえた対策の検討を目的として研究を実施した。 令和3年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・ 研究分担者の所属する労災病院（2施設）の事務局管理職及び機構本部の病院勤務経験者（3名）にヒアリング調査を実施した。 ・ 各施設の産業医と病院事務局の過重労働の状況を確認した。 ・ 複数の労災病院（12施設）の職員を対象にCOVID-19とメンタルヘルスに関するアンケート調査を実施した。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

<p>研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、連携による相乗効果が期待される</p>	<p>が、当機構では、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能や、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第4期中期計画においては、安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）を実施する。</p> <p>研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくものを設定する。</p>	<p>研究に重点化して実施する。</p>	<p>研究に重点化して実施しているか。</p>	<p>② 脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究 「せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」を開始した。 安衛研、関東労災病院、横浜労災病院が協働して医療データ分析に基づく工学的対策の検討、安衛研、医療リハビリテーションセンターが協働して歩行支援機器の安全性、臨床効果に関する検討及び歩行支援機器モデル構想の提案について研究を実施した。 令和3年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・転倒災害データの定量分析結果を論文化するとともに、新たな転倒災害防止対策の検討を行った。 ・歩行支援機器の安全性・使用性向上のため、安全チェックリストの改訂、安全チェックのためのMR（複合現実）教材を作成した。 ・国内外の歩行支援機器の現状を調査し、その結果から得られた課題を解決するため、機構モデルの製作を進めた。</p> <p>③ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究</p> <p>ア「ベリリウム化合物の取扱作業等へのばく露防止及び健康管理に関する研究」 特殊健康診断項目の見直しの必要性や健康管理手帳の交付要件の見直し等の必要性（慢性ベリリウム症診断の見直しを含む。）から研究を開始した。 令和3年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・ベリリウムを取り扱っている複数の事業所に対して研究内容について、電子（WEB）会議システムを活用した説明会を実施した。 ・ベリリウム感作の判定基準の確立を目指すべく、研究参加に同意した慢性ベリリウム症、類似疾患の患者やベリリウム非取扱者に対して検査を行い、それぞれの結果を比較検討した。</p> <p>イ「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」 厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年9月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策、経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和2年度から新たな協働研究を実施することとした。 令和3年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・シリカを取り扱っている事業所に事前の訪問調査及び本調査を実施した。 ・シリカ粒子の粒子径と結晶度の違い等による毒性影響調査や動物実験を実施した。</p>		
---	---	----------------------	-------------------------	---	--	--

<p>ものについて設定すること。</p> <p>ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病及び産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。</p>	<p>なお、年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に関する施設等の研究者間の交流を図る。また、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。</p> <p>ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上</p>	<p>なお、年間1回程度、協働研究協議会、調査研究発表会等を開催し、協働研究等に関する施設等の基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図る。協働同研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。</p> <p>ウ 基盤的研究 安衛研において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から</p>	<p>・年間1回程度、協働研究協議会、調査研究発表会等を開催し、協働研究等に関する施設等の基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図っているか。協働同研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指しているか。</p> <p>・安衛研において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から</p>	<ul style="list-style-type: none"> 過労死分野及び産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、日本職業・災害医学会学術大会（以下「職災学会」という。）の中に当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンライン開催）。 令和3年11月27、28日に開催された第69回職災学会において、研究成果等について発表を行った。 一般口演：6題 ※プログラムについては「4. その他参考情報」を参照 令和3年度実施中の「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾患に関する労働衛生学的研究」について、令和3年5月28日、令和4年3月24日に安衛研、労災病院、外部協力機関及び機構本部との電子（WEB）会議システムを活用した意見交換を行った。 <p>ウ 基盤的研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、年度計画の「令和3年度研究一覧」のⅢから4課題増及び1課題減し、以下の22課題の基盤的研究を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> トラック荷台等からの転落防止に求められる昇降設備の検討 機械学習を災害事例分析に適用するための特徴量データベースの構築に関する研究 足こすり動作による簡易すべり官能評価手法に関する研究 水分が関係する化学反応によるマグネシウム発火事故の防止に関する研究 大型建設機械を対象とした安定設置に必要な地盤要件の検討 自然地山の掘削勾配と斜面安定性の検討 シールドセグメントの崩壊災害等の防止に関する研究 建設用ゴンドラの風に対する安定性に関する研究 交差フレームに受圧シートを張った土砂遮断装置の高度化に関する研究 新技術が労働安全に及ぼす影響に関する調査研究 機械学習を用いた作業姿勢判別と操作力推定に基づく反動作業の転倒リスク評価に関する検討 機械による労働災害事例研究のための標準テキストデータの整備 		
---	---	---	--	--	--	--

<p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。</p>	<p>必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p> <p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p>	<p>労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙1「令和3年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施する。</p> <p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p>	<p>労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙1「令和3年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施しているか。</p> <p>・厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施しているか。</p> <p>・研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ パッチ型センサによる深部体温推定の妥当性評価 ○ 熱中症救急搬送データと労災病院のデータを用いた熱中症の分析 ○ 時間知覚パフォーマンスを用いた精神的疲労評価法の検討と開発 ○ 作業環境中の測定のためのイオン移動度分析装置の開発 ○ 若年労働者の健康リテラシー評価尺度の検討：看護職・介護職対象のフィージビリティ調査 ○ 拡散捕集管の個人ばく露測定への応用に関する研究 ○ 職場における暴言の間接的聴取が作業者のパフォーマンスと精神的健康に与える影響 ○ 在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作を評価する指標の開発とその妥当性の検証 ○ 低濃度有機溶剤蒸気に関する作業環境測定のための固体捕集剤の研究 ○ 個人騒音ばく露測定導入に向けた騒音測定・評価方法の構築と個人騒音ばく露計の試作 <p>・ 研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。</p> <p>エ 行政要請研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省からの要請を受けた8課題について調査研究を実施し、調査研究の終了した5課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。なお、8課題中「低所（2m未満）からの墜落による頭部等への衝撃に関する研究」等5課題は令和3年度から研究を開始した。 ・ 令和2年度に調査研究の終了した5課題について安衛研究部会における事後評価を受けた。 <table border="1" data-bbox="1092 1003 2190 1654"> <tr> <td>低所（2m未満）からの墜落による頭部等への衝撃に関する研究【令和3年度終了】</td> <td rowspan="4">令和3年度新規</td> </tr> <tr> <td>陸上貨物運送事業における荷役作業中の労働災害の発生要因の分析について【令和3年度終了】</td> </tr> <tr> <td>ICT技術を活用した車両系建設機械の遠隔操作システム等の普及に伴う労働災害発生リスクの研究</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設における作業態様等に応じた労働災害の分析【令和3年度終了】</td> </tr> <tr> <td>ずい道等建設工事の粉じん測定に使用することができる相対濃度指示方法（デジタル粉じん計）とその標準K値の設定に関する研究</td> <td rowspan="3">継続</td> </tr> <tr> <td>交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究</td> </tr> <tr> <td>小規模事業場における化学物質管理支援のあり方に関する研究【令和3年度終了】</td> </tr> <tr> <td>騒音障害防止対策に関する調査【令和3年度終了】</td> <td></td> </tr> </table> <p>厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始に当たり、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング ② 実施の可否及び担当研究員を調整 ③ 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 ④ 研究開始（※必要に応じて厚生労働省と意見交換） 	低所（2m未満）からの墜落による頭部等への衝撃に関する研究【令和3年度終了】	令和3年度新規	陸上貨物運送事業における荷役作業中の労働災害の発生要因の分析について【令和3年度終了】	ICT技術を活用した車両系建設機械の遠隔操作システム等の普及に伴う労働災害発生リスクの研究	社会福祉施設における作業態様等に応じた労働災害の分析【令和3年度終了】	ずい道等建設工事の粉じん測定に使用することができる相対濃度指示方法（デジタル粉じん計）とその標準K値の設定に関する研究	継続	交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究	小規模事業場における化学物質管理支援のあり方に関する研究【令和3年度終了】	騒音障害防止対策に関する調査【令和3年度終了】			
低所（2m未満）からの墜落による頭部等への衝撃に関する研究【令和3年度終了】	令和3年度新規																
陸上貨物運送事業における荷役作業中の労働災害の発生要因の分析について【令和3年度終了】																	
ICT技術を活用した車両系建設機械の遠隔操作システム等の普及に伴う労働災害発生リスクの研究																	
社会福祉施設における作業態様等に応じた労働災害の分析【令和3年度終了】																	
ずい道等建設工事の粉じん測定に使用することができる相対濃度指示方法（デジタル粉じん計）とその標準K値の設定に関する研究	継続																
交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究																	
小規模事業場における化学物質管理支援のあり方に関する研究【令和3年度終了】																	
騒音障害防止対策に関する調査【令和3年度終了】																	

<p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。</p> <p>過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。</p>	<p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。</p>	<p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定。以下「大綱」という。)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。</p> <p>なお、大綱は、3年ごとに見直しが行われることになっており、令和3年度に大綱の改定がなされた場合は、その内容に沿って取り組むこと</p>	<p>・ 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定。以下「大綱」という。)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献しているか。</p> <p>・ 大綱は、3年ごとに見直しが行われることになり、令和3年度に大綱の改定がなされた場合は、その内容に沿って取り組むこと</p>	<p>⑤ 研究結果を厚生労働省に報告し、喫緊の行政課題解決に活用</p> <p>《活用例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の報告により「令和3年9月29日発陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組について(基安安発第0929第4号)」の発出につながり労働衛生施策の策定に貢献した。 【リーフレット「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します」を厚生労働省とともに作成し、令和3年7月に厚生労働省、日本パレット協会、安衛研のホームページ上で公開】 <p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>○ 過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定)の第3の2に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。</p> <p>令和3年度は、以下の①～④について実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 過労死等事案の解析 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の業務上事案調査復命書(延べ725件)及び平成27年度から令和元年度の業務外事案調査復命書(延べ6,973件)のデータを入力した。 ② 疫学研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような要因が過労死等のリスク要因として影響が強いのかを調査することを目的に、参加企業9企業(延べ5万人)が参加し、長期間(5～10年)にわたる勤怠記録、ストレスチェック結果及び健康診断等データの収集・分析を進めている。 ・ 過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定)で過労死等が多く発生していると指摘されている職種・業種のうち、看護師と自動車運転従事者に対する現場介入調査のため、日本看護協会と日本トラック協会の協力を得て、交代制勤務看護師とトラック運転手を対象とした現場調査研究を引き続き実施した。 ・ 高齢者介護施設で働く介護者に対する調査に向けて、ヒアリング調査を実施した。 ③ 実験研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間労働による脳心臓疾患発症のメカニズム解明のため、2つの実験を柱とし、心肺持久力に関する実験では引き続き実験及び調査を行った。また、過重労働による循環器負担に関する研究では、次年度から実施するドライブシミュレーターを用いた実験の準備を行った。 ④ 対策実装研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過労死等防止対策の実装に向けて、タスクフォースを結成し、課題の洗い出しや重点業職種の経営者・作業員へのヒアリングによる情報収集を行った。 ・ 企業の経営者、大手企業の安全衛生リーダー、業界団体等で構成される会議を令和3年度は計2回実施し、課題や対策アクションの実行可能性を議論した(令和3年12月16日、令和4年3月16日)。 <p>○ 過労死等に関する調査研究で個人情報については、独立行政法人個人情報保護法等の関係法令、関係規程及び指針等に基づく取扱いを行うことはもとより、当該研究関係者については、いかなる場合においても個人情報は漏らさないとした誓約書を厚生労働大臣宛て提出しているほか、研究に活用している労災調査復命書は、研究関係者以外は閲覧できないようにセキュリティ管理された保管庫で管理する等、厳格に取り扱っている。</p>		
---	---	---	---	--	--	--

	<p>とする。</p> <p>本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。</p> <p>また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置を講ずる。</p> <p>上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の</p>	<p>とする。</p> <p>本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めているか。</p> <p>また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について、引き続き具体的な検討を進める。</p> <p>上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の</p>	<p>んでいるか。</p> <p>本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めているか。</p> <p>・過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について、引き続き擬態的な検討を進めているか。</p> <p>・必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機</p>	<p>○ 過労死等に関する調査研究については、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について密な連携を図るため、令和3年度は計5回の会議等を実施した（令和3年6月8日、6月11日、8月20日、9月21日、11月5日）。</p> <p>○ 「令和3年版過労死等防止対策白書」（令和3年10月26日公表）に掲載された本研究の成果について、第4章「過労死等をめぐる調査・分析結果」や第5章「過労死等の防止のための対策の実施状況」に「令和2年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」等でまとめたデータ及び掲載原稿を提供するなど労働基準局総務課と協議しながら同白書作成に協力し過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止に貢献した。</p> <p>○ さらに、総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」に取り組み、既に解析を行った平成22～31年度（9年間）の公務上事案に、平成31年～令和2年に公務上と判断された78件（脳・心臓疾患事案24件、精神疾患・自殺事案54件）を加え、10年間のデータベースを作成するとともに、公務の遂行状況に注目して事案分析を行い、過労死等の実態の多角的な把握とその防止対策について報告書を提出することにより、研究成果が行政施策に反映されるよう努めた。</p> <p>・ 大規模災害等により、安衛研のサーバーに保存されている過労死等研究のためのデータベース及びこれまでの研究成果の電子情報が遺失しないよう安全性が担保された別の場所にサーバーを設置し、適時バックアップできるような情報システム構築に向けて、専門業者からのアドバイスを基に検討を進めている。</p> <p>・ 協働研究は本部研究と位置付け、機構本部主導で外部の研究機関との連絡調整を行っている。例えば協働研究「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾患に関する労働衛生学的研究」においては、川崎医科大学放射線科にCT読影の協力や、免疫学的解析を依頼するなど必要に応じて、外部機関と役割分担しながら未知の健康障害の解明に取り組んでいる。</p> <p>・ 新たな安全衛生機器の開発として、協働研究「せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」において歩行支援機器のモデル構想に取り組んでいる。</p> <p>○ 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者約2万人の健康管理や放射線影響の有無などについての疫学研究が国の施策として平成26年度から行われている。 平成31年度から5年間実施される研究に応募し、厚生労働省から採択され、補助金を得て安衛研において標記研究を実施している。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>(3) 研究の実施体制等の強化 ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。 イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことがで</p>	<p>健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。 なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。 (3) 研究の実施体制等の強化 ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。 イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者</p>	<p>健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。 なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。 (3) 研究の実施体制等の強化 ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。 イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとお</p>	<p>器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮しているか。 ・研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努めているか。 ・機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化しているか。</p>	<p>当該研究は、緊急作業従事者を生涯（数十年以上）にわたって追跡し、健康状態を調査する研究である。このため、公益財団法人放射線影響研究所、大学、放射線医学総合研究所等の他の研究機関と役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。 なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研究所で行われていたことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行っている。</p> <p>・ 開発した機器等※は、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけを通じて、広く普及されるよう努めている。新たに3件の特許出願を行い、保有登録特許件数は令和3年度末時点で26件である。 ※安衛研で開発し特許を取得した、あるいは申請中の機器の例は以下のとおりである。 -特許を取得した機器の例- 貫入型パイプひずみ計、接地確認装置 -特許申請中の機器の例- 土砂遮断構造物の強度試験方法及び強度試験装置、放電電荷量測定装置</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化</p> <p>・ 研究試験を掌理する理事を中心として、下記の事項を行うなど機構における労働安全衛生に係る研究・試験事業が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究試験企画調整部が総合的な企画調整を行った。 ① 厚生労働省から要請のあった研究について、政策担当者から行政ニーズ等を確認し、研究員と厚生労働省との調整を図りながら行政要請研究（8課題）を実施 ② プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究については、研究員と厚生労働省の政策担当部門との調整を図り、意見交換を19回実施 ③ 協働研究「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」の実施に当たり、労災病院の事務局との調整を図り、労災病院等12施設において職員を対象としたアンケート調査及び2施設において事務職員を対象としたインタビュー調査を実施</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>きる人材の確保に努めること。</p>	<p>の確保はもとより、人材の交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。</p>	<p>り取り組む。</p> <p>① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学术交流を進める。</p> <p>② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。</p> <p>④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。</p>	<p>・ 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学术交流を進めているか。</p> <p>・ 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与しているか。</p> <p>・ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行っているか。</p> <p>・ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡科学技術大学、東京電機大学、北里大学など6機関と連携大学院協定を締結し、安衛研の研究員を連携准教授、客員教授等として協定先大学院に延べ11人の講師を派遣し、指導等を行った。 ・ 過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPTと連携して研究を行い、労働政策研究に係る学术交流について進めている。 ・ 同上。 ・ 東京大、東京電機大、東京都市大、日大など10以上の研究機関の研修生等28人を受け入れている。 ・ デンマーク、ドイツ、フランス、フィンランド、オーストラリアの労働安全衛生関連有識者との電子（WEB）会議システムを活用した合同会議（令和3年7月22日、9月16日、11月15日）、WHOのCOVID-19関連オンライン研修コンテンツの制作への協力、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」に委員として参加する等の国内外の機関の要請に応じた協力・支援を行っている。 		
<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。</p>	<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会の二</p>	<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システムも活用し、下記のとおり、国内外の大</p>				

ニーズがある多様な研究テーマに対応できるよう、引き続き客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。

学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。

① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。

② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調

・フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めているか。

・研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・

- ・ 他の研究機関の第一線で活躍している研究者、あるいは労働安全衛生において著名な実績を持つ有識者を安衛研のフェロー研究員（43人）として任命し、これらの人脈を活用した相互交流、共同研究を行っている。
- ・ 研究協力協定等に基づく国外の研究機関との交流
令和3年度末時点の締結状況は下表のとおり。

国	研究機関	締結（改定）年月
アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2001年6月 （2019年5月）
イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	2001年11月 （2004年11月）
カナダ	ローベルソウベ労働安全衛生研究所	2009年2月 （2021年10月）
マレーシア	マレーシア労働安全衛生研究所	2016年3月 （2021年11月）
韓国	国立釜慶大学	2001年8月 （2022年1月）
	韓国産業安全衛生公団 労働安全衛生研究院	2001年11月 （2021年4月）
	国立忠北大学	2008年3月 （2021年7月）
	韓国安全学会	2018年10月 （2021年10月）
	ソウル科学技術大学校	2002年9月 （2019年6月）
ドイツ	ドイツ ヴュルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	2019年9月

- ・ 韓国雇用労働府等、国外の労働安全衛生研究機関等からの研究員を受け入れてきた。
また、東京大、東京電機大、東京都市大、日大など10以上の研究機関の研修生等28人を受け入れている。

- ・ 研究員の受入れ・国内外の派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限があり実施を見合わせた。来年度の実施に向けて新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたルールを検討するなど、引き続き体制整備を行っている。

<p>エ 自然科学的な側面と社会科学側面を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の</p>	<p>エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等</p>	<p>査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、新型コロナウイルス感染症による活動制限の状況も鑑みつつ、可能であれば研究員を派遣する。</p> <p>また、令和3年度から新たに安衛研に「新技術安全研究グループ」を設置し、ロボット、AI（人工知能）、IoTなどの新技術に関する労働災害防止対策の研究を開始する。本研究に当たっては、従来にも増して、国内外の労働安全衛生研究の最新の知見及び動向を把握し、関係機関との連携を強化する。</p> <p>エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構</p>	<p>研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、新型コロナウイルス感染症による活動制限の状況も鑑みつつ、可能であれば研究員を派遣しているか。</p> <p>・令和3年度から新たに安衛研に「新技術安全研究グループ」を設置し、ロボット、AI（人工知能）、IoTなどの新技術に関する労働災害防止対策の研究を開始するに当たり、従来にも増して、国内外の労働安全衛生研究の最新の知見及び動向を把握し、関係機関との連携を強化しているか。</p> <p>・過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日に「新技術安全研究グループ」を安衛研に設置し、産業現場における労働災害防止の観点からの新技術の活用及び安全面の問題について、課題を抽出・分析し、新技術の開発と使用の両面から取り組んでいる。当面実施すべき研究テーマ等について、第13次労働災害防止計画に記載されている研究課題なども考慮した上で、厚生労働省政策担当部門との意見交換を行い、3課題の研究を開始したほか、IoT、AI、協働・介護ロボットなどの専門家を委員とした新技術コンソーシアム（令和3年11月9日、令和4年3月1日）を開催し、新技術の今後の可能性や労働安全上の課題等について検討を行った。 過労死等に関する調査研究において、JILPTの研究員が過労死等の事案解析に関し、労働者の人間関係等社会的側面に着目した解析を行うなど安衛研の研究者と連携・協力して取り組んでいる。また、全日本トラック協会、日本看護協会の協力・連携の下、運送業や医療現場を対象にした共同研究「トラック運転手の働き方の実態にあわせた効果的な過重労働対策に関する研究」、「交代制勤務看護師の勤務間インターバルと疲労回復に関する研究」を行っている。 		
---	--	--	--	--	--	--

<p>機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。</p>	<p>の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。</p>	<p>等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。</p> <p>また、令和3年度から新たに安衛研に「社会労働衛生研究グループ」を設置し、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行うこととしており、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連携を強化する。</p>	<p>の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進しているか。 ・令和3年度から新たに安衛研に「社会労働衛生研究グループ」を設置し、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行うこととしており、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連携を強化しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月1日に「社会労働衛生研究グループ」を安衛研に設置し、過労死等の労働・社会分野の調査・分析に取り組んでいる。国が定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で求められている過労死等に関する労働・社会分野の調査研究について、アンケート調査やヒアリング調査を実施した。 		
<p>オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。</p>	<p>オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を整備する。</p>	<p>オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に設置した化学物質情報管理研究センターにおいて、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災</p>	<p>・中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に設置した化学物質情報管理研究センターにおいて、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月1日に「化学物質情報管理研究センター」を安衛研に設置し、中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を一元的に実施できるよう体制整備に取り組んでいる。当該センターを中核として化学物質関連の労働安全衛生研究を実施しているほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛生部と密に連携していくため、月1回を目安に安衛研、機構本部及び厚生労働省安全衛生部との打ち合わせを実施した。 ・ 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」において提案されているばく露防止対策における気中環境濃度基準（ばく露管理値）に関連して、気中濃度の測定方法や、令和4年度以降のばく露管理値の設定スキーム等を提案するための検討を行った。 ・ 情報発信体制の整備に伴い、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書及びそれを受けた政省令改正にかかる周知解説の動画2本を作成し、安衛研のYouTubeチャンネル（JNIOOSHチャンネル）にアップロードした。また、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化候補物質リストを公開した。 		

<p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点か</p>	<p>また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点か</p>	<p>報を収集する。また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。</p> <p>イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p> <p>ウ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点か</p>	<p>を収集しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供しているか。 ・最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布しているか。 ・世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進しているか。 <p>・研究業務を適切かつ効率的に推進する観点か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際学術誌「Industrial Health」を6回発行し、国内外の大学・研究機関等に配布した。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年7月にWHO 労働衛生協力センターとして引き続き指定された（指定期間は4年間）。WHOからのTerms of referenceは次の2テーマであり、安衛研の研究員がそれぞれ担当している。 <ul style="list-style-type: none"> ① 西太平洋地域諸国における過重労働関連健康議会要因に関するツールキットとファクトシートの国際的用途推進 ② 西太平洋地域諸国における職業性熱中症の予防策とツールキットの国際応用と推進 ・ 新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関連して以下の活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① COVID-19関連資料の国内での普及要請への対応 ② 2022年4月開催のベトナム労働環境衛生研究所と合同ワークショップ開催の準備協力 ③ 産業医科大学産業生体科学研究所との共同でWHOの学習プラットフォーム日本語版を作成し、公開（令和3年10月） <p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を安衛研究部会で厳格に実施した。また、令和3年度の評価結果は、研究業務に反映させるとともに、令和2年度の 		
--	---	---	---	---	--	--

<p>ら、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p> <p>研究成果の評価に当たっては、以下の指標を設定すること。</p> <p>ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること(成果ごとに、5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね妥当である)、2</p>	<p>ら、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p> <p>研究成果の評価指標及び中期目標期間中の達成目標は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること(成果ごとに、5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね妥当である)、2</p>	<p>ら、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p> <p>研究成果の評価指標及び令和3年度の達成目標は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 令和3年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること(成果ごとに、5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね</p>	<p>ら、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表しているか。</p> <p>・令和3年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ているか。</p>	<p>評価結果及びその研究業務への反映内容は報告書として取りまとめ、ホームページに公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者が自身の研究に対する評価に納得感が得られるよう、安衛研究部会における評価の結果や評価委員のコメントを研究者にフィードバックすることで今後の研究活動に資するよう促すとともに、優秀な研究については、理事長表彰(令和3年9月22日実施)を行っている。 また、研究者の裁量で研究計画が立案でき、将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究の位置づけである基盤的研究という枠組みで意欲的に挑戦できる機会の提供を行っているほか、研究者の希望に応じて機構内他施設の研究者等との協働を機構本部が仲介する等、新たなチャンスを提供できるようにしている。 令和3年度は、プロジェクト研究(4課題)、協働研究(4課題)、行政要請研究(5課題)の事前及び事後評価を実施した。また、協働研究(4課題)の中間評価を実施した。 プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の合計10課題については、安衛研究部会の外部評価(事後評価)を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回るとともに、その平均点は4.06であった。 		
--	--	---	--	--	--	--

<p>点（やや劣っている）、1点（劣っている））。</p> <p>イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>類似する研究に係る実績を踏まえ設定した。</p> <p>（6）研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。</p> <p>ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の</p>	<p>（やや劣っている）、1点（劣っている））。</p> <p>イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。</p> <p>（6）研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機</p>	<p>妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。</p> <p>イ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和3年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。</p> <p>（6）研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機</p>	<p>・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和3年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けているか。</p> <p>・行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得ら</p>	<p>・令和2年度に終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計12課題の報告書を厚生労働省に提出し、「政策効果が期待できる」かどうかの評価を受けた。その結果、1（非常に政策効果が期待できる）が6課題、2（政策効果が期待できる）が6課題の判定であり、2以上の「政策効果が期待できる」との判定が100%であったことから、目標の80%を上回った。</p> <p>（6）研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応した。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過労死等の調査研究の研究成果が過労死等防止対策白書に掲載された。 ・ 過労死等防止調査研究センターの知見を活かし、以下のとおり検討会等へ参加している（令和3年度は以下の2件）。 <p>① 厚生労働省労働基準局補償課による「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50件以上とすること。</p>	<p>関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に50件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。</p> <p>イ 学会発表等の促進</p> <p>① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。</p> <p>② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告(SRR)等としてとりまとめ、広く関係労</p>	<p>関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。</p> <p>令和3年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上とする。</p> <p>イ 学会発表等の促進</p> <p>① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。</p> <p>② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究試験報告(SRR)等としてとりまとめ、広く関係</p>	<p>れた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献しているか。</p> <p>・令和3年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上貢献しているか。</p> <p>・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進しているか。</p> <p>・プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告(SRR)等としてとりまとめ、広く関係労働安</p>	<p>会」(座長：磯博康・大阪大学教授)に委員として参加した(令和3年4月20日、5月28日、6月22日、7月7日)。</p> <p>② 厚生労働省労働基準局補償課による「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」(座長：黒木宜夫・東邦大学名誉教授)に委員として参加した(令和3年12月7日、令和4年2月8日、3月15日)。</p> <p>労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等実績は12件(目標値10件、達成度120.0%)であった。主な内容は下表のとおり。</p> <hr/> <p>制定、改正等を行った法令、通達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設(介護施設)における労働災害防止に向けた一層の取組について(協力依頼)(令和3年9月29日付け基安安発0929第3号、基安労発0929第3号) ○ 防爆構造電気機械器具の型式検定に係る検定の方法等の改正について(令和3年9月1日付け基発0901第5号) ○ 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底について(令和3年11月12日付け基安安発1112第3号) ○ シールドトンネル工事の安全・安心な施行に関するガイドライン(令和3年12月21日付け国官技第242号) <hr/> <p>イ 学会発表等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表(ウェブを含む。)、原著論文等の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進し、令和3年度は口頭発表237件、論文発表159件、学会等における受賞18件であった。 <発表及び受賞例> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務間インターバルの変化が睡眠時間に及ぼす影響：日勤労働者を対象とした縦断調査(第94回日本産業衛生学会若手優秀演題賞)等 ・令和2年度に研究が終了したプロジェクト研究3課題について、特別研究報告(SRR)を発行し、共同研究を行っている大学、業界団体等に送付した。 ・また、プロジェクト研究をはじめとする研究の成果を安衛研のホームページで公開し、併せて安衛研メールマガジンにおいて厚生労働省、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等に発信することで積極的な広報を行った。 		
---	---	--	---	--	--	--

<p>イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。</p> <p>中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。</p>	<p>労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。</p>	<p>労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。</p> <p>なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情</p>	<p>全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図っているか。</p> <p>・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。</p> <p>・安衛研において、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援シス</p>	<p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>・以下の調査及び研究の成果をホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。</p> <p>安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」(年6回発行) 和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2回発行) 特別研究報告等の掲載論文 技術資料 等</p> <p>・「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を研究所のホームページ及びJ-STAGE(化学技術情報発信・流通統合システム/独立行政法人科学技術振興機構)で公開した。</p> <p>・YouTubeのJNIOOSHチャンネルにて実験動画等を公開した。</p> <p>・研究所一般公開及び安全衛生技術講習会等のイベントは開催告知のみならず、終了後の結果報告についても速やかにホームページに掲載した(なお、イベントの開催は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりオンライン上で開催した。)</p> <p>・研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は285万回であり、目標としていた年240万回を大幅に上回った。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

	<p>報発信支援システム)に公開する。</p> <p>令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p>② メールマガジンを毎月1回発行し、安衛研の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>① 職場におけ</p>	<p>報発信支援システム)に公開しているか。</p> <p>・令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得ているか。</p> <p>・令和2年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月1回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報しているか。</p> <p>・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行っているか。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>① 安全衛生技</p>	<p>テム)に公開しているか。</p> <p>・令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得ているか。</p> <p>・令和2年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月1回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報しているか。</p> <p>・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行っているか。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>・安全衛生技術</p>	<p>・令和2年度労働安全衛生総合研究所年報を令和4年2月28日に発行した。</p> <p>・メールマガジン(安衛研ニュース)は毎月1回配信し、労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行っている。</p> <p>・「労働安全衛生総合研究所技術指針(可燃性液体塗料用静電ハンドスプレー装置の安全要求事項および試験方法)」を令和4年3月1日に発行し、安衛研ホームページでも公表した。</p> <p>・一般誌等に106件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。</p> <p>・国内テレビ局等からの取材8件に協力した。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>・令和3年度の安全衛生技術講演会を令和3年9月28日に開催した(新型コロナウイルス感</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、</p>	<p>る労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する講演会を開催する。</p> <p>② 安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>オ 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情</p>	<p>術講演会は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し開催する。さらに労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。</p> <p>② 安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、実施を検討し、調査及び研究成果の紹介については、安衛研ホームページも活用し行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>オ 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情</p>	<p>講演会は、電子（WEB）会議システム等も活用し開催しているか。</p> <p>・労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設けているか。</p> <p>・安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、実施を検討し、調査及び研究成果の紹介については、安衛研ホームページも活用しているか。</p> <p>・国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応しているか。</p> <p>・研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情</p>	<p>染症拡大の影響によりオンライン開催)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央労働災害防止協会主催の「第80回全国産業安全衛生大会」(令和3年10月27～29日)にて講演を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度の安衛研の一般公開は実開催を行わず、安衛研ホームページ上でのオンライン開催を行った。国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しての見学対応については、問い合わせがあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に見学を見合わせた。 <p>オ 知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っており、令和3年度末時点では、保有登録特許件数は26件、特許出願中は9件となっている。令和3年度中に開放特許情報データベースに登録したものは無いが、今後の活用促進を図るため、当該データベースの登録を検討していく。なお、安衛研が取得している特許権等はホームページでの広報等により、その活用促進を図っている。 		
---	--	---	---	--	--	--

<p>当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年 10 件の 5 倍の 50 件を中期目標期間における目標とした。</p> <p>ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成 29 年度実績の 240 万回を踏まえ、その 5 倍の 1200 万回以上とした。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内</p>	<p>報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p>	<p>報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p>	<p>報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図っているか。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。</p> <p>業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。</p> <p>労働安全衛生行政上の課題に対応した研究成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の</p>						
---	--	--	--	--	--	--

減少に結び付くため。						
------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

第 69 回職災学会 労働安全衛生研究報告プログラム

No.	議題名	発表者
1	シリカ粒子の微小化が及ぼす細胞毒性への影響	労働安全衛生 総合研究所
2	可燃性液体の静電気災害防止に関する研究	労働安全衛生 総合研究所
3	産業現場における ICT 機器を活用したリスク低減方策の検討	労働安全衛生 総合研究所
4	墜落・転落災害防止に向けた非熟練者の行動特性の分析と支援手法に関する検討	労働安全衛生 総合研究所
5	労働者のメタボリックシンドローム改善に向けた高め強度インターバルトレーニングの有効性	労働安全衛生 総合研究所
6	芳香族アミン類の経皮吸収に関する検討	労働安全衛生 総合研究所

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号、同項第5号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームページ アクセス数 （計画値）	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回	240万回	240万回				予算額（千円）	3,057,079	4,030,486	5,582,050	
ホームページ アクセス数 （実績値）	—	240万回 （H29年度実績）	296万回	310万回	285万回				決算額（千円）	3,109,963	4,101,414	4,533,962	
達成度	—	—	123.5%	129.3%	118.6%				経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725	3,578,141	
									経常利益（千円）	110,335	68,045	280,987	
									行政コスト（千円）	3,366,283	3,512,119	3,903,533	
									従事人員数（人）	122	131	129	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進 労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。</p> <p>ア 職業性疾病等の原因、診断及び治療</p>	<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のおり取り組む。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診断・治療 被災労働者の</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。</p>	<p><主な定量的指標> 令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受けているか。</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>労災疾病等医学研究については、中期目標に示された3領域の研究を実施した。令和4年2月18日及び3月4日に業績評価委員会医学研究評価部会（以下「医学研究部会」という。）を開催し、7テーマ研究の研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関する中間評価を受け、令和4年度における研究・開発、普及の継続が承認された。また、令和3年度までに研究等が終了した職業関連癌を含めた3テーマの研究成果を取りまとめた研究報告書を提出し、いずれも優れている、良好などの評価を受けた。</p> <p>協働研究「せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」テーマにおける医療データ分析について、労災疾病等医学研究「運動器外傷機能再建」テーマで構築した「運動器外傷データベース」のデータを提供するとともに、当該研究代表者等が協働研究に参加し連携を図っている。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診断・治療 ○ 「運動器外傷機能再建」テーマ（令和3年は研究・開発期間の最終年度） 「運動器外傷データベース」に登録された1,233症例のうち受傷時に就労していた者から開頭手術例と重症せき損例を除いた就労評価対象者983例の予後等について追跡調査（6か</p>	<p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>中期目標に示された3領域について、協働研究との連携、労災指定医療機関に所属する研究協力者と連携体制の構築を図るなど着実に研究を行い、特に労災保険給付に係る認定の迅速化・適正化が期待される研究成果が得られた。</p> <p>①じん肺の合併症である続発性気管支炎の労災認定基準において、痰の量、性状等が一つの基準とされているところであるが、膿性であるかについては目視による定性検査であり、客観性に乏しく、定量性に欠けると学会などで長年に渡り指摘されていた。この点、労災病院において長年蓄積してきたじん肺診断等の実績を活かし、数値として判断が可能な</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>イ 労働者の健康支援</p>	<p>② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</p>			<p>月後、1年後、2年後フォローアップ)を行った。フォローアップ率は、6か月後72.1%、1年後69.1%、2年後47.4%。</p> <p>また、受傷後6か月、1年、2年の時点で就労状況が判明した症例を対象として、復職状況を調査した結果、受傷6か月後の復職率は76.4%、1年後82.3%、2年後85.6%だった。</p> <p>復職に影響する要因である「年齢」「肉体労働」「正規雇用」「労災保険」「開放骨折」「下肢・骨盤骨折」「疼痛」「深部感染」のうち、特に「正規雇用」は復職を促進する方向に、「開放骨折」「疼痛」は復職を阻害する方向に、それぞれ影響していた。</p> <p>第69回職災学会で、骨折患者の復職対策として、非正規雇用、開放骨折患者に対しては早期より復職・両立支援の介入を開始することが重要であり、治療としては感染制御、疼痛管理が重要である旨の中間報告を行った。令和4年度は研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施する予定。</p> <p>○ 「職業関連癌」テーマ（令和3年度は普及最終年度） 網羅的に関連性が示唆される遺伝的要因を探索し、喫煙、飲酒、職業・産業分類などの膀胱癌の発生に寄与すると考えられる環境因子も説明変数に入れて、GWAS、gene-wise解析を行った結果、膀胱癌・尿路上皮癌と関連する一塩基遺伝子多型（SNP）遺伝子が浮上し、これについて病理学的解析を実施。GWASによってgliomedin遺伝子が膀胱癌において腫瘍抑制因子として、男性における膀胱癌発生への関連が示唆される結果が得られた。 これら研究報告書を作成するとともに、第69回職災学会等で発表するなど研究成果の普及活動に努めた。</p> <p>② 労働者の健康支援 ○ 「生活習慣病」テーマ（令和3年は研究・開発期間の最終年度） ① 「地域社会における社会的ストレス及び社会関係資本と生活習慣病との関連に関する研究」については、研究代表施設及び研究分担施設で1,047症例を収集。ストレスについてのアンケートを解析。また、より広範囲なデータ収集のため、労災病院職員を対象としたアンケート(4,979症例)を集め解析を実施した。 ② 「孤独死の要因となる動脈硬化疾患の発症・再発に関する研究」については、心血管系動脈硬化性疾患患者581名を単独世帯患者グループ103名と複数世帯患者グループ478名とに分けて、性別、動脈硬化危険因子（高血圧、脂質レベル、HbA1C、喫煙歴）とSelf-rating Depression Scale（以下「SDS」という。）評価による抑うつ度に関して検討を実施した。 ③ 「教員の過労死を予防するモデルの構築に関する調査研究」については、宮城県教職員の時間外労働の実態調査を行い、時間外勤務時間、休日勤務と抑うつ関係の調査を行い、第69回職災学会で、微量アルブミン尿を有する教職員において、家庭血圧を指標とした指導を受けた群と受けない群で1年度の微量アルブミン尿正常化率は両群とも約7割で差異を認めなかった旨の中間報告を行った。 ④ 「抑うつ傾向と脳・心臓疾患発症リスクとの関係」については、2019年及び2020年に特定健診を受診した宮城県亘理町住民1,030人に対し、通常の健診項目に加えて、早朝随時尿を用いて尿中アルブミン排泄量をCr補正により評価した。また、SDSにより抑うつ傾向の評価を行い、多変量ロジスティック回帰分析により健診データ及びSDSとの関連性を検討した。 令和3年度で研究期間が終了することから、令和4年度は研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施する予定。</p> <p>○ 「メンタルヘルス」テーマ（令和3年は研究・開発期間の最終年度） 令和2、3年度実施した認知トレーニング（参加者118名）を基に、データベースライン、</p>	<p>いか研究を実施。 その結果、「痰に含まれる好中球エラスターゼが、膿性痰の鑑別に当たり客観的指標となる可能性」を明らかにした。</p> <p>② 労災認定に係る時間の短縮につながることを期待される「SLPIが良性石綿胸水の診断及び初期悪性胸膜中皮腫との鑑別診断における有効な診断マーカーとなる可能性」を明らかにした。</p> <p>これら研究成果について学術誌、学会等で発表するなど、以下のとおり、所定の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>・協働研究「せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」テーマに、労災疾病等医学研究「運動器外傷機能再建」テーマで構築した「運動器外傷データベース」のデータを提供するとともに、当該研究代表者等が協働研究と連携して研究を実施した。</p>	
-------------------	---	--	--	--	---	--

				<p>12週間のトレーニング後の認知機能、トレーニング無しでさらに12週間後のデータ収集を行い解析を実施した。</p> <p>令和3年度で研究期間が終了することから、令和4年度は研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施する予定。</p> <p>○ 「メタボローム」テーマ（研究期間中。令和4年度に研究・開発終了予定）</p> <p>① 「労働者における体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）による過労死、過重労働、ストレスを予測する生化学的指標の確立」については、同一の病院職員について残業時間の多い月（過重労働時）及び少ない月（通常労働時）、急性冠症候群を発症した患者（ACS群）、健康診断受診者（対照群）の各群について、血漿、尿、唾液を採取し、メタボローム解析を行った。メタボローム解析の結果、通常労働時と過重労働時の血漿中の代謝物濃度が異なるパターンを示した。この結果を踏まえ、令和2年度に続き症例を増やしデータを解析した。</p> <p>② 「早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発」については、症例（アルコール性慢性膵炎患者、アルコール性早期慢性膵炎患者、健常者（飲酒群・非飲酒群））を増やすため、令和元年度に大阪労災病院、熊本労災病院、総合病院国保旭中央病院を研究分担施設に加えた。症例については、令和元年度で各群10例～20例ほど集め、各群10例ずつ中間解析を実施したところ、早期慢性膵炎のバイオマーカーとなる候補物質を複数発見した。評価試験のためにも目標症例数確保が必要だが、新型コロナウイルス感染症拡大により目標症例数の確保が困難な状況が続いた。症例報告が多い施設の好事例を共有するため研究班会議などを行い症例数確保に努め、中間解析結果を第69回職災学会にて、代謝物の複合的測定が早期慢性膵炎診断のバイオマーカーになり得る可能性が示唆される旨の報告を行った。令和3年度中に確保した症例について解析を実施した。</p> <p>令和4年度は引き続き症例数の確保に努め、ターゲット（候補物質）を絞り解析を実施する予定。</p> <p>○ 「医療従事者の安全」テーマ（令和3年は研究・開発期間の最終年度）</p> <p>医療従事者の抗がん剤による職業性曝露対策のため、抗がん剤の取扱手順の最適化を目指したエビデンスの形成を目指し、曝露の原因と推定される作業（工程）を分析し、各作業での操作方法について仮説を立てて実験・検証を実施した。また、収集した情報を基に手順書を作成した。</p> <p>さらに、手順書を基に作成した映像資料を用いて、低飛散手技や手順の実施を促し、労災病院4施設において飛散量調査を実施したところ、実際の実務下における抗がん剤の飛散量が、手順導入前より減少した。</p> <p>これらの成果を踏まえ、令和4年度は、本研究の結果に基づいた作業手順書の普及と啓発を行っていく。</p> <p>○ 「勤労世代肝疾患」テーマ（令和3年度は普及最終年度）</p> <p>インターフェロン（IFN）フリー治療で持続的ウイルス陰性化（SVR）を達成した勤労世代（65歳未満）患者の症例964例を対象に研究を実施。IFNフリー治療後に肝発癌を20例で認め、累積発癌率は1年0.4%、2年0.8%、3年2.0%、4年3.4%。historical controlとの比較ではIFNフリー治療後の累積発がん率は、IFN治療non-SVR群よりも有意に低下（$P=0.039$）した。また、肝発癌に寄与する因子の多変量解析結果等を取りまとめ、研究報告書を作成するとともに、第69回職災学会等で、IFNフリー治療SVR例で肝発癌は抑制されるが、肝発癌リスク因子を有する患者では慎重な経過観察が必要な旨の報告を行うなど研究成果の普及活動に努めた。</p> <p>○ 「早期復職」テーマ（研究期間中。令和4年度に研究・開発終了予定）</p> <p>平成30年6月の医学研究部会における事前評価において、介入群と対照群を割付するに当</p>	<p>・ 3領域の研究について、令和4年2月18日及び3月4日に医学研究部会を開催し、令和3年度における研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関して中間評価並びに3テーマの研究について研究報告書を提出し最終評価を受けた。令和4年度における研究・開発、普及の継続が承認された。</p> <p>・ 労災疾病等医学研究・開発においては、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者と連携体制を構築し、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p> <p>・ 第3期中期目標期間中に開発され</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p>	<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。</p>	<p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であ</p>	<p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指</p>	<p>・労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療</p> <p>たり適切なランダム化を行うことを条件に実施が承認された。このため、大阪大学データセンターを研究協力者に加えるとともに、より詳細にランダム化について記載した「臨床研究実施計画書」及び「症例取扱い規準」を新たに策定し、大学病院医療情報ネットワーク研究センター臨床試験登録システム（UMIN-CTR）への症例登録を可能とした。こうした大学との連携により適切なランダム化を行った。</p> <p>令和2年度は、研究結果に影響を及ぼすおそれのある新型コロナウイルス感染症陽性者を症例除外基準に加え、患者に対しPCR検査を実施するなど研究の質を担保した。</p> <p>令和3年度は、新たに21例の症例を収集できたため、令和4年度に分析を実施することとしている。</p> <p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>○ 「じん肺」テーマ（令和3年度は普及最終年度） 膿性喀痰中好中球数エラストラーゼ活性測定の研究（合併症の一つである続発性気管支炎の判定のため、目視に代わり膿性痰を粘液痰と鑑別できる客観的指標の開発を目的に研究）において、N-アセチル-L-システインを用いた痰中好中球エラストラーゼ値測定の有用性を確認した。膿性痰の鑑別に当たり、好中球エラストラーゼ値が客観的指標となる可能性が示唆されたことから、労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化が期待される。</p> <p>これら研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに、産保センターと連携を行う形で医師、産業医向けのじん肺研修に積極的に講師として参加し、研究成果の普及活動に努めた。</p> <p>○ 「アスベスト」テーマ（令和3年は研究・開発期間の最終年度） 労災補償の対象疾患であるものの明確な診断基準がない良性石綿胸水について、診断基準策定のための研究として、労災病院で良性石綿胸水と診断された105症例を収集し、労災認定に係る期間短縮に向け新たな診断基準案及び診断のための項目を記載したチェックシート案を令和2年度に策定した。</p> <p>令和3年度は令和2年度に策定した診断基準案、チェックシートが妥当であるか検討するための研究を実施。経過中に肺がんと診断された症例を除き、基準を満たす結果が得られた。基準をどの程度満たすか検討した結果を踏まえ、改めて厚生労働省に診断基準案を提出した。</p> <p>令和3年度で研究期間が終了することから、令和4年度は研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施する予定。</p> <p>良性石綿胸水は明確な診断基準がないという性質上、胸水を引き起こす他疾患との鑑別が重要であり、特に、悪性胸膜中皮腫の初期症状は、病変を伴わず胸水のみであることが多いため、良性石綿胸水との区別に難航している現状があることから、組織の破壊を防ぐ阻害剤である胸水中のSLPI（分泌型白血球ペプチダーゼ阻害物質）に着目し、良性石綿胸水、初期の悪性胸膜中皮腫等他疾患の患者それぞれの胸水中SLPIの値を比較検討した。その結果、悪性胸膜中皮腫等の胸膜炎の患者よりも、良性石綿胸水患者の方がSLPIレベルが有意に低い結果が得られたことから、今後疾患鑑別に有効な手段となることが期待される。</p> <p>その成果はScientific Reports, 2021 11巻（Scientific Reports, 2021;11:12965 Kishimoto T et al.）に掲載された。</p> <p>また、労災疾病等医学研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもとより、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p>	<p>た予防法・指導法を、健康保険組合雑誌への連載や産業保健 21 への掲載、リーフレットの配布等により幅広く普及啓発を図った。</p> <p>・令和元年度から開始した予防医療モデル調査研究（17件）について、中間評価を行い、新たに4件が承認され合計21件となった。</p> <p>・予防医療モデル調査研究において、予防医療データベースを活用した。</p> <p>・病職歴データベースの更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用等につなげるため、入院患者病職歴調査基礎解析結果を公表するとともに、病職歴データベースを活用した研究を実施し、特定の職業と疾病の関係性を明らかにすることで、労働者、産業保健関係者等に対して有益な情報を発信した。</p> <p>・両立支援データ</p>	
------------------------------	--	---	---	---	---	--

<p>ることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。</p> <p>（3）研究の実施体制等の強化 力 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活</p>	<p>ることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を図る。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等の集積及び予防医療データベースを活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。</p> <p>（3）研究の実施体制等の強化 力 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、</p>	<p>定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。</p> <p>令和元年度から開始した予防法・指導法の開発については、事例の集積を行うため、引き続き指導を実践する。</p> <p>（3）研究の実施体制等の強化 力 予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研</p>	<p>機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行っているか。</p> <p>・第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行っているか。</p> <p>・令和元年度から開始した予防法・指導法の開発については、事例の集積を行うため、引き続き指導を実践しているか。</p> <p>・予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研</p>	<p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <p>・第3期中期目標期間中に開発された原因が特定できない腰痛の対策としての単体操の開発などの予防法・指導法については、健康保険組合雑誌への連載や産業保健21への掲載等により幅広く普及啓発を図った。</p> <p>また、メディアに出演するなど積極的に勤労者への研究成果の普及を行った。</p> <p>・令和元年度から開始した予防医療モデル調査研究（17件）について、令和4年3月に開催した「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において、各治療就労両立支援センター（以下「両立支援センター」という。）研究者が作成した進捗状況報告書を基に、進捗状況及び今後の予定について中間評価を行い、新たに4件が承認され合計21件となった。</p> <p>（3）研究の実施体制等の強化</p> <p>・予防医療データベースの利活用については、予防医療モデル調査研究として、中高年齢労働者の体組成分析結果からサルコペニアを来しやすい職種・業種群を明らかとし、より効果的な指導介入のターゲットを明らかとするための研究を行っている。</p> <p>・病職歴データベースに集積した新調査項目データ等について、外部有識者による「入院患</p>	<p>ベースについてデータ集積を着実にを行い、令和2年度に比べ令和3年度は登録件数を増やした。</p> <p>・調査及び研究の成果について、「労災疾病等医学研究普及サイト」において随時公開した。</p> <p>・研究成果を国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットを作成し、各種研修参加者への配付を行った。</p> <p>・産業医、事業場労務担当者等を対象とした産保センターのメールマガジン及び事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等を対象とした安衛研メールマガジンを活用し、当該普及サイトの周知を行った。</p> <p>・以上の取組により、機構本部等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>用等に取り組むこと。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びに</p>	<p>予防医療、病歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組む。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p>	<p>研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適正化を行う。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p>	<p>研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適正化を行っているか。</p> <p>・アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努めているか。</p>	<p>者病職歴調査統計処理専門委員会」を開催し、基本解析について検討した。</p> <p>また、当該専門委員会の活動結果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、労災疾病等医学研究普及サイトに掲載した。</p> <p>さらに、病職歴データベースの解析により、未だ明らかとなっていない職業関連疾病を探索し、労働環境の改善や働き方改革の根拠を創出することを目的として、疫学専門家が参画する「入院患者病職歴調査による疾病予防と復職に関する疫学研究」を実施し、令和4年2月に開催した病職歴調査企画・評価委員会で報告を行った。</p> <p>病職歴データベースを活用した「入院患者病職歴調査による疾病予防と復職に関する医学研究」において、日本人男女の職業と心血管疾患リスクを分析した結果、特に男性において、一般事務員に比べ自動車運転従事者、飲食調理従事者、漁業従事者、貨物作業員、土木作業員で、脳卒中の3つのサブタイプ（脳出血、脳梗塞、クモ膜下出血）すべてのリスクが有意に高いことを明らかにし、シュプリンガー・ネイチャー社の学術誌Scientific Reports (11: 23983, 2021)に掲載された。今後、心血管疾患リスクが高い職業群について、その予防プログラムを実施するための基盤となる大きな研究成果であると考えられる。</p> <p>また、糖尿病の合併症リスクと職種に関する研究では、一般事務員に比してサービス業従事者、特に料理人、ウェイター、ビルサービススタッフ等で糖尿病合併症のリスクが高いこと（オッズ比1.3~1.8等）が確認され、学術雑誌Diabetes Research and Clinical Practiceに掲載された。糖尿病やその合併症の治療と予防のためには、それらの患者から就労状況について確認し対応することの重要性が確認されるなど、積極的にデータベースの活用を行った。</p> <p>研究結果については、労災疾病等医学研究普及サイトに公開するなど普及に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に構築した両立支援データベースについては、令和2年4月からデータ集積を開始し、令和3年度は新たに559件登録を行った。 <p>(4) 国際貢献、海外への発信</p> <p>アスベスト等について、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等を行うべく、独立行政法人国際協力機構（JICA中国）からの依頼により「日中石綿関連癌診断技術向上プロジェクト」に協力することとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画していた実習生の受入れは中止となった。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p>	<p>数は、285万回を得た。</p> <p><課題と対応> —</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>モデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。</p> <p>中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。</p>	<p>① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。</p>	<p>① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。</p> <p>令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p>	<p>・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。</p> <p>・令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得ているか。</p>	<p>調査及び研究の成果等を公開している「労災疾病等医学研究普及サイト」について、労災疾病等医学研究中間報告及び研究報告を掲載したほか、論文掲載されたものなど、研究成果に係るお知らせを随時掲載した。</p> <p>各種の研究成果については国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページにおける公開に加え、機構が発行している情報誌「産業保健21」への掲載、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットについて、両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へのリーフレット（5,050部）配付を行った。</p> <p>さらに、産保センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）、安衛研メールマガジン（事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等が対象）による「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報を実施し、企業、個人等からのホームページの記事引用依頼、研究内容の問い合わせ等に対応した。</p> <p>以上の取組を行い、機構本部、安衛研、労災病院及びバイオ等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数について、285万回のアクセスを得た。</p> <p>【参考】労災疾病等医学研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会発表 国内33件、国外5件 ・ 論文発表 和文13件、英文10件 ・ 講演会等 58件 ・ メディア等への掲載 1件 		
---	---	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-01

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼元からの評価（計画値）	依頼元からの評価の平均点 2.0点以上	—	2.0点	2.0点	2.0点				予算額（千円）	83,246	79,312	73,598		
依頼元からの評価（実績値）	—	（新規項目）	2.73点	2.83点	2.89点				決算額（千円）	78,545	86,799	76,618		
達成度	—	—	136.5%	141.5%	144.5%				経常費用（千円）	71,342	62,104	77,395		
									経常利益（千円）	5,945	12,370	4,956		
									行政コスト（千円）	71,442	62,104	77,395		
									従事人員数（人）	3	2	2		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	<p><主な定量的指標></p> <p>・災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得る（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	2 労働災害の原因調査の実施	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、行政から依頼された災害調査等を迅速かつ適切に行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査元から前年度を上回る高い評価を得るなど、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>・災害調査報告に関するアンケート結果の平均点が2.89点であり、目標である2.0点を大幅に上回った。</p> <p>・「テルハつりチェーンの破断災害」、「下水道工事における水没災害調査」、「農薬製造工場における中毒災害」の3件の災害調査報告書を再発</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。</p> <p>さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報保護に留意しつつ、その公表を積極的</p>	<p>労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。</p> <p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するとき</p> <p>は、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速や</p>	<p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するとき</p> <p>は、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速や</p>	<p><評価の視点></p> <p>・厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに</p>	<p>災害調査（10件）、鑑定・捜査事項照会等（以下「鑑定等」という。）（8件）について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに報告している。</p> <p>(1) 災害調査 厚生労働省からの依頼に基づく災害調査で、令和3年度内に報告が終了したものは3件であった。また、令和3年度末時点で実施中の災害調査は7件である。</p> <p>(2) 鑑定等 労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等で、令和3年度内に回答が終了したものは、6件であった。また、令和3年度末時点で実施中の鑑定等は2件である。</p> <p>(3) 災害分析等 令和3年度に厚生労働省から受け取った全1,617件の災害調査復命書について、局別、年月別、事故の型別、起因物別、死傷者数別及び業種別に分析し、その結果を厚生労働省に報告した。</p> <p>行政要請研究に用いる災害データについて、担当研究員の要請に応じてデータを加工するなどの支援業務を行った。</p>	<p>防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。</p> <p>・災害調査（高純度シリカによる肺疾患事案）を契機として更なる科学的エビデンスを収集するため、令和2年度より労災病院と安衛研等による協働研究を引き続き実施している。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。</p>	<p>かに厚生労働省に報告する。</p> <p>(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。</p> <p>(3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。</p> <p>(4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。</p>	<p>かに厚生労働省に報告する。</p> <p>(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。</p> <p>(3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。</p> <p>(4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら安衛研のホームページ等で公表等を行う。</p>	<p>厚生労働省に報告しているか。</p> <p>・災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を維持しているか。</p> <p>・災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行っているか。</p> <p>・調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、安衛研のホームページ等で公表等を行っているか。</p>	<p>災害調査等に関しては、労働災害調査分析センターを中心とし行政からの要請に迅速に対応できるよう体制を維持している。</p> <p>また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野及び化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施している。</p> <p>・ 労働災害調査分析センターの体制を強化し、災害情報のデータベース化に着手した。今後、構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う予定である。</p> <p>・ 報告書等は行政機関等により、同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用されている。</p> <p>・ 過去には、災害調査結果から架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会報告書「呼吸器疾患と架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露に関する医学的知見」を厚生労働省が策定・公表する契機となった。また、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物による労働者の健康障害を防止するための行政通達が発出される契機にもつながった(平成31年4月15日基安労発0415第1号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」)。さらに、厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年9月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策及び経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和2年度から新たな協働研究「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」を実施している。令和3年度の安衛研究部会で外部評価を受け、成果が期待できるとの高い評価(5点満点中4.9点)を得ている。</p> <p>災害調査報告書から以下の3件を同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも留意の上編集し、要約版として安衛研ホームページで公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「テルハつりチェーンの破断災害」 ・ 「下水道工事における水没災害調査」 ・ 「農薬製造工場における中毒災害」 		
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--

<p>評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得ること(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。</p>	<p>なお、災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p>	<p>う。</p> <p>令和3年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p>	<p>・令和3年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点 2.0 点以上の評価を得ているか。</p>	<p>災害調査報告、鑑定等の結果を9件報告し、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答数9件の平均点は2.89点(前年度比0.06点増)となり、目標を大きく上回る評価を得た。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	化学物質等の有害性調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第4号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-01

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
									予算額（千円）	1,064,484	1,308,188	945,466	
									決算額（千円）	1,059,246	1,266,186	877,384	
									経常費用（千円）	1,145,890	1,145,986	913,463	
									経常利益（千円）	6,389	2,525	20,551	
									行政コスト（千円）	1,211,963	1,213,607	1,015,282	
									従事人員数（人）	122	131	129	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価															
<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。</p> <p>また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p> <p>また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p> <p>また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施しているか。</p> <p>・長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>国が指定した化学物質について、①長期吸入試験（予備試験を含む）、②遺伝子改変動物を用いたがん原性試験、以上2つの試験等を実施しており、試験結果をとりまとめ、厚生労働省に報告した。</p> <p>①、②については以下のとおり（令和3年度に試験等を実施した物質）。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">①長期吸入試験（予備試験※を含む）</td> </tr> <tr> <td>ブチルアルデヒド</td> <td>アリルアルコール※</td> <td>塩化ベンゾイル※</td> </tr> </table> <p>②遺伝子改変動物を用いたがん原性試験</p> <table border="1"> <tr> <td>クロロエタン</td> <td>ジプロモメタン</td> </tr> <tr> <td>モノ（～テトラ）ブロモ（又はクロロ）ベンゼンモノ（又はジ）カルボン酸（又はクロライド、無水物） 注1</td> <td>4-アミノフェノール 注1</td> </tr> <tr> <td>フルオロベンゼン 注2</td> <td>p-ニトロベンゾイルクロリド 注2</td> </tr> <tr> <td>ブロムブタン（別名：2-ブロムブタン） 注2</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 令和3年3月4日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より発出された「厚生労働省から日本バイオアッセイ研究センターに対して実施を指示している試験の取扱いについて」において、労働基準局化学物質対策課の指示があるまで試験を中断するよう指示され、令和3年3月6日に試験を中断した。</p> <p>注2 令和3年3月4日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より発出された「厚生労働省から日本バイオアッセイ研究センターに対して実施を指示している試験の取扱いについて」において、労働基準局化学物質対策課の指示があるまで試験を開始しないよう指示され、実施は未定。</p>	①長期吸入試験（予備試験※を含む）			ブチルアルデヒド	アリルアルコール※	塩化ベンゾイル※	クロロエタン	ジプロモメタン	モノ（～テトラ）ブロモ（又はクロロ）ベンゼンモノ（又はジ）カルボン酸（又はクロライド、無水物） 注1	4-アミノフェノール 注1	フルオロベンゼン 注2	p-ニトロベンゾイルクロリド 注2	ブロムブタン（別名：2-ブロムブタン） 注2		<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>国が指定した化学物質について発がん性試験等を実施していたが、一部の試験について、標準操作手順書から逸脱していたことが明らかになった事案（令和3年3月5日付け厚労省公表）に伴い、厚生労働省から、一部の継続試験を除き、発がん性試験等の中断が令和2年度末に指示されている。</p> <p>その後、厚労省から改善指導を受けたことから、指導事項に対して改善に取り組んでいる。</p> <p>厚労省からの指示を受け、令和3年度における発がん性試験等は一部の継続試験を除き、中断となったが、試験法の開発や学会発表等での研究成果の公表、協働研究での活動等は引き続き行っており、令和4年</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>
①長期吸入試験（予備試験※を含む）																				
ブチルアルデヒド	アリルアルコール※	塩化ベンゾイル※																		
クロロエタン	ジプロモメタン																			
モノ（～テトラ）ブロモ（又はクロロ）ベンゼンモノ（又はジ）カルボン酸（又はクロライド、無水物） 注1	4-アミノフェノール 注1																			
フルオロベンゼン 注2	p-ニトロベンゾイルクロリド 注2																			
ブロムブタン（別名：2-ブロムブタン） 注2																				

<p>維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。</p> <p>化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記1(6)の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努めること。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。</p>	<p>化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。</p>	<p>維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。</p> <p>化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。</p>	<p>用いた試験実施のための背景データの収集・分析等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討しているか。</p> <p>・化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努めているか。</p> <p>・安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施しているか。</p> <p>・国が行っている化学物質の規</p>	<p>※ 国が指定した化学物質について、発がん性試験等を実施していたが、一部の試験について、標準操作手順書から逸脱していたことが明らかになった事案(令和3年3月5日付け公表)について令和3年7月30日付け厚生労働省より検討会の報告書が公表された。当該報告書を受けて、改善指導についての対応状況を令和3年8月31日付け厚生労働省に報告した。</p> <p>○ 試験の迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。</p> <p>主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発について検討 <p>・ 長期吸入試験等の結果は厚生労働省及び機構のホームページに掲載しているほか、学会発表等を行うことで、成果の普及を図っている。</p> <p>・ IARC monographs Vol. 130会議(令和3年10月7~21日)に招聘専門家として参加した。</p> <p>・ 米国毒性物質疾病登録局(ATSDR)の1,2-dichloropropane評価書に1,2-ジクロロプロパンの吸入ばく露試験等に関する論文が引用された。</p> <p>・ 化学物質等の有害性調査事業の運営等を厚生労働省と協議した。</p>	<p>度からはバイオの研究者が研究代表者となり、日本バイオアッセイ研究センターならではの知見や研究方法を活かした協働研究が新たに2課題スタートしている。</p> <p><課題と対応></p> <p>・ 今後、逸脱行為等が、この部門に限らず他の部門でも起こらないよう対応していただきたい。【土井構成員】</p> <p>・ 逸脱の原因がどこにあって、今回提示されているような再発防止対策が実効的に機能するよう、例えば組織だとか、人事評価の在り方なども含めて設計が必要。【三宅構成員】</p> <p>「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験方法に関する手順書からの逸脱行為に対する検討会報告書」(令和3年7月30日付け公表)を踏まえ、厚生労働省からの改善指導について、その対応状況を令和3年8月31日付け厚生</p>	
---	--	--	---	--	---	--

	<p>【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。</p>		<p>なお、国が行っている化学物質の規制の在り方の検討等も踏まえ、令和3年度の試験の実施については、厚生労働省の指示に従い対応する。</p>	<p>制の在り方の検討等も踏まえ、令和3年度の試験の実施については、厚生労働省の指示に従い対応しているか。</p>		<p>労働省に報告した。 令和3年度においての具体的な対応内容としては、標準操作手順書（SOP）の改正、自己点検の実施、研究者倫理研修の実施、人的交流の一環として機構内の複数施設が参加する協働研究への関与、厚生労働省との協議、通報窓口の周知徹底を図った。 組織や人事評価の在り方等については、引き続き検討を行う。</p>	
--	---	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	76.0%	76.0%	76.0%		
患者紹介率 （実績値）	—	72.7% （H26-30 実績平均）	78.0%	79.1%	77.3%		
達成度	—	—	102.6%	104.1%	101.7%		
逆紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	63.0%	63.0%	63.0%		
逆紹介率 （実績値）	—	61.0% （H26-30 実績平均）	66.8%	70.3%	69.4%		
達成度	—	—	106.0%	115.6%	110.1%		
症例検討会・講習会開催回数 （計画値）	中期目標期間中、延べ4,200回以上実施	—	840回	840回	840回		
症例検討会・講習会開催回数 （実績値）	—	822回 （H26-29 実績平均）	892回	310回	888回		
達成度	—	—	106.2%	36.9%	105.7%		
受託検査件数 （計画値）	中期目標期間中、延べ17万5千件以上実施	—	35,000件	35,000件	35,000件		
受託検査	—	35,824件	36,570件	32,698件	32,883件		
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予算額（千円）	307,209,923	314,039,066	322,172,473				
決算額（千円）	296,067,999	304,610,630	322,059,802				
経常費用（千円）	300,027,565	288,341,516	303,905,828				
経常利益（千円）	△8,137,791	20,718,141	23,104,292				
行政コスト（千円）	301,285,931	288,861,035	306,987,288				
従事人員数（人）	15,022	14,973	15,074				

件数 (実績値)		(H26-29 実績平均)																
達成度	—	—	104.5%	93.4%	94.0%													
患者満足度 (計画値)	80%以上の満足度を確保	—	80.0%	80.0%	80.0%													
患者満足度 (実績値)	—	84, 2% (H29 実績)	83.1%	86.6%	85.3%													
達成度	—	—	103.9%	108.3%	106.6%													
治験症例数 (計画値)	中期目標期間中 10,900 件以上確保	—	4,180 件	4,180 件	4,180 件													
治験症例数 (実績値)	—	4,187 件 (H26-29 実績平均)	4,780 件	4,546 件	5,203 件													
達成度	—	—	114.4%	108.8%	124.5%													

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。 ・地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。 ・患者満足度調査において全病 <p>地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ 3 万 5000 件以上実施する。</p>	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が前年度から更に拡大し、様々な事業の実施を制限されたが、可能な限り実施に向け取り組み、以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。</p> <p>「疾病に関する高度・専門的な医療の提供」において、地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数の維持に努めるとともに、急性期医療への対応として、病院の診療機能の特性に応じて特定集中治療室（ICU）、ハイケアユニット（HCU）をそれぞれ増床したほか、高度医療機器についても計画的に更新した。</p> <p>特に、ICU 及び HCU の拡充並びに高度医療機器の計画的</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>疾病の予防から職場復帰等までを担う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。</p> <p>(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p> <p>疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。</p>	<p>疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組む。</p> <p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組については、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を</p>	<p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー等が患者や家族等へ支援を行い、早期の職場復帰を図る。</p>	<p>院平均で 80%以上の満足度を確保する。</p> <p>・ 労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p>	<p>整備については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取組を行った。</p> <p>・「地域医療への貢献」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、急性期機能の更なる充実を図った。</p> <p>・「地域の医療機関等との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「症例検討会・講習会開催回数」については目標を達成した。一方で、「受託検査件数」については、新型コロナウイルス感染症拡大における患者受療行動の変化に伴う開業医等への受診控えの影響により目標値を</p>	
--	---	--	---	-------------------------------	---	--

<p>特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。</p>	<p>特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。</p> <p>ア 勤労者医療の推進 研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p>	<p>ア 勤労者医療の推進 これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p>	<p><評価の視点> これまでに研究・開発で得られた知見について、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図っているか。</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努めているか。</p>	<p>ア 勤労者医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療フォーラム、事例検討会等を開催し、労災病院における研究・開発で得られた知見について広く普及を図った。 勤労者医療フォーラムについては、令和3年9月に「両立支援促進のために一今からできること一」を開催した。 「職業関連癌」や「生活習慣病」に係る研究報告を第69回日本職業・災害医学会で発表し、職業性疾病等の原因と診断・治療や労働者の健康支援の普及を図った。 原因が特定できない腰痛の対策としての簡易体操の開発など予防法、指導法について、健康保険組合雑誌への連載や産業保健21への掲載等により普及を図った。 <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>患者や家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカー（MSW）が行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。</p> <p>・ MSW業務実績件数（相談件数）（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>199,640</td> <td>199,073</td> <td>192,225</td> </tr> <tr> <td>（再掲）退院援助・社会復帰援助関係</td> <td>143,482</td> <td>144,161</td> <td>143,796</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	相談件数	199,640	199,073	192,225	（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161	143,796	<p>達成することができなかったが、可能な限り件数の確保に向けた取組を行った。</p> <p>また、救急搬送患者数についても、前年度においては同様の影響から大きく減少したものの、今年度は大幅に増加し78,856人（+4,466人）となった。</p> <p>・「大規模災害の対応」においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、本部内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報の共有等を図り各労災病院に対する必要な指示等を行っている。また、自治体からの病床確保要請等を踏まえ、新型コロナウイルス陽性入院患者を27病院で受け入れた。</p> <p>・「患者の意向の尊重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組んだ。</p>	
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
相談件数	199,640	199,073	192,225															
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161	143,796															

<p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む。）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用しつつ労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。</p> <p>また、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会</p>	<p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り組む。各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、診療機能等の見直しを行う。</p>	<p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択する等、必要に応じて診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献していく。</p> <p>また、各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行う。</p>	<p>・所在する医療圏における中核病院としての役割を担いつつ、必要に応じて地域医療構想等において求められている診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献しているか。</p>	<p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>地域の中核的役割の推進</p> <p>地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の新規指定・維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。</p> <p>【特徴的な取組例】</p> <p>地域がん診療連携拠点病院のうち、診療実績及び診療体制が医療圏内において特に優れている病院が「高度型」の指定を受け、医療圏における高度がん医療の維持・発展に貢献している（大阪労災病院、香川労災病院）。</p> <table border="1" data-bbox="1133 485 1685 615"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>25 施設</td> <td>26 施設</td> <td>26 施設</td> </tr> </table> <p>・ 地域医療支援病院</p> <table border="1" data-bbox="1133 705 1685 844"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>11 施設 (1 施設)</td> <td>11 施設 (2 施設)</td> <td>10 施設 (2 施設)</td> </tr> </table> <p>・ 地域がん診療連携拠点病院</p> <p>※（ ）内は、高度型の指定施設数である。</p> <p>急性期医療への対応</p> <p>救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持、強化を図った。</p> <p>・ 救急医療に係る病床の整備</p> <table border="1" data-bbox="1133 1108 2065 1297"> <tr> <td>区分</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>救命救急病床</td> <td>21 床</td> <td>21 床</td> <td>21 床</td> </tr> <tr> <td>特定集中治療室病床</td> <td>124 床</td> <td>126 床</td> <td>128 床</td> </tr> <tr> <td>ハイケアユニット病床</td> <td>81 床</td> <td>89 床</td> <td>113 床</td> </tr> </table> <p>・ リハビリテーション体制の強化</p> <table border="1" data-bbox="1133 1388 2065 1673"> <tr> <td>区分</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ</td> <td>29 施設</td> <td>29 施設</td> <td>29 施設</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハⅠ・Ⅱ</td> <td>24 施設</td> <td>24 施設</td> <td>24 施設</td> </tr> <tr> <td>運動器リハⅠ</td> <td>29 施設</td> <td>29 施設</td> <td>29 施設</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハⅠ</td> <td>28 施設</td> <td>28 施設</td> <td>28 施設</td> </tr> <tr> <td>がん患者リハ</td> <td>27 施設</td> <td>27 施設</td> <td>27 施設</td> </tr> </table> <p>※施設数は令和3年度末時点</p> <p>i 多職種の協働によるチーム医療の推進</p> <p>医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。</p>	令和元年度	令和2年度	令和3年度	25 施設	26 施設	26 施設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	11 施設 (1 施設)	11 施設 (2 施設)	10 施設 (2 施設)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	救命救急病床	21 床	21 床	21 床	特定集中治療室病床	124 床	126 床	128 床	ハイケアユニット病床	81 床	89 床	113 床	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29 施設	29 施設	29 施設	心大血管リハⅠ・Ⅱ	24 施設	24 施設	24 施設	運動器リハⅠ	29 施設	29 施設	29 施設	呼吸器リハⅠ	28 施設	28 施設	28 施設	がん患者リハ	27 施設	27 施設	27 施設	<p>・患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ結果、令和3年度の調査において、入院 92.2%、外来 80.5%、入外平均 85.3%の患者満足度を得て目標を達成できた。</p> <p>・治験については、自院の体制強化はもとより製薬メーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組であるが、「治験の推進」においては、引き続き体制強化に取り組む、年度計画を上回る 5,203 件（計画達成度 124.5%）の治験を実施した。また、労災病院治験ネットワークを介した治験については、調査依頼件数が 21 件であった。</p> <p>・「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議</p>
令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																							
25 施設	26 施設	26 施設																																																							
令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																							
11 施設 (1 施設)	11 施設 (2 施設)	10 施設 (2 施設)																																																							
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																						
救命救急病床	21 床	21 床	21 床																																																						
特定集中治療室病床	124 床	126 床	128 床																																																						
ハイケアユニット病床	81 床	89 床	113 床																																																						
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																						
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29 施設	29 施設	29 施設																																																						
心大血管リハⅠ・Ⅱ	24 施設	24 施設	24 施設																																																						
運動器リハⅠ	29 施設	29 施設	29 施設																																																						
呼吸器リハⅠ	28 施設	28 施設	28 施設																																																						
がん患者リハ	27 施設	27 施設	27 施設																																																						

及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。

・ チーム医療の実践（一例）

がんセンター	19 施設	褥瘡対策チーム	29 施設
ICT（感染対策チーム）	29 施設	緩和ケアチーム	23 施設
NST（栄養サポートチーム）	28 施設	呼吸ケアチーム	15 施設

※施設数は令和3年度末時点

ii 高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。

・ 令和3年度における機器整備（更新）状況

機 器	令和3年度	整備状況
内視鏡手術支援機器	—	5 施設整備済
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	2 施設増設、 3 施設更新	29 施設整備済
ガンマナイフ	—	2 施設整備済
リニアック	1 施設更新	21 施設整備済
CT（コンピュータ断層撮影装置）	2 施設増設、 4 施設更新	29 施設整備済
MRI（磁気共鳴画像診断装置）	3 施設更新	29 施設整備済
PET（陽電子放射断層撮影装置）	1 施設更新	2 施設整備済
PACS（医療用画像管理システム）	3 施設更新	29 施設整備済

※施設数は令和3年度末時点

労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。

令和3年度においては、千葉労災病院及び関東労災病院がICUの上位基準取得を行ったほか、二次医療圏における基準病床数において「高度急性期病床」が足りないとされている千葉労災病院がHCUの新設を行い、急性期機能の更なる充実を図った。

・ 主な病床機能区分の見直し状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ICU	16 施設 (6 施設)	16 施設 (5 施設)	16 施設 (7 施設)
HCU	11 施設	12 施設	13 施設
急性期一般入院料1	22 施設	22 施設	22 施設
地域包括ケア病棟	15 施設 (1 施設)	15 施設 (2 施設)	15 施設 (2 施設)

により目標値を設定した各種指標については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向け、医事課長会議及び個別業務指導等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認・フォローアップを行った。その結果、紹介率では29病院中21病院が目標達成、逆紹介率では29病院中19病院が目標を達成した。
・「アスベスト関連疾患への対応」においては、アスベスト疾患センター等において、アスベスト健診等に取り組みとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関するオンデマンド研修を実施し、診

		<p>さらに、厚生労働大臣から令和2年8月25日に地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に北海道南空知圏域が選定され、北海道中央労災病院及び岩見沢市立総合病院が医療機能再編等の対象医療機関となったことから、国等の支援を受けつつ、関係機関等と連携を密にして検討を行う。(10参照)</p> <p>ア 地域の医療機関等との連携強化</p> <p>地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、</p>	<p>・地域医療構想の実現に向けた重点支援区域において、対象医療機関となった北海道中央労災病院及び岩見沢市立総合病院について、国等の支援を受けつつ、関係機関等と連携を密にして検討を行っているか。</p>	<table border="1" data-bbox="1121 92 1863 231"> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟</td> <td>2施設</td> <td>3施設 (1施設)</td> <td>3施設 (1施設)</td> </tr> <tr> <td>障害者病棟</td> <td>1施設</td> <td>0施設</td> <td>0施設</td> </tr> </table> <p>※()は、上位施設基準の届出施設数である。 ※施設数は令和3年度末時点での各労災病院の診療機能に係る最新情報は適宜ホームページで公開している。</p> <p>北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院を対象とした医療機能再編については、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会」を計10回開催(令和2年6月～令和3年6月)し、検討報告書が取りまとめられた。検討報告書及び地域医療構想調整会議等の議論を経て、令和3年7月に両設置者間で統合に係る基本合意書を締結した。</p> <p>(主な合意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和9年4月を目途に両病院を統合し新病院を設置する 新病院の設置者及び運営管理者は岩見沢市とする 北海道中央労災病院職員のうち新病院で勤務を希望する者は原則として新病院職員として採用する <p>ア 地域の医療機関等との連携強化</p> <p>紹介率は年度計画の76%を上回る77.3%、逆紹介率についても年度計画の63%を上回る69.4%となった。 救急搬送患者数についても、前年度においては新型コロナウイルス感染症の影響から大きく減少していたものの、今年度は78,856件と前年度を大きく上回っている。 また、地域での医療機能分化を図る観点から、地域連携パスの運用維持に努めた。</p> <p>・ 紹介率</p> <table border="1" data-bbox="1133 1675 1614 1772"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>78.0%</td> <td>79.1%</td> <td>77.3%</td> </tr> </table> <p>・ 逆紹介率</p> <table border="1" data-bbox="1133 1848 1614 1896"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	回復期リハビリテーション病棟	2施設	3施設 (1施設)	3施設 (1施設)	障害者病棟	1施設	0施設	0施設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	78.0%	79.1%	77.3%	令和元年度	令和2年度	令和3年度				<p>断技術の普及、向上に努めた。</p> <p><課題と対応> —</p>	
回復期リハビリテーション病棟	2施設	3施設 (1施設)	3施設 (1施設)																							
障害者病棟	1施設	0施設	0施設																							
令和元年度	令和2年度	令和3年度																								
78.0%	79.1%	77.3%																								
令和元年度	令和2年度	令和3年度																								

引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。
また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。

イ 症例検討会等の実施
地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施する。

【目標設定等の考え方】
平成26年度から平成29年度ま

上」を確保する。
また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。

イ 症例検討会等の実施
地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。
なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

66.8%	70.3%	69.4%
-------	-------	-------

・ 救急搬送患者数 (単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
84,821	74,390	78,856

※1施設当たりの救急搬送件数：2,179人

※参考

令和3年全国医療機関の1施設当たり救急搬送患者数：670人

(出典：令和4年3月25日総務省公表資料「令和3年中の救急出動件数等（速報値）」)

・ 地域連携パス (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脳卒中	20	20	20
大腿骨頸部骨折	23	23	23
その他(がん、糖尿病等)	115	115	115
合計	158	158	158

イ 症例検討会等の実施

以下の参考に示した症例検討会等の開催については、新型コロナウイルス感染症患者の積極的受入に伴う業務逼迫及び感染拡大防止の観点から、病院での症例検討会等の開催は限定的にならざるを得ない状況であったが、電子（WEB）会議システムを活用した形式及び密を回避した集合形式での開催等、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも可能な限りの実施に努めたことにより、年度計画の840回を達成している。

(参考) 主な症例検討会等の内容について

- (1) 地域の医師・看護師等を対象とした症例検討会
- (2) 地域住民を対象とした市民公開講座や出前講座、地域の医療従事者を対象とした地域医療セミナー・講習会 等

・ 症例検討会・講習会開催回数 (単位：回)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
892	310	888

・ 症例検討会・講習会開催回数四半期推移 (単位：回)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和元年度	189	220	266	217
令和2年度	26 (7)	71 (15)	105 (30)	108 (26)
令和3年度	132 (44)	214 (70)	298 (75)	244 (50)

※()は、WEB形式での開催回数再掲である。

<p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>労災病院は、国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働</p>	<p>での実績（平均）822回を踏まえ、4200回以上とした。</p> <p>ウ 高度医療機器を用いた受託検査</p> <p>地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施する。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成26年度から平成29年度までの実績（平均）3万5824件等を踏まえ、17万5000件以上とした。</p> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめ</p>	<p>ウ 高度医療機器を用いた受託検査</p> <p>地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ3万5000件以上実施する。</p> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>大規模災害をはじめとした災害が発生した場合に、災害対策要領に基づ</p>	<p>・災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応でき</p>	<p>ウ 高度医療機器を用いた受託検査</p> <p>CT・MRI、ガンマカメラ及び血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報を行ったほか、新型コロナウイルス感染症が収束している期間においては、開業医訪問の再開、検査時における感染対策の徹底といった取組を行い、可能な限り受託検査を受け入れるよう努めた結果、当該感染症流行の第5波及び第6波の際には受託件数が減少したものの、前年度実績に比べ185件増加の32,883件の検査を受託した。</p> <p>【特徴的な取組例】</p> <p>連携医療機関を対象としたWEB予約システムを活用し、通常の診療予約に加えて、CT・MRI等の検査予約も実施しており、当該受託検査の更なる件数確保に努めている（中部労災病院）。</p> <p>・ 受託検査件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1136 779 1614 873"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>36,570</td> <td>32,698</td> <td>32,883</td> </tr> </table> <p>・ 受託検査件数四半期推移 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1136 951 1961 1140"> <tr> <th>検査件数</th> <th>第1四半期</th> <th>第2四半期</th> <th>第3四半期</th> <th>第4四半期</th> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,488</td> <td>9,178</td> <td>9,548</td> <td>8,356</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>6,923</td> <td>8,240</td> <td>9,551</td> <td>7,984</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8,163</td> <td>8,042</td> <td>9,057</td> <td>7,621</td> </tr> </table> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の労災病院等と協同し、感染防止対策に配慮しつつ合同訓練等を実施した。</p> <p>また、災害拠点病院（13病院）、DMAT指定医療機関（13病院）の機能を維持。</p> <p>さらに、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対して、新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、以下のとおり組織的に対応した。</p>	令和元年度	令和2年度	令和3年度	36,570	32,698	32,883	検査件数	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	令和元年度	9,488	9,178	9,548	8,356	令和2年度	6,923	8,240	9,551	7,984	令和3年度	8,163	8,042	9,057	7,621		
令和元年度	令和2年度	令和3年度																														
36,570	32,698	32,883																														
検査件数	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期																												
令和元年度	9,488	9,178	9,548	8,356																												
令和2年度	6,923	8,240	9,551	7,984																												
令和3年度	8,163	8,042	9,057	7,621																												

<p>災害をはじめとした災害や新型コロナウイルス等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。</p>	<p>とした災害や新型コロナウイルス等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>き、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。 また、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大状況等を踏まえ、「新型コロナウイルス等対策業務計画」等に基づき、必要な対応を行うとともに、国や自治体からの要請等に積極的に協力する。</p>	<p>ているか。 ・新型コロナウイルス感染症について、「新型コロナウイルス等対策業務計画」等に基づき、必要な対応を行っているか。 ・医療の質の向</p>	<p>① 本部における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長から各労災病院長へ新型コロナウイルス等対策業務計画や各施設にて策定した関連マニュアル等に基づき適切に対応するよう引き続き指示 ・ 理事長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を本部に設置し、指揮総括班、情報通信班、物資調整班等の役割ごとの班を設け、各部室がそれぞれの役割を担えるよう効果的な体制を構築（令和2年2月26日設置）し、引き続き対応 ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部会議を令和3年度9回開催し、各施設の検査体制（PCR検査139,828件、LAMP法等検査30,848件、抗原検査87,342件、検体採取のみ10,149件）等の情報共有や課題に対する対応策等を検討（令和3年度末時点：累計25回開催） ・ 各労災病院の状況を把握し、必要な情報及び物資を提供する等各労災病院の感染対策を支援 ・ 新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省からの感染予防、健康管理の強化の要請通知等について各施設へ情報提供するとともに、必要な対応を指示 ・ 労災病院において標準的院内感染対策の徹底（消毒、マスク、フェイスシールドの着用等）、患者や地域住民へのホームページ等での広報活動、感染疑い者の行政機関への連絡及び職員の健康管理の徹底などを指示 <p>② 各労災病院における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体からの要請等を踏まえ患者受入病床を確保 （専用病床427.0床、休床病床805.2床、コロナ専用・休止病床平均1,232.2床・最大値（9月）1,580.8床） ・ 新型コロナウイルス感染症陽性入院患者について27病院で受入（令和3年度実績：延入院患者数59,377人、延外来患者数49,114人） ・ 上記27病院中、22病院においては感染拡大期に自治体からの要請に応じ、上限まで新型コロナウイルス患者を受け入れ、地域の医療提供体制の確保に貢献した。 ・ 自治体からの要請等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」19病院、「新型コロナウイルス感染症協力医療機関」5病院を指定（令和3年度末時点） ・ 帰国者・接触者外来を24病院に設置（令和3年度末時点） ・ 新型コロナウイルスワクチン接種の先行接種に係るコホート調査へ参加（21病院が参加） また、令和2年度に引き続き医療従事者等への優先接種の基本型接種施設又は連携型接種施設に32病院が協力 ・ 政府等からの要請を受け、感染拡大地域の医療施設等へ看護師を30名派遣（派遣延日数544日）（地域：沖縄県、大阪府、東京都） ・ 予防接種の実施、感染管理看護師による講演等、地域医療に貢献できる取組を行う。 なお、令和4年度も引き続き、自治体からの要請による病床確保、陽性患者受入れ及び感染拡大地域への職員派遣等の対応を行っている。 <p>（４）医療情報のICT化の推進</p> <p>本部にCIO（情報化統括責任者）、CIO補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳し</p>		
<p>（４）医療情報のICT化の推進 医療の質の向</p>	<p>（４）医療情報のICT化の推進 医療の質の向</p>	<p>（４）医療情報のICT化の推進 医療の質の向</p>	<p>・医療の質の向</p>	<p>（４）医療情報のICT化の推進</p> <p>本部にCIO（情報化統括責任者）、CIO補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳し</p>		

<p>上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化の一層の推進を図ること。</p> <p>また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発 第 0331020 号・保 発 第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づく運用管理を図ること。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>国民の医療に対する安心と信頼を確保するた</p>	<p>上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。</p> <p>また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保 発 第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受</p>	<p>上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。</p> <p>また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保 発 第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療を</p>	<p>上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化を推進しているか。</p> <p>・良質な医療を提供するため、病院機能評価の</p>	<p>い医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら計画的にシステム更新を行っている。</p> <p>電子カルテシステム等の更新については、主に以下の 4 点を目的に計画的に更新を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療の質・安全の向上、業務の効率化(部門システムとの連携等) ② 診療情報の一元管理・利活用(DWHの導入等) ③ 地域医療連携の強化(地域の医療情報ネットワークシステムとの連携等) ④ システムの安定稼働、コスト削減(仮想サーバ、クラウド化等) <p>○ 更新状況</p> <p>電子カルテシステムについては、令和 3 年度末現在、全ての労災病院(29病院)において導入済みであり、適宜更新を行っている。</p> <p>・更新施設数</p> <table border="1" data-bbox="1136 579 1626 674"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 施設</td> <td>2 施設</td> <td>4 施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ オンライン資格確認の導入</p> <p>オンライン資格確認について、本部と病院が連携を取り病院ネットワーク環境等検討した上で、顔認証付きカードリーダーの申込みを完了し、オンライン資格確認の導入準備を進め、29病院のうち23病院が運用を開始した。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新時期を迎えた施設について再受審・更新予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 3 年度中の訪問審査を12</p>	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 施設	2 施設	4 施設		
令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度										
4 施設	2 施設	4 施設										

<p>め、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。</p> <p>そのため、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成29年度実績84.2%であること等を踏まえ、80%以上とした。</p>	<p>審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>これらにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。</p>	<p>提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。</p> <p>また、医療の質の評価等に関する検討委員会において、各労災病院の医療の質の評価等を行うことにより、質の向上に取り組む。</p>	<p>更新に取り組んでいるか。</p> <p>・医療の標準化を図るため、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進しているか。</p>	<p>施設で受審予定としていたが、8病院で延期となった（令和4年度は新たに3施設で更新予定）。</p> <p>・ 病院機能評価の認定施設数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1136 239 1810 384"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定</td> <td>28施設</td> <td>27施設</td> <td>27施設</td> </tr> <tr> <td>(認定率)</td> <td>96.6%</td> <td>93.1%</td> <td>93.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国病院認定率（推計）：24.8%（令和4年4月1現在） ※施設数は令和3年度末時点</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>(ア) クリニカルパスの活用</p> <p>医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図ることを目的として、全ての労災病院においてクリニカルパスの活用を推進しており、クリニカルパスの使用状況を勘案して999件の見直しを実施した。また、活用の推進を図った結果、5,366件のクリニカルパスを活用した診療が提供された。</p> <p>・ クリニカルパス導入状況</p> <table border="1" data-bbox="1136 848 1863 1087"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パス件数</td> <td>5,095件</td> <td>4,990件</td> <td>5,366件</td> </tr> <tr> <td>パス利用率</td> <td>51.0%</td> <td>49.4%</td> <td>53.7%</td> </tr> <tr> <td>見直し件数</td> <td>1,310件</td> <td>1,186件</td> <td>999件</td> </tr> <tr> <td>パス見直し率</td> <td>25.7%</td> <td>23.8%</td> <td>18.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 各労災病院の医療の質の評価</p> <p>機構本部において「医療の質の評価等に関する検討委員会」を令和3年11月に開催し、労災病院の医療の質の評価・向上を目的として策定した「労働者健康安全機構臨床評価指標」に係る算出定義の見直し及びホームページで公表する指標の内容等について検討を行い、新指標の策定及び一部指標に係る算出定義の見直し等について承認された。</p> <p>【当該指標から評価できる医療の質向上事例】</p> <p>「脳梗塞患者における早期リハビリテーション開始率」</p> <p>主病名が「脳梗塞」である緊急入患者のうち、入院日から4日以内にリハビリテーションが実施された患者の割合</p> <p>R1年度 88.2% ⇒ R2年度 90.7% ⇒ R3.4-12月 92.9%</p> <p>脳卒中に対する急性期リハビリテーションの実施は、廃用症候群や合併症の予防・改善に特に効果が認められている。労災病院全体では年々開始率が上昇しており、脳梗塞患者の早期社会復帰に積極的に取り組んでいると評価できる。</p> <p>(ウ) 「医療の質向上のための体制整備事業」への協力</p> <p>公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している標記事業に令和元年度から協力しており、臨床評価指標に係る定義の標準化、当該指標を活用した医療の質改善支援等についての検討を行う「医療の質向上のための協議会」（令和3年度は4回開催）に担当理事が委員として参加した。</p> <p>併せて、標記事業の一環として、標準化指標の策定等を目的としたパイロット事業（世界的に指標の標準化がなされている「糖尿病」、「脳卒中」、「人工股関節置換術（THA）」の3つ</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	認定	28施設	27施設	27施設	(認定率)	96.6%	93.1%	93.1%	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	パス件数	5,095件	4,990件	5,366件	パス利用率	51.0%	49.4%	53.7%	見直し件数	1,310件	1,186件	999件	パス見直し率	25.7%	23.8%	18.6%		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																			
認定	28施設	27施設	27施設																																			
(認定率)	96.6%	93.1%	93.1%																																			
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																			
パス件数	5,095件	4,990件	5,366件																																			
パス利用率	51.0%	49.4%	53.7%																																			
見直し件数	1,310件	1,186件	999件																																			
パス見直し率	25.7%	23.8%	18.6%																																			

が検討テーマ)が令和3年度に実施され、「糖尿病」については中部労災病院、「人工股関節置換術(THA)」については横浜労災病院が協力施設として参加し、1年間にわたって当該疾患の標準的指標に対するデータ抽出及び検証を行った。

ウ 患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。

・患者満足度調査を実施し、患者の意向を尊重し、良質で適切な医療の提供につなげているか。

エ 医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。相互チェックについては、他医療機関

・安全な医療を推進しているか。

ウ 患者満足度の確保

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、規模を縮小し全ての労災病院で調査を実施した(令和3年9月28日~10月25日)。
- ・入院患者については、調査期間(令和3年9月28日から令和3年10月12日まで)に退院した患者のうち8,034人から、外来患者については、調査日(令和3年9月28日から令和3年10月12日までのうち病院任意の2日間)に通院した患者のうち11,684人から回答を得た。結果、満足度は、入院92.2%、外来80.5%、入外合計85.3%と目標を達成した。

・患者満足度 (単位:%)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入院	92.3	92.5	92.2
外来	78.3	81.9	80.5
入外平均	83.1	86.6	85.3

<患者満足度調査結果を踏まえた取組>

得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、院内設備に対する満足度や待ち時間に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙の修繕やベッドの更新等の療養環境の改善を計画的に実施したほか、院内のラウンドをこまめに実施して日々の清掃や空調管理を柔軟に運用することなどで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいる。

また、待ち時間については、患者サービス委員会で改善計画を策定し、予約枠の効率的な運用を図ることや、接遇研修を実施することで満足度の向上を図った(診察までの待ち時間に係る満足度 令和2年度42.9%→令和3年度44.2%)。

なお、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、従前の対面式調査方式を備え付けの回答箱へ投函する方法などに変更することにした。また、設問に関しても新型コロナウイルス感染症防止対策の取組に関する新たな項目を追加した。

エ 医療安全の充実

(ア) 医療安全チェックシート

平成17年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検を、令和3年度は2回実施し、全ての労災病院で行った。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
項目数	249	249	249
達成率	99.0%	98.9%	99.1%
対前回	+0.1	▲0.1	+0.2

(イ) 労災病院間医療安全相互チェック等

平成14年度に北陸の3労災病院(燕、新潟、富山)が開始した取組をモデルケースとして、平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全相互チェック」を、令和3年度も全ての労災病院11グループ(1グループ当たり2~4病院)に分けて32回実施した。

<p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的</p>	<p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的</p>	<p>との連携を引き続き実施する。</p> <p>また、医療安全の充実を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。</p> <p>なお、研修会等に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用していく。</p> <p>さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的</p>	<p>・新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化しているか。</p>	<p>【令和3年度の主なテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生体監視モニターの安全使用について ・ 手術安全管理体制 <p>なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取組として相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施している。</p> <p>(ウ) 職員研修</p> <p>職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年2回以上実施した。</p> <p>(エ) 医療安全推進週間</p> <p>厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※(令和3年11月21日～11月27日)に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行ったうえ、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療相談コーナーの設置 ・ 患者・地域住民を対象とした公開講座 ・ 医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） ・ 職員を対象とした研修・講習会 <p>※ 医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。</p> <p>(オ) 公表と再発防止</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む。）について、例年、5月にホームページ上で公表し、インシデント報告文化の醸成に努めている。</p> <p>また、「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等を基に、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図ることで、安全で質の高い医療を推進している。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>治験を推進するため、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院及び機構本部から13名、「治験及び臨床研究倫理審査委員養成研修」に16名の職員が参加した。</p> <p>令和3年度においては製造販売後臨床試験件数を含め、年間計画4,180件を上回る5,203件の症例に対して治験等を実施した。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中2万900件以上確保すること。

【目標設定等の考え方】

平成26年度から平成29年度までの実績（毎年度平均）4187件を踏まえ、2万900件以上とした。

（7）産業医等の育成支援体制の充実

多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図

に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保する。

（7）産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター

に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。
また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。

（7）産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総

・高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医の育成支援体制の充実を図っているか。

・ 労災病院における治験等実績 (単位：件)

年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数
令和元年度	619	4,161	4,780
令和2年度	696	3,850	4,546
令和3年度	444	4,759	5,203

労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、引き続き製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった21件の実施可能性調査を行い、治験契約へ向けた調査の実施（令和3年度末時点において、6件調査継続中）。

なお、平成29年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化などにより受託体制の強化を図っている。

また、厚生労働省からの要請を受け新型コロナウイルスワクチンのコホート調査（当機構のほか国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）が参加）に協力するため、令和3年2月から労災病院に勤務する医療従事者に対してワクチンの先行接種を実施し、1,762件の症例について調査を実施した。併せて、新型コロナウイルスワクチンの一般使用成績調査（PMS）にも参加し、1,551件の症例について調査を実施した。

・ 労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施

年度	新規調査依頼件数	前年度からの調査継続件数	契約件数	契約施設数
令和元年度	15件	2件	3件	3施設
令和2年度	9件	4件	6件	45施設
令和3年度	21件	8件	4件	10施設

※令和3年度末時点における「調査手続中」の案件：6件

（7）産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センター（両立支援センター（部）を含む。）における産業医育成支援の充実に向け、産業医科大学と連携の上、各勤労者医療総合センターの産業医活動計画の見直しを図った。

<p>ること。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。</p>	<p>(治療就労両立支援センターを含む)において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、PDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努</p>	<p>合センター(治療就労両立支援センター(部)を含む)において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。</p>	<p>・機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し、病院ごとの目標管理を行っているか。</p>	<p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>本部と各労災病院との協議により目標値を設定した各種指標については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向け、医事課長会議及び個別業務指導等にて各労災病院における取組の進捗状況を確認・フォローアップを行った。</p>		
---	---	--	---	--	--	--

<p>(9) 行政機関等への貢献 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。 また、アスペクト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。</p>	<p>める。 (9) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する委員会等への参画 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。 イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。 ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医</p>	<p>(9) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する委員会等への参画 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。 イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。 ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見</p>	<p>・勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。 ・労災認定に係る意見書の作成について、労災病院のネットワークを活かして適切かつ迅速に対応しているか。 ・労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見</p>	<p>(9) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 国が設置する委員会等への参画</p> <p>国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。</p> <p>令和3年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央じん肺診査医（3人）、地方労災医員（52人）、労災保険診療審査委員（25人）、地方じん肺診査医（11人）等計229人が医員・委員を受嘱。 43種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。 <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組</p> <p>複数の診療科にわたる事案については、一度の受診で複数科の意見書作成が行えるよう事務局において日程調整を行うなど院内の連携を図るとともに、返書の進捗管理を徹底し、迅速かつ適切に対応した。</p> <p>1件当たり意見書処理日数：令和3年度実績 16.8日 [参考]平成16年度 20.7日（3.9日削減）</p> <p>意見書処理日数（単位：日）</p> <table border="1" data-bbox="1190 1167 1771 1262"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17.8</td> <td>15.3</td> <td>16.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。</p> <p>ウ 医学的知見の提供</p> <p>労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見として、学会発表38件、論文掲載23件を行った。 労災補償の対象疾患である良性石綿胸水については明確な診断基準がないため、労災認定に1年以上を要している。労災認定期間短縮に向け、労災疾病等に係る研究・開発、普及によ</p>	令和元年度	令和2年度	令和3年度	17.8	15.3	16.8		
令和元年度	令和2年度	令和3年度										
17.8	15.3	16.8										

学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。

エ アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供する。

エ アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応する。

労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象にアスベスト関連疾患の診断技術向上等を目的として、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し研修会を開催する。

また、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定に必要なアスベスト関連疾患の診断を確定させる。

が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供しているか。

・アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について積極的に対応し、当該疾患の診断技術向上等を目的として、研修会を開催しているか。

・労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定に必要なアスベスト関連疾患の確定診断を実施しているか。

り得られた医学的知見に基づき、良性石綿胸水診断基準を作成し、厚生労働省に報告した。

エ アスベスト関連疾患への対応

○ アスベスト健診及び健康相談への取組

「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。

アスベスト疾患センター等における相談等件数（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健診	7,092	6,401	6,821
相談	1,014	849	914

○ 石綿関連疾患診断技術研修への取組

労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を実施（受講者数 792 名）した。

○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施

環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、TEM 法による石綿繊維計測や肺内石綿繊維計測業務の一般化に資するために、肺内石綿小体・石綿繊維の計測方法や測定誤差の取扱いについて調査し、統計の専門家の意見を踏まえつつ、適切な視野数、視野の選定方法、作業工程におけるバイアスの除去方法などの検討を実施し報告書を作成した。

○ 石綿小体計測検査への取組

全国7か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び3か所のアスベスト疾患センター計10か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。

石綿小体計測件数（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	150	112	158

<p>(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合</p> <p>北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院で機能集約化など再編統合に向け</p>	<p>うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p> <p>(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合</p> <p>北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、令和3年7月に岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本的な合</p>	<p>うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p> <p>(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合</p> <p>令和3年7月に岩見沢市と当機構で締結した基本合意書を踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、機構として</p>	<p>うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>・地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力しているか。</p> <p>・岩見沢市と当機構で締結した基本合意書を踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、機構として適切な対応を行</p>	<p>○ 「石綿確定診断等事業」の実施</p> <p>全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、181件の依頼を受け、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。</p> <p>石綿確定診断実施件数（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="1151 359 1777 457"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>159</td> <td>161</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力を継続している。</p> <p>・ 「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、6人の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。</p> <p>(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合</p> <p>令和3年7月に統合に係る基本合意書を締結後、職員の雇用確保を含めた円滑な統合に向けて必要な検討を進めつつ、職員説明会を開催し、新病院におけるコンセプト等の概要及び処遇面の説明を行った。また、現時点での統合後の勤務意向について全職員に対して調査を行った。引き続き必要に応じて説明会や面談を丁寧に行いつつ、勤務意向について定期的に調査を行っていく。</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	件数	159	161	141		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度											
件数	159	161	141											

<p>て、令和2年2月に北海道庁から当該地域医療構想調整会議において論点提起がなされ、令和2年8月に厚生労働省が両病院を対象とした同圏域を地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に選定した。</p> <p>こうした状況の中で、令和3年6月に出された「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会報告書」及び地域医療構想調整会議等の議論を経て、同年7月に関係者で両病院の統合に係る基本的な合意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。</p>	<p>意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切な対応を行っていく。</p> <p>なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。</p>	<p>適切な対応を行っているか。</p>	<p>っているか。</p>			
---	--	----------------------	---------------	--	--	--

<p>【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	産業保健活動総合支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第19条の3 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。</p> <p>【難易度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。</p> <p>また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。</p>		関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビュー 0455-02

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門的研修等実施回数（計画値）	各年度に5,300回以上実施	—	5,300回	5,300回	5,300回				予算額（千円）	6,455,548	6,613,878	6,502,804	
（実績値）	—	5,257回 (H26-H29 実績平均)	5,781回	3,655回	4,651回				決算額（千円）	5,979,100	6,081,881	6,468,813	
達成度	—	—	109.1%	69.0%	87.8%				経常費用（千円）	5,996,086	6,103,510	6,402,267	
産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談件数（計画値）	各年度に122,600件以上実施	—	122,600件	122,600件	122,600件				経常利益（千円）	△8,791	7,023	80,941	
（実績値）	—	116,189件 (H29 実績)	136,346件	123,056件	141,742件				行政コスト（千円）	6,818,942	6,105,373	6,403,727	
達成度	—	—	111.2%	100.4%	115.6%				従事人員数（人）	121	121	125	
研修利用者から有益であった旨の評価（計画値）	研修利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保	—	90.0%	90.0%	90.0%								

(実績値)	—	93.9% (H29 実績)	93.6%	94.1%	94.7%									
達成度	—	—	104.0%	104.6%	105.2%									
相談利用者から有益であった旨の評価 (計画値)	相談利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保	—	90.0%	90.0%	90.0%									
(実績値)	—	94.7% (H29 実績)	95.5%	95.8%	96.1%									
達成度	—	—	106.1%	106.4%	106.8%									
事業が利用者 に与えた改善 効果の割合 (計画値)	アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善事項がみられるようにする	—	80.0%	80.0%	80.0%									
(実績値)	—	87.0% (H26-H29 実績 平均)	84.3%	81.4%	83.1%									
達成度	—	—	105.4%	101.8%	103.9%									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を5,300回以上実施する。 ・各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて12万2,600件以上実施する。 ・研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。 ・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、 	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>産業保健活動総合支援事業は、小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう事業の充実・強化等の見直しを図る必要があるが、昨年度同様に新型コロナウイルス感染症対策のような緊急を要する問題や産業保健に係る法令改正に対しても専門的研修、相談対応、動画の作成等の産業保健サービスを迅速に提供できた。</p> <p>これは、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関から必要な協力を得られるよう絶えず連携の強化に努めた結果である。</p> <p>また、両立支援</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に</p>	<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医</p>	<p>産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感</p>	<p>有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。</p> <p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点> ・産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう関係機関等との連携の下、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図っているか。</p>	<p>○ 過重労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の円滑な実施のための対応等、事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響の中、積極的な電子(WEB)会議システムの導入や密を避ける対策等を講じたうえでの集合研修、労働衛生の法令改正に係る動画作成や新型コロナウイルス感染症を代表とする時宜を得た相談対応を実施する等の事業場における産業保健活動の支援に努めて、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。</p>	<p>については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要なことから、両立支援コーディネーター養成のための応用研修に代わる両立支援に係る多職種が参加する事例検討会を全都道府県で1回以上、計63回開催。加えて、厚生労働省が主催する両立支援コーディネーター交流会においても、厚生労働省からの要請に応じて産保センターの産業保健専門職(保健師)5名がファシリテーターとして協力し、関係者の資質向上やネットワーク構築に努め、難易度高とされる理由に対して着実に取り組んだ。</p> <p>専門的研修については、年度当初から続いた新型コ</p>	
---	---	---	---	--	---	--

<p>携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。</p> <p>(1) 産業医及び産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用するこ</p>	<p>師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。</p> <p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をす</p>	<p>染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し各事業に取り組む。</p> <p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>① 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。</p> <p>・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をす</p>	<p>・産業保健総合支援センターにおける産業医研修については、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。</p> <p>・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をす</p>	<p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産保センターで実施する産業医研修について、集合研修においては産業医の能力向上や事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、机上の研修から職場巡視などをテーマに事業場で現場を見ながら行う実地研修を取り入れる等の研修内容の見直しを図るとともに、新型コロナウイルスの感染状況に関わらず実施可能な動画配信サービス等を通じた録画による講義の開催も含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に実施した。</p> <p>また、引き続き本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、本部で作成する動画教材、本事業のアウトカム調査、保健師実態調査、調査研究選考等への助言や各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備し、従前より早く各産保センターへの指示や情報提供が可能となった。そのようなことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度を上回る高評価【受講者からの有益であった旨の評価 94.7%（対前年度0.6%増）】を受けた。</p> <p>なお、併せて受講者からアンケート調査を行っており、その結果を踏まえ研修テーマの設定等に活用した。</p> <p>【受講者からのアンケート等により要望が多かったテーマ】</p> <p>① 常に需要が多いテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス関連 <p>② 社会状況により関心が高いテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症【コロナに係る研修181回】 <p>③ 法令改正により関心が高いテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針） ・「特定化学物質障害予防規則」等 <p>【要望を元に実施した研修テーマ名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタル不調による休業者への職場復帰支援 ・ウィズコロナ時代の熱中症対策研修会 	<p>ロナウイルス感染症の第5波により集合研修が中止となったが、感染状況が落ち着いた年度後半から、動画配信サービスを活用した録画済み研修の配信（オンデマンド研修）を多くの産保センターで開始して、年度前半の専門的研修の回数減を順調に取り戻していくとともに、要望が多いが開催要件が厳格なため電子（WEB）会議システムで実施できなかった認定産業医研修についても開催していくことで目標達成を目指していたが、年明けからのオミクロン株の感染拡大（第6波）により集合研修が中止となり目標に届かなかった。しかし、オンデマンドを含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を数多く取り入れる等、利用者のニーズに可能な限り対応したことで、研修利用者から有益であった旨の評価は 94.7%と前年</p>
--	--	--	---	---	--

<p>と。</p> <p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録さ</p>	<p>も含めた研修テーマの設定等に活用する。</p> <p>なお、嘱託産業医に対する、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。</p> <p>また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。</p> <p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録さ</p>	<p>ことにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し研修を開催する。</p> <p>② 産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。</p> <p>また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。</p> <p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 ① 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録さ</p>	<p>・「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図っているか。</p> <p>・産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討しているか。</p> <p>・対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による日常生活のストレスマネジメント ・改正THP指針について ・アーク溶接作業の実情と特化則改正を踏まえた健康障害の防止措置について <p>産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施することで産業医の質的向上を図ること目的に設置された産業医学振興財団主催による「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」については、第1回委員会が9月2日に開催され、当機構産業保健担当理事が委員として産業医科大学から選出された委員とともに参画。その委員会で設置が承認された「産業保健業務の具体化に向けた現状整理・課題抽出のためのワーキンググループ」に、当機構産業保健ディレクターが委員として参画し、計3回のWG（開催日：10月7日、1月14日、3月30日）で産業医の業務の具体化や資質の向上について現状整理と課題抽出等に係る検討を行った。</p> <p>また、産業医ネットワークモデル事業を通じて、熊本産業保健総合支援センターでは、受講者が参加しやすい週末【令和3年9月18日（土）、19日（日）、25日（土）】に産業医科大学実務研修センターの教授、准教授、助教及び産業医科大学病院両立支援科の准教授を講師に迎え、シリーズ化した産業医集中研修を実施することで、産業医が必要とする知識及びスキルの習得を図り、資質向上につなげることを目的とした「実践的な産業医活動ができるようになる集中研修会」を実施した（受講者：計46人）。</p> <p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備した。</p> <p>また、引き続き登録産業医及び登録保健師が事案の対応に苦慮した際に専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医（計9人）を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制（毎日2～3時間程度）を構築した。相談対応日及び時間についてはホームページ上で公開し、電話相談のみならずメール相談にも対応できる形とし、効果的に運用し</p>	<p>度を上回る高評価を受けた。</p> <p>専門的相談については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、個別相談は感染対策を講じた上で実施が可能であるため、社会の感染状況に関わらずコンスタントに事業実施が可能であり、所期の目標を大きく上回る成果を上げるとともに、相談利用者から有益であった旨の評価も96.1%と前年度を上回り質的にも高い成果を得た。</p> <p>さらに、昨年度から引き続き治療と仕事の両立支援に関して、サラリーマン金太郎を広告塔にした両立支援冊子の配布、芸能人（谷原章介）による産保センターや地産保を紹介する動画のYouTubeでの配信に加え、2か月にわたり、人事労務担当者等が閲覧時にスマートフォン上部に上記動画へ誘導する広告が掲載されるサービスを行う</p>
--	---	--	--	---	---

<p>れている産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健</p>	<p>れている産業医（以下「登録産業医」という。）及び保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用する。</p> <p>また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健</p>	<p>れている産業医（以下「登録産業医」という。）及び保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医を効果的に運用する。</p> <p>② 地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握を目的に実施したアンケート</p>	<p>イザー産業医の体制を整備し、効果的に運用しているか。</p> <p>・地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業として、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討しているか。</p> <p>・事業場における保健師の活動実態の調査・把握を目的に実施したアンケート</p>	<p>た。</p> <p>-アドバイザー産業医活用の具体例-</p> <p>Q1（登録産業医） 登録産業医として就労判定をしているが、殆ど通常勤務の判定。判定3段階となっているが、稀に単なる就業制限ではなく事業場の体制を変更（改善）すれば通常勤務も可、と思われる時、その事業場に改善指導を出しても良いか？</p> <p>A1（アドバイザー産業医） 登録産業医・嘱託産業医と専属産業医の責務は変わらない。登録産業医として事業場の改善が必要と判断したなら、そのように助言指導を行うこと。</p> <p>Q2（登録産業医） 溶接ヒュームの健康診断について不明な点があり、知りたい。</p> <p>A2（アドバイザー産業医） 溶接ヒュームの発がん性・神経障害がおこる可能性から特定化学物質に特定されたことを説明し、それを踏まえて必要な検査項目（神経学的検査や尿中のマンガン量の検査等）の説明を行う。</p> <p>産保センター7施設（新潟、石川、長野、静岡、愛媛、福岡、熊本）において、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業については、次のような取組を行った。</p> <p>-地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業の具体例-</p> <p>・石川産業保健総合支援センター ○ テレビ会議システムを活用した研修の導入 県医師会との共催の産業医研修において、遠隔地域の産業医が容易に参加できるよう、研修運営にテレビ会議システムを活用し、金沢地区を主会場として、加賀地区、能登地区の2箇所に中継会場を設けての3地区同時研修（計5回・229人受講）の実施。 ○ 視聴覚教材を使用した産業医の「職場巡視（実地）」研修会の実施 事業所の現場をドローンで撮影した職場巡視の教材を作成し、その教材を使用して産業医の「職場巡視（実地）」研修会を実施（開催日：令和4年3月10日・21人受講）。</p> <p>・長野産業保健総合支援センター ○ 「産業医のための事例検討会」の実施 郡市区医師会単位に、受講者が参加しやすい19時から開催とした「産業医のための事例検討会」を県下5地域（計5回・61人参加）実施。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討するために立ち上げた「事業場における保健師等の活動実態に関する調査」委員会において、これまで詳細に把握できなかった産業保健分野の保健師・看護師の人数、実態を明らかにすることを目的に、労働者300人以上の全ての事業場、全国健康保険協会、外部労働衛生機関及び産業保健活動に従事する保健師・看護師を対象とするアンケート調査（調査期間：令和2年12月～令和3年1月）を実施し、令和3年3月にアンケート結果の取りまとめた報告</p>	<p>等、当事業の広報に努めた。</p> <p>加えて、事業場への動画教材として、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」のセミナーにに係る動画教材を作成したほか、産保センターが独自で作成したコロナ動画を本部HPにも掲載し、事業場が必要とする情報をわかりやすく提供することに努めた。</p> <p>このほか、職場におけるストレスチェック制度の普及のための取り組み、「東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための廃炉等作業員に係る健康相談」の週1回定期的な実施や、令和3年7・8月に発生した豪雨災害及び令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルス及び健康に関する相</p>
--	---	---	---	---	--

<p>師の活躍促進について、検討すること。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。</p>	<p>師の活躍促進について検討する。</p> <p>また、産業保健関係者向け研修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の実地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図る。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定する</p>	<p>結果について、産業保健分野における保健師の活動促進に向けた情報提供を行っていく。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>① 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。</p> <p>また、労働者の健康管理やメンタルヘルス・</p>	<p>結果について、産業保健分野における保健師の活動促進に向けた情報提供を行っているか。</p> <p>・国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施しているか。</p> <p>・労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げているか。</p>	<p>書を作成したが、令和3年度においても報告書への追加集計の掲載等の見直しを図り、修正版を当機構HPにて掲載し、産業保健に携わる保健師・看護師の実態について情報提供を行った。</p> <p>【実態調査結果】</p> <p>① 一般事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場規模が小さいほど産業保健師・看護師を雇用、活用している割合が低い。また、1人職場の割合が半数以上である。 ・初めて職域に就職した際に産業保健の基礎研修を受けていたのは約3割であり、産業保健についての知識がないまま就職した者が多かった。 <p>② 労働衛生機関などの専門機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人職場は少なく、産業保健に関する初期研修や専門的研修の機会が一般事業場より多い。 <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たり各産保センターで実施する運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」、「特定化学物質障害予防規則」の法令改正や新型コロナウイルス感染症に関する研修テーマを設定するとともに、令和3年度当初に研修実施計画を策定し計画的に実施した。</p> <p>具体的には、以下のPDCAサイクルを継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(計画)「運営協議会において研修実施計画を策定」 ・(実施)「計画に基づく研修の実施」 ・(評価)「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員協議会等において検討・分析」 ・(改善)「受講者のニーズ、時節に応じた研修テーマの設定」 <p>○ 働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取組の強化が求められるなか、平成28年2月に策定された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーや、事業場への個別訪問支援、相談対応等を新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が制限される中、電子（WEB）会議システムを活用し可能な限り開催した。</p> <p>【治療と仕事の両立支援】</p>	<p>談に応じるため、「心の相談ダイヤル」及び「健康相談ダイヤル」の専用フリーダイヤルの設置・対応を従来より迅速に行うなど政策的・社会的要請の大きい事業に速やかに対応した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
---	--	--	--	---	--	--

	<p>とともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。</p>	<p>生活習慣病対策・治療と仕事の両立支援などの労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。</p> <p>② 事業場の事例等について討議・検討する事例検討会については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。</p> <p>特に両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会を産業保健総合支援センターにおいて実施する。</p> <p>また、メンタルヘルス・生活習慣病対策・衛生委員会の活用・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）を題材にした啓発セミナーを実施す</p>	<p>・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会を産業保健総合支援センターにおいて実施しているか。</p> <p>・メンタルヘルス・生活習慣病対策・衛生委員会の活用・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）を題材にした啓発セミナーを実施しているか。</p> <p>・セミナーの実施に当たって、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図っているか。</p>	<p>① 両立支援に関する研修（234回） ② 両立支援意識啓発教育（149回） ③ 両立支援啓発セミナー（169回） ④ 両立支援事業場訪問・個別調整支援（2,418件）</p> <p>○ 両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会（計177回）を実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、両立支援コーディネーター養成のための応用研修が実施できなかったため、応用研修に代わる両立支援コーディネーター基礎研修修了者に対する事例検討会について近隣の労災病院からファシリテーターの派遣等の連携を行い、全産保センターで1回以上開催した（計63回）。</p> <p>－両立支援以外の事例検討会のテーマ－ ・産業看護職の事例検討・意見交換会 ・「健康診断の事後措置の実際（事例検討）」 ・職域における化学物質のリスクアセスメント 事例検討 ・パワハラ事例における産業保健スタッフの役割</p> <p>○ 厚生労働省主催の両立支援コーディネーター交流会に産保センターから産業保健専門職（保健師）5名がファシリテーターとして協力。</p> <p>○ 効率的に多数の事業者・労働者等へ実施できるよう事業者団体、商工団体等と共催し、職場における労働者の健康管理等に関して事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すための啓発セミナーを実施した（計661回）。また、令和3年2月8日改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の講師用資料及び映像教材を作成のうえ、全産保センターに配布し、労働衛生週間準備月間における他団体との共催セミナー等に活用するとともに、産保センター主催のセミナー等にも活用した。</p> <p>－啓発セミナーのテーマ－ ・コロナ禍におけるメンタルヘルス ・治療と仕事の両立支援、産業保健総合支援センターの活用方法 ・ウイズコロナ時代に必要な職場の衛生管理のポイント ・コロナウィルスを想定した新しい生活様式 ・見逃してませんか？健康診断結果からのメッセージ</p> <p>○ ストレスチェック制度については、ストレスチェックサポートダイヤルに対応するセンター数を増やし、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施することに加えて、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。</p> <p>・ストレスチェック制度に関する研修 128回（延べ2,618人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 54回（延べ1,182人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 2,031回</p>		
--	----------------------------------	---	---	---	--	--

<p>イ 産業保健総</p>	<p>研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮する。この他、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。これらを併せて中期目標期間中において、研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施する。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>研修実施計画を踏まえ実施された、産業保健関係者への専門的研修、事業者向けセミナー等の平成26年度から平成29年度までの実績（平均）5257回を踏まえ、2万6500回以上とした。</p> <p>イ 産業保健総</p>	<p>る。</p> <p>なお、セミナーの実施に当たっては、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図る。</p> <p>以上の取組により、5300回以上の専門的研修等を実施する。</p> <p>イ 産業保健総</p>	<p>・5300回以上の専門的研修等を実施しているか。</p>	<p>・若年労働者向けメンタルヘルス教育 849回</p> <p>専門的研修については、年度当初から続いた新型コロナウイルス感染症の第5波の影響を受け集合研修が中止となる影響を受けたが、感染状況が落ち着いた年度後半から、動画配信サービスを活用した録画済み研修の配信（オンデマンド研修）を多くの産保センターで開始して、年度前半の専門的研修の回数減を順調に取り戻していくとともに、ワクチン接種の拡大に合わせ電子（WEB）会議システムでの開催要件が厳格なため実施できなかったが要望の多い認定産業医研修についても、多くの産保センターで開催していくことで年度目標達成を目指していたが、年明けからのオミクロン株の感染拡大（第6波）により集合研修が中止となり、結果として目標には届かなかった。</p> <p>しかしながら、年度当初からの大都市圏や感染拡大（第5波）による21都道府県を対象とした緊急事態宣言等の発出に対し、積極的に電子（WEB）会議システムを活用した研修を実施したことで、昨年度に比べて研修回数の減を抑えることができた。</p> <p>また、年度中旬に臨時開催した副所長会議において、先駆的にオンデマンド研修を開始した産保センターの事例を共有したことにより、多くのセンターでも同様のサービスを開始した。</p> <p>このように、オンデマンドを含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を数多く取り入れる等、利用者のニーズに可能な限り対応したことで、研修利用者から有益であった旨の評価も前年度に対して0.6%向上した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により専門的研修の実施が制限されたなか、緊急事態宣言等が発令された期間を除く10～12月においては、計画数1,325回に対して1,678回実施（達成率126.6%）と目標値を上回る成果を上げた。</p> <p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p>		
----------------	--	--	---------------------------------	--	--	--

<p>合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に応じること。</p>	<p>合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。</p>	<p>合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>① 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。</p>	<p>・産業保健総合支援センターにおいて、様々な課題に対する専門的相談への対応を行っている。</p>	<p>メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 産保センターにおいて、電話、メール及びFAXでの相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で所在地の産保センターに着信することができる全国统一ダイヤルを引き続き運用し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。【産保センター相談件数：39,713件（対前年度3,036件増）】</p> <p>○ 令和3年7・8月に発生した豪雨災害及び令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、従来より発生から速やかに「心の相談ダイヤル」及び「健康相談ダイヤル」を設置し、計33件の相談に対応した。</p> <p>○ コロナ禍における事業場の感染対策等、事業場の具体的な状況に応じた助言を望む要望に応じて、産業保健相談員による専門的実地相談についても、積極的に対応した。【325件（対前年度50件増）】</p> <p>【産業保健に造詣の深い精神科医、カウンセラー等による相談体制の整備】</p> <p>メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、1,209人（対前年度40人増）の産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。</p> <p>【ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応】</p> <p>ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、開設済の東京、大阪、福岡に、令和3年度から石川を加え、4つの産保センターで専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を開設し、全国の事業場からの様々な相談に対応（相談件数3,123件）した。</p> <p>【イベント開催時及び研修終了時における相談窓口の設置】</p> <p>産業保健フォーラム等のイベント開催時及び研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該イベント、研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。</p> <p>○ 両立支援に係る相談については、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援相談窓口 産保センター（47か所）、両立支援センター（9か所）、労災病院（29か所）が連携する形で設置し、がん等の患者（労働者）のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応（相談件数3,774件）した。 ・両立支援（出張）相談窓口 労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等中心）に設置（令和3年度284医療機関。対前年度53医療機関増）し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部相談窓口を閉鎖せざるを得なかったなか、前年を上回る件数の相談に対応（相談件数3,596件。対前年度625件増）しており、世間からのニーズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に、適切に対応した。 ・両立支援個別訪問支援：1,819件（対前年度315件増） ・両立支援個別調整支援：599件（対前年度64件増） <p>○ 職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談受付をしている旨を各産保センターのホームページにて掲示することにより、事業所等からの新型コロナウイルス感染症</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。</p> <p>産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上</p>	<p>また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。</p> <p>中期目標期間の各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を</p>	<p>② 地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>①及び②の取組により、12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに各地域における相談内容や対応結果につ</p>	<p>・地域窓口は、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供しているか。</p> <p>・12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部におい</p>	<p>関連の相談は1,212件寄せられた。また、各産保センターに寄せられた質問は本部で集約し、産業保健ディレクターが確認のうえ周知すべき事項について全産保センターにフィードバックした。</p> <p>○ 登録産業医による健康診断実施後の意見陳述や登録産業医・登録保健師等による地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導等の実施などに適切に対応し、また、利用者の利便性、きめ細やかなサービスを実施するため以下の取組を実施した。</p> <p>【ワンストップサービス機能の発揮】</p> <p>小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産保センターと地域窓口（以下「地産保」という。）が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。</p> <p>ーワンストップサービスの具体的事例ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労基署からの指導があり、定期健康診断後の医師の意見聴取についての進め方の質問を受けた産保センターが、地区担当の地産保にフォローを依頼した。 ・ 心臓疾患術後3か月経過、診断書には重作業は不可とあり、本人も現時点での復帰は難しいと考えるが専門家の意見を聞きたいとの相談を地産保で受け、産保センターの両立支援の個別調整支援を紹介した。 ・ 地産保において管轄の事業所の医師の意見聴取を事業所の利便性から、別の地産保に対応を依頼して実施。 <p>【積極的な周知・勧奨】</p> <p>労働基準監督署を始めとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、個別相談は感染対策を講じた上で実施が可能であるため、社会の感染状況に関わらずコンスタントに事業実施が可能であり、目標122,600件を大きく上回る141,742件（達成度115.6%）の相談に対応した。</p> <p>また、本部において事業実績システムにより得られた集計結果を毎月各産保センターに情報提供し、各産保センターにおけるバランススコアカードを用いた目標管理に活用している。</p> <p>【相談件数増への取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談受付をしている旨を各産保センターのホームページにて掲示した。 		
---	--	---	---	---	--	--

<p>とすること。</p> <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。</p> <p>具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業場は支援対象に含めないこと。</p>	<p>併せて12万2600件以上実施する。</p> <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>地域窓口に対する小規模事業場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。</p> <p>具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。</p> <p>また、支援ニーズの拡大に備</p>	<p>いては、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。</p> <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。</p> <p>また、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、産業保健に知見のあ</p>	<p>て取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用しているか。</p> <p>・ 支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めているか。</p> <p>・ 登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における相談内容等については、本部で取りまとめと分析を行い、新型コロナウイルス感染症に関する全国的な傾向も含めた周知すべき情報を発信することにより、各産保センターとの情報共有を図った。 ・ 従来から実施している電話やメールによる相談対応に加え、相談に当たった的確な回答に必要な相談者の職種や要件等の必要項目を、ホームページ上の「入力フォーム」に設定する等、効率的に対応するためのシステム整備を行った。 ・ 電子（WEB）会議システムを活用した相談等に対応した。 <p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」（平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号）に基づき、地域産業保健センター事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規事業場を優先的に支援する等、取組の重点化及び効率化に取り組んだ。</p> <p>また、地域の医師会や看護協会・日本産業衛生学会産業看護部会・日本産業保健師会の都道府県支部に協力を依頼するなど、地域産業保健センターの活動に不可欠な登録産業医、登録保健師の拡充にも積極的に取り組み、登録者数の増に努めている。</p> <p>登録産業医、登録保健師の推移（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1151 919 1884 1062"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録産業医</td> <td>8,724</td> <td>8,874</td> <td>8,921</td> </tr> <tr> <td>登録保健師</td> <td>356</td> <td>360</td> <td>366</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	登録産業医	8,724	8,874	8,921	登録保健師	356	360	366		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
登録産業医	8,724	8,874	8,921															
登録保健師	356	360	366															

<p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、その活用の促進を図ること。</p>	<p>え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。</p> <p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討する。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。</p>	<p>る登録保健師の拡充に取り組む。</p> <p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。</p> <p>特に、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（ＴＨＰ指針）の見直しにより「健康保持増進計画」の策定を促すことが重要であることから、「健康保持増進計画」を策定</p>	<p>・現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討しているか。</p> <p>・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（ＴＨＰ指針）の見直しに伴い、「健康保持増進計画」を策定した事業場に対し、新たな助成制度を設け、助成金の活用促進を図っているか。</p>	<p>エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進</p> <p>現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、事業場における労働者の健康保持増進のための指針の改正を受け、令和３年度から「事業場における労働者の健康保持増進計画助成金」を新設し、既存の助成金とともにリーフレットの作成、ホームページによる周知等により活用促進を図った。また、新設した助成金については、業界団体と連携し各種会合でのリーフレットの配布や業界団体のホームページに掲出するとともに、利用が少ない助成金については、防災団体の協力のもと広報誌での紹介やリーフレットの配布を実施することで、PRを実施した。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

	<p>した事業場に対する新たな助成制度を設け、助成金の活用促進を図る。</p> <p>オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援</p> <p>① 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催する。新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努める。</p> <p>② 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象とした健康支援相談窓口については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用した相談対応も</p>	<p>・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催しているか。</p> <p>・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口等を開設しているか。</p>	<p>オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援</p> <p>事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を福島第一原子力発電所内で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者、安全衛生推進者等対象研修実施回数 4回 テーマ 「新型コロナウイルス感染対策」等 ・ 廃炉作業員対象研修実施回数 2回 テーマ 「健康診断を活用しよう」等 <p>事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口を福島第一原子力発電所内に開設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康支援相談窓口開設回数 53回 ・ 健康支援相談件数 351件 		
--	---	---	--	--	--

<p>【目標設定等の考え方】 産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成29年度実績(4万2640+7万3549件=11万6189件)の概ね5%増である12万2600件を第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>(3)メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的で</p>	<p>(3)メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備する。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的で</p>	<p>実施することとし利用者への健康支援サービスの継続に努める。</p> <p>(3)メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実に、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施す</p>	<p>・事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実に、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施し</p>	<p>(3)メンタルヘルス対策の推進</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症拡大のなか、電子（WEB）会議システムを活用し、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向け、産業保健関係者を対象とした研修を以下のとおり実施した。</p> <p>また、令和3年11月2日には本部主催によるメンタルヘルス対策促進員会議を開催し、計16人のメンタルヘルス対策促進員が参加した。また、各産保センター単位でもメンタルヘルス対策促進員会議を開催し、事業場におけるメンタルヘルス対策支援体制の質的向上に努めた。</p> <table border="0"> <tr> <td>・ストレスチェックに係る研修</td> <td>128回</td> </tr> <tr> <td>・管理監督者向けメンタルヘルス教育</td> <td>2,031回</td> </tr> <tr> <td>・若年労働者向けメンタルヘルス教育</td> <td>849回</td> </tr> <tr> <td>・メンタルヘルス個別訪問支援</td> <td>10,922件</td> </tr> <tr> <td>（再掲）ストレスチェック導入に関する支援</td> <td>989件</td> </tr> <tr> <td>・ストレスチェックに係る相談</td> <td>3,123件</td> </tr> </table>	・ストレスチェックに係る研修	128回	・管理監督者向けメンタルヘルス教育	2,031回	・若年労働者向けメンタルヘルス教育	849回	・メンタルヘルス個別訪問支援	10,922件	（再掲）ストレスチェック導入に関する支援	989件	・ストレスチェックに係る相談	3,123件		
・ストレスチェックに係る研修	128回																	
・管理監督者向けメンタルヘルス教育	2,031回																	
・若年労働者向けメンタルヘルス教育	849回																	
・メンタルヘルス個別訪問支援	10,922件																	
（再掲）ストレスチェック導入に関する支援	989件																	
・ストレスチェックに係る相談	3,123件																	

<p>あるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮すること。</p> <p>(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>インターネットその他の方法</p>	<p>あるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮する。</p> <p>(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>産業保健関係者に対し、情報</p>	<p>る。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。</p> <p>また、これまでに利用実績のない事業者のニーズを把握するために実施した地域の事業者団体や労働組合等のヒアリング等の結果を踏まえ、利用促進策を検討する。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>産業保健関係者に対し、情報</p>	<p>ているか。</p> <p>・産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用しているか。</p> <p>・これまでに利用実績のない事業者のニーズを把握するために実施した地域の事業者団体や労働組合等のヒアリング等の結果を踏まえ、利用促進策を検討しているか。</p> <p>・産業保健関係者に対し、情報</p>	<p>(4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産保センター及び地産保の利用に関するアンケート調査については、産保センター利用者として、令和3年10月～12月に実施した。アンケート調査実施の際には、新型コロナウイルス感染症を考慮して引き続き従来の窓口による配布・回収とともに直接郵送による配布・回収を行った。</p> <p>アンケート送付数については、産保センター利用者に対して昨年度を上回る配布を行い、回収率を高める取組として、お礼兼督促のハガキを発送全件（回答拒否の連絡があった事業場は除く。）に対して行った。</p> <p>なお、産保センター利用者以外調査は、調査票とともに事業案内や芸能人を使用した産保センターの周知パンフレットを往信用封筒にも明記のうえ発送し、アンケートへの協力意向を高めるとともに、産保センターを利用したことがない事業場に対しての広報も併せて行った。</p> <p>また、地域の事業者団体等に対するヒアリングの実施に際しては、電子（WEB）会議システムを活用したヒアリングを中心に実施し、可能な限り調査が実施できるよう取り組んだ。</p> <p>利用者調査では、今後も利用を希望するサービスとして専門的研修を挙げる声が多く、また、電子（WEB）会議システムを活用した研修は移動もなく仕事の合間に受講できるのもっと増やして欲しいとの要望が多かったことから、今後も電子（WEB）会議システムによる専門的研修を積極的に行うことで、センターの利用促進につなげていきたい。</p> <p>地域の事業者団体等に対するヒアリング結果では、アンケート結果では、産保センター、地域産業保健センターの認知度は低いが、産保センターが提供可能な支援については、半数以上の組合からニーズがあるとの回答があり、引き続き事業者団体を通じた広報を積極的に行っていく必要性が検証された。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>○ 当機構の研究成果等を紹介している産業保健情報誌「産業保健21」の発行に加え、産業保健に係る最新情報のホームページ掲載、産保センターを利用している事業場等に対する</p>		
---	--	---	--	---	--	--

<p>により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。</p>	<p>誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努め、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供を行う。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対</p>	<p>誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等に関する情報も含め情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。</p>	<p>発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得るなどして積極的に取り組んでいるか。</p> <p>・事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行っている</p>	<p>治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策関連などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンの配信などを積極的に行っている。</p> <p>なお、「産業保健21」ではコロナ禍における産業保健活動やコロナ禍での在宅勤務等による睡眠障害等の特集し、産業保健関係者に対して時宜を得た情報提供に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年2月8日改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」のセミナーに係る動画教材を作成し、ホームページに公開した。【閲覧回数計590回】 ○ センターが独自で作成したコロナ動画を本部HPにも掲載し、事業場が必要とする情報をわかりやすく提供することに努めた。【コロナ動画閲覧回数計8,705回】 <ul style="list-style-type: none"> ・「職場における感染防止の基本～新型コロナウイルス感染症対策を中心に～」(群馬産保作成) ・「コロナ禍における職場の健康課題」(滋賀産保作成) ○ 企業及び医療機関における治療と仕事の両立支援の取組の普及促進を効果的に図り、両立支援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポータルサイトの充実を図るとともに、より人目に付きやすく気楽に読むことができるよう漫画キャラクター「サラリーマン金太郎」が中小企業の社長となり、がんに罹患した部下を支え共に働くために両立支援制度の導入に奔走する内容のリーフレットを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関、労働局、産保センターなどに100,000枚配布するとともに、機構ホームページ上に公開した。 ○ 令和3年2月から引き続き、動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人(谷原章介)を起用し、特設サイト「さんぽセンターWEBひろば」を開設し、産保センター等について分かりやすく解説する動画を掲載及び特設サイトとの相乗効果を図るべく芸能人(谷原章介)を起用したポスター及びリーフレットを作成し、関係機関に配付した。 <p>さらに、中小企業経営者や人事労務担当者が多数閲覧する複数の大手メディアのニュースサイト、ビジネス系メディアのWEBサイトを閲覧中にスマートフォン上部に特設サイトへ誘導する広告が掲載されるサービスを2か月にわたり実施した。(表示回数：624,313回、完全視聴数290,375回)</p> <p>こうした積極的な広報により、専門研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられている。</p> <p>◆ 主な広報実績事案： 愛媛新聞：四国がんセンター内の両立支援相談窓口での両立支援促進員の取組内容の紹介 岩手日日新聞：関係団体と共催したメンタルヘルス対策や感染防止対策の研修会について紹介 ならどっとFM：奈良産保センターの事業案内について紹介 等</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても積極的にホームページへの掲載やメールマガジンの配信等により情報提供を行った。</p> <p>－事業者に対する国の施策の広報、啓発の具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下駐車場等に使用される二酸化炭素消火設備の点検作業等における労働災害の防止について(令和03年04月16日付け基安労発第416001号) ・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(令和03年04月20日付け基発第420003号) 		
---	--	---	---	---	--	--

<p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p>	<p>する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。</p> <p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p> <p>以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘル</p>	<p>か。</p> <p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p> <p>以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘル</p>	<p>か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(再注意喚起)(令和03年04月30日付け基安化発第430003号) ・石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(令和03年05月18日付け基発第518006号) ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(一部改正)(令和03年07月05日付け基安化発第705002号) ・「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の一部改正について(令和03年07月26日付け基発第726002号) ・リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について(令和03年09月03日付け基安発第903006号) ・異原性が認められた化学物質の取扱いについて(令和03年11月25日付け基発第1125013号) ・事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(令和03年12月01日付け基発第1201001号) ・「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正について(令和03年12月01日付け基発第1201007号) ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(一部改正)(令和03年12月22日付け基安化発第1222003号) ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について(令和03年12月28日付け基発第1228001号) ・労働安全衛生法に基づく安全データシート(SDS)の記載に係る留意事項について(令和04年01月11日付け基安化発第111002号) ・労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和04年01月19日付け基発第119002号) ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」の改正(令和4年03月31日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第2号) <p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p>		
---	---	---	-----------	---	--	--

<p>研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。</p> <p>また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウ</p>	<p>スが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。</p> <p>ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。</p> <p>イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業</p>	<p>スが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。</p> <p>ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。</p> <p>イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業</p>	<p>・産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、有益であった旨の評価を90%以上確保しているか。</p> <p>・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカ</p>	<p>○ 産保センター及び地産保が行う専門的研修及び相談に対する利用者の評価を図るため研修終了時又は相談対応の際にアンケートを実施した。アンケート結果については、研修利用者から有益であった旨の評価94.7%、相談利用者から有益であった旨の評価が96.1%といずれも前年度を上回る高い評価を得た。各産保センターでは新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、適切かつ質の高いサービスを提供することができた結果と考えられる。</p> <p>ー主な評価理由ー</p> <p>○ 専門的研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症リスク低減以外にも、移動時間の短縮になるのでWEB研修はありがたい。 ・ より良い職場づくりに生かせる情報が盛りだくさんで、とても有益だった。 ・ コロナ禍の対応について整理でき、今後の参考になった。 ・ 両立支援について会社に対しどのように説明すれば良いか分かった。 ・ ドローンを利用した映像で大変分かりやすい。 ・ 数万種類ある化学物質の内の一部の障害だけでも複雑な症状をきたすものと知りました。 ・ 都合の良い時に動画により研修ができ、大変便利であった。 ・ 専属産業医の経験に基づく話で今後の産業医活動の参考となった。 ・ 企業の労働衛生に関する裁判等の判例に基づく事例の提示から具体的な教訓を示されて実践的な研修であった。 ・ 開催会場まで往復2時間程度かかることもあり、WEB研修はとても有意義でした。次回も利用させていただきたいです。 ・ 事前にYoutubeで資料を見れる点が良いです。先生に直接質問したり、グループ討議もとても参考になります。 <p>○ 専門的相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題・問題点が明らかになった。 ・ 数値について、判断・指導いただけるので、該当者に伝えやすい。 ・ 産業医療の専門家より個別・具体的な指導を頂戴し、我々のような中小企業には非常に有益であります。継続的にお願いします。 ・ 登録産業医からも受診を勧めていただくことで、説得力が増し、受診につなげることができる。 ・ 質問に対する解答だけでなく、関係する様々な資料や情報も提供してもらい大変参考になった。 ・ 専門的な観点から助言していただき、家族を含めて支援していく等、今までとは違う見方を教えていただいた。 ・ コロナ禍において電話相談が出来ることは大変ありがたいです。 ・ 復職に向けての手順が具体的で分かりやすかった。 <p>○ 産保センター及び地産保で実施する産業保健サービスの提供が産業保健関係者及び事業者等に対して与えた効果を把握・評価するため、研修、相談又は指導を受けた産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカム調査を令和3年10月～12月に実施したところ、有効回答のうち、前年度を上回る83.1%と高い割合で具体的な改善が見られることが分かった。</p> <p>利用者、利用者以外の調査においても、いずれも令和2年度に取り組んだ事業場の産業</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>トカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。 また、具体的な改善事項がみられる割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。 【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月</p>	<p>保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。</p>	<p>保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。</p>	<p>ム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにしているか。 ・同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図っているか。</p>	<p>保健活動は「職場の感染症対策」、令和3年度上期において強化したのも「職場の感染症対策」が特に高く、新型コロナウイルス感染症への対応に終始していたことがうかがえる結果であった。そのような中、センター事業の利用状況や効果・満足度に関して、前年度を上回ったことは評価すべき結果と言える。これは、医療・産業保健活動にとどまらず経済活動にも多大な影響を与えている新型コロナウイルス感染状況の中でも、センターの提供するサービスは常に求められている証であり、またそのニーズに対し、各センターでは新型コロナウイルス感染症拡大においても適切に、かつ満足度を落とすことなくサービスを提供し続けることができた結果と考える。</p> <p>なお、利用者以外調査においては、「職場におけるメンタルヘルス対策」を事業場の産業保健活動の課題とするものが多く、利用してみたいサービスにおいても「職場のメンタルヘルス対策など、産業保健に関する専門的研修・啓発セミナー」や「高ストレス者に対する面接指導」が高い値となるなど、メンタルヘルス対策について比較的高い関心が寄せられている。また、自由意見欄にも職場の課題としてメンタルヘルスに関することは多く寄せられている。これらの声も参考に事業場が求めるサービスへの充実により、引き続き次年度以降も利用満足度を高めていくこととしている。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>24日閣議決定) において、産業 保健活動への効 果的な支援を図 るために、産業 保健三事業を一 元化して、労働 者健康安全機構 が事業を実施す ること等が求め られており、当 該事業の実施状 況が、今後の国 の施策に影響を 及ぼすため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>小規模事業者 を含む地域の事 業者ニーズを的 確に把握し、多 様な働き方をす る全ての労働者 の健康やメンタ ルヘルスが確保 されるよう、産 業保健活動総合 支援事業の充実・強化等の見 直しを行うこと が必要であり、 また、その際、当 該事業を推進す る上で不可欠で ある地域の医師 会等関係機関か らの必要な協 力が得られるよ うに連携を強化 していくことも 求められており、 難易度が高い。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

<p>また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。</p> <p>【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-03

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援した雇患者の有用度（計画値）	支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る	—	80.0%	80.0%	80.0%			予算額（千円）	1,175,278	1,125,862	1,201,282		
支援した雇患者の有用度（実績値）	—	96.1% （H27-30実績平均）	90.6%	90.6%	97.5%			決算額（千円）	1,117,147	1,001,541	1,215,024		
達成度	—	—	113.3%	113.3%	121.9%			経常費用（千円）	1,055,547	972,409	1,173,423		
								経常利益（千円）	22,689	34,531	55,801		
								行政コスト（千円）	1,621,335	983,538	1,186,500		
								従事人員数（人）	61	66	66		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：S</p> <p>労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターによる意見交換会を開催する等によりスキルアップを目指した結果、支援にした罹患者に対するアンケート結果において有用であった旨の回答が、97.5%となり、定量的指標で示された目標の達成度が121.9%という、顕著な成果が得られた。</p> <p>・本アンケート結果については、各労災病院及び両立支援センターに広く共有し、問題点等の共有に努め、支援に当たっての参考となるよう、配慮した。</p> <p>また、両立支援の取組をリードする医療機関として、一般の両立支援コーディネーターのスキルアップ等を目的として開催した事例検討会</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。</p> <p>機構が作成した治療と就労の両立支援マニユ</p>	<p>の推進</p> <p>適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意する。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例につい</p>	<p>の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、対象疾病の拡大を図りながら、以下のとおり取り組む。</p>	<p>・対象疾病の拡大を図りながら、取り組んでいるか。</p>	<p>労災病院及び労災病院に併設する両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕事の両立支援を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4疾病に限定せず対象疾患の拡大を図り、全ての疾病を対象として次のような取組を実施した。</p>	<p>において、機構所属のコーディネーターがファイシリテーターとして積極的に参画させたことも、支援の質の向上につながった。</p> <p>・両立支援マニュアルの改訂に当たっては、機構職員だけでなく、外部有識者の参画を得ることで、より実態に則したものとし、現場で使いやすいものとした。</p> <p>一方で、両立支援コーディネーターの養成研修においては、電子（WEB）会議システムを活用した開催の強みを生かし、過去最大となる4,556人を養成し、研修後の受講者アンケートでも高い評価を得るなど、「働き方改革実行計画」の実現に貢献した。</p> <p>・両立支援コーディネーター養成人数については、数値目標の設定はないものの、平成29年3月に政府が決定した「働き方改革実行計画」における2020年度までに両立支援コーデ</p>	
---	--	--	---------------------------------	---	---	--

<p>アルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。</p>	<p>ては、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。</p> <p>医療機関向けマニュアル（平成29年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。</p> <p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p>	<p>・両立支援マニュアルを活用して、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行っているか。</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じつつ、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,369件（脳卒中256件、がん344件、糖尿病178件、メンタル69件、その他522件。前年度に比べ265件の増加。）の支援を実施し、事例収集を行った。</p> <p>支援の結果、治療と仕事の両立や復職に至った件数は、475件であった。（支援中止5件、令和4年度も879件の支援を継続中。）</p> <p>また、支援した事例の情報は両立支援データベースシステムに登録した（令和3年度新規登録件数：562件）。</p>	<p>ィネーター2,000人養成目標を2年前倒しして平成30年度に達成しているが、令和3年度においては過去最大の4,556人を養成、累計12,087人の養成となり政府方針に大きく貢献した。</p> <p>・両立支援コーディネーター基礎研修修了者へのアンケート調査を踏まえ、効果検証と今後の応用研修の在り方を検討することで、研修の質の向上を図ることが期待される。</p> <p>このほか、難易度高とされる中小企業への支援についても、労災病院及び産保センターが一体的に取り組み、啓発セミナーの参加者数や個別相談支援の実施件数が昨年度を上回る実績を上げるなど、所期の目標を上回る顕著な成果をあげた。</p> <p><課題と対応></p> <p>・電子（WEB）会議システムを活用した研修を行った際の効果測定をどの</p>	
--	---	--	---	---	---	--

	<p>職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <p>両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に産業保健総合支援センターにおいて事例検討会を実施する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。</p>	<p>・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に産業保健総合支援センターにおいて、事例検討会を実施しているか。</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よりよい両立支援につなげるため、令和3年7月に労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターに対して、日ごろの工夫や問題点等についてのアンケート調査を実施した上で、8月に「両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、支援に当たった課題の検討や好事例の共有を行った。 ・ 全国の産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用して63回開催し、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを、ファシリテーターとして積極的に参画させた（63回中41回に参画。）。 ・ また、厚生労働省主催の両立支援コーディネーター交流会（11月29日）に、両立支援センターのコーディネーターが、ファシリテーターとして参加した。 <p>ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月に稼働した両立支援データベースシステムについて、引き続き支援事例の登録を行った。登録された支援事例は、次期更新に向け、本部で集計し、中核施設をはじめとする各施設へフィードバックを実施した。また、データベースシステムは稼働後1年を経過したことから、令和3年8月に「労働者健康安全機構 両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、システム登録に関する課題や要望等を集約した。 ・ 「両立支援コーディネーターマニュアル」については、令和3年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布（5,000部）したほか、機構ホームページにおいて公表し、普及を図った。 ・ 厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「肝疾患」「難病」「心疾患」を追加した「両立支援コーディネーターマニュアル」の改訂原稿を作成し、「治療と仕事の両立支援推進会議」での承認を得た（令和4年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布予定。）。 	<p>ような方法で行っていくか検討が必要。【三宅構成員】</p> <p>両立支援コーディネーター基礎研修のオンデマンド配信では、令和3年度から受講者自身が理解を深められるよう確認テストを新設した。</p> <p>電子（WEB）会議システムを活用したライブ講習においても、「アンサーパッド」という機能を使い、受講者全員の回答結果を瞬時に共有できるようにすることで、オンライン形式においても、一定の双方向性を持たせている。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p>	<p>ウ アンケートの実施</p> <p>支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施する。</p> <p>この実施に当たり、上記(1)の取組の成果も踏まえ、産業保</p>	<p>まえ、「難病」等新たな疾病に対応した両立支援マニュアルの更新を行う。</p> <p>エ アンケートの実施</p> <p>支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、アンケートの結果をマニュアルに反映させる。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施する。</p> <p>また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就</p>	<p>病」等新たな疾病に対応した両立支援マニュアルの更新を行っているか。</p> <p>・支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、アンケートの結果をマニュアルに反映しているか。</p> <p>・産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施したか。</p> <p>また、治療就労両立支援センター等と連携し、両立支援の取組</p>	<p>エ アンケートの実施</p> <p>治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和3年度のアンケート回答者の97.5%から有用であった旨の評価を得た。</p> <p>なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見について分析し、今後のより良い両立支援に資する医療提供のあり方を検討するため、両立支援センターへフィードバックを実施した。</p> <p>また、両立支援に資する医療提供の在り方を検討するため、令和3年8月に開催した「労働者健康安全機構 両立支援コーディネーター意見交換会」において、アンケート結果を共有した。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産保支援センターにおいて、事業者向けの両立支援啓発セミナーを実施するとともに、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施した。</p> <p>【産保センターにおける治療と仕事の両立支援に係る実績】(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1130 1304 1979 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 啓発セミナー</td> <td>247</td> <td>134</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>② 個別訪問支援</td> <td>2,495</td> <td>1,504</td> <td>1,819</td> </tr> <tr> <td>③ 専門的相談</td> <td>6,688</td> <td>6,664</td> <td>7,110</td> </tr> <tr> <td>④ 個別調整支援</td> <td>437</td> <td>535</td> <td>599</td> </tr> </tbody> </table> <p>専門的相談については、労災病院に両立支援相談窓口、労災病院以外の医療機関(がん診療連携拠点病院等)に両立支援(出張)相談窓口をそれぞれ設置し、対応している。</p> <p>両立支援相談窓口については、産保センター(47か所)、両立支援センター(9か所)、労災病院(28か所)が連携する形で設置し、がん等の患者(労働者)だけでなく、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応(相談件数3,774件)した。</p> <p>両立支援(出張)相談窓口については、がん診療連携拠点病院等に設置(令和3年度284医療</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	① 啓発セミナー	247	134	169	② 個別訪問支援	2,495	1,504	1,819	③ 専門的相談	6,688	6,664	7,110	④ 個別調整支援	437	535	599		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度																							
① 啓発セミナー	247	134	169																							
② 個別訪問支援	2,495	1,504	1,819																							
③ 専門的相談	6,688	6,664	7,110																							
④ 個別調整支援	437	535	599																							

<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーション</p>	<p>健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。</p> <p>また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。</p> <p>この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築</p>	<p>労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。これらの実施、取組の推進に当たり、両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修をオンライン形式で実施する。</p> <p>産業保健総合支</p>	<p>の推進を図り、両立支援促進員等による支援体制の充実を図っているか。</p> <p>・全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修をオンライン形式で実施しているか。</p> <p>・両立支援コーディネーターの</p>	<p>機関。対前年度 53 医療機関増) し、同様の相談に対応 (相談件数 3,596 件) した。その結果、両立支援に関する相談件数は 7,370 件となった。</p> <p>また、治療と仕事の両立支援に携わる産業保健専門職、両立支援促進員等による支援体制の充実にむけ、両立支援促進員の増員 (令和3年度 403 人对前年度 28 人増) を図った。</p> <p>なお、経営層の意識変化、社内制度整備の障害への対応については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和3年度産業保健活動総合支援事業アウトカム調査報告書」の利用者アンケートによると、事業場の治療と仕事の両立支援について、「以前より取組を充実させた」が 7.4% (労働者数 50 人以上の事業場 7.5%、労働者数 50 人未満の事業場 7.4%)、「取り組んでいる」が 47.6% (労働者数 50 人以上の事業場 53.3%、労働者数 50 人未満の事業場 45.7%) となっており、規模の大きい事業場を中心に取組が進んでおり、小規模事業場でも着実に取り組まれていることがうかがえる。また、産保センターにおいて役に立ったサービスのうち、「両立支援促進員による支援」については、「大変役に立った」としたものが回答者の 41.6% (労働者数 50 人以上の事業場 30.2%、労働者数 50 人未満の事業場 50.9%)、「役に立った」としたものが 41.1% (労働者数 50 人以上の事業場 46.9%、労働者数 50 人未満の事業場 35.5%) となっている。 さらに、産業保健総合センターの広報活動について、調査時に同封した冊子「サラリーマン金太郎 治療と仕事の両立支援篇」の認知は低いものの、閲覧後の感想としては好意的なものが多くを占めていた。特に、「両立支援制度の有用性を理解し、取組の必要性を感じた」、「両立支援という言葉を知ることができた」という感想が多くなっていることから、課題の提示、啓発という点で効果を発揮した。 また、両立支援コーディネーターの社内配置と活用、両立支援制度の導入と労働者への適用を申請要件とする「治療と仕事の両立支援助成金 (環境整備コース)・(制度活用コース)」(令和元年度開始) について、令和2年度の申請は 203 件、令和3年度の申請は 766 件と着実に増加した。 <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施した。令和3年度は、令和2年度に引き続きオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子 (WEB) 会議システムを活用した形式で実施した。合計10回開催し、4,556人 (前年度比1,154人増、1.34倍) に修了証書を交付した (うち95%は当機構以外の方)。受講者は医療機関関係者、企業関係者等様々な職種に対して幅広く、特に企業内担当者の人数は1,186人 (前年度比682人増、2.35倍) であり、全都道府県規模で両立支援コーディネーターを養成し、トライアングル型のサポート体制の構築を推進した。 受講者へアンケートを行った結果、理解度 (研修内容が理解できたか) は96.6% (対前年度比0.4ポイント増)、有用度 (研修内容が今後の業務に役にたつか) は96.4% (対前年度比0.8ポイント増) であった。また、令和3年度からは、両立支援コーディネーター基礎研修のオンデマンド配信において、受講者自身が理解を深められるよう「確認テスト」を新設し 		
--	---	--	--	--	--	--

<p>ンのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネーターの能力向上を図るための応用研修を実施すること。</p> <p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制</p>	<p>することとされており、特に両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指していることから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネーターの能力向上を図るための応用研修を実施する。</p> <p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制</p>	<p>援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、応用研修として事例検討会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。</p> <p>また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか</p>	<p>能力向上や地域のネットワーク作りを目的とした事例検討会を実施するとともに、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施しているか。</p> <p>・研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行っているか。</p>	<p>た。基礎研修のアンケート結果については、研修の質を向上するため研修講師に情報提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国47全ての産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用して開催した（全63回）。 ・ 参加者へアンケートを行った結果、理解度は78.3%（対前年度比0.4ポイント増）、有用度は80.9%（対前年度比0.8ポイント増）であった。 <p>研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証すること及び今後の応用研修の在り方を検討することを目的とし、労災疾病臨床研究事業費補助金研究「治療と仕事の両立支援に関する情報・人材基盤の実態調査及び支援拡充のために必要な両立支援コーディネーター育成に資する研究」を行い、令和3年度までに養成したコーディネーターのうち同意を得た人を対象にアンケート調査を実施し、現在取りまとめ及び分析を実施している。</p>		
--	---	---	---	--	--	--

<p>度の在り方について検討すること。</p> <p>【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアング</p>	<p>度の在り方について検討する。</p> <p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。</p> <p>これらの取組により、会社の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。</p>	<p>等についての調査を行う。</p> <p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。</p>	<p>・事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修を着実に実施しているか。</p>	<p>両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、事業者、産業医等の産業保健関係者を対象とした産保センターの研修において「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用い、研修を実施した。</p> <p>また、「治療と仕事の両立支援」が、一般社団法人日本専門医機構による専攻医の講習及び専門医更新のための必修講習に新たに追加されるなど、機構で培ったノウハウが外部へ提供された。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>ル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。</p>											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-04

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職場・自宅復帰率（医リハ） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%			予算額（千円）	10,417,387	9,519,246	8,011,421		
職場・自宅復帰率（医リハ） （実績値）	—	91.7% （H26-29 実績平均）	91.6%	90.7%	90.4%			決算額（千円）	10,333,170	9,729,977	8,444,402		
達成度	—	—	114.5%	113.4%	113.0%			経常費用（千円）	8,882,631	8,601,733	8,711,320		
職場・自宅復帰率（せき損） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%			経常利益（千円）	△221,391	38,230	△35,501		
職場・自宅復帰率（せき損） （実績値）	—	82.0% （H26-29 実績平均）	88.5%	83.4%	86.6%			行政コスト（千円）	13,630,692	9,436,209	9,590,820		
達成度	—	—	110.6%	104.3%	108.3%			従事人員数（人）	467	461	465		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p> <p>また、治療開始時から日常生活復帰を経て職</p>	<p>7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者(※)の割合をそれぞれ80%以上確保することとし、次のような取組を行う。</p> <p>また、治療開始から職場復帰までの事例収</p>	<p>7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供することにより、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p>また、治療開始から職場復帰までの事例収</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保しているか。</p> <p>・治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、</p>	<p>7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保した。</p> <p>医療リハビリテーションセンター：90.4%(75名)</p> <p>総合せき損センター：86.6%(116名)</p> <p>両センターでの治療・リハビリテーションを通じた事例収集を行うとともに、自立支援機器等の新たな医療技術等の開発に係る研究を実施した。</p> <p>医師や看護師、リハビリテーション技師による各種学会等での発表を行い、研究成果の普及を</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカーなどが相互に連携して評価等を行い、より一層治療効果が高まったこと、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、目標値である医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保することができた。</p> <p>・医用工学研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。</p> <p>さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成26年度から平成29年度までの実績の平均値91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）等を踏まえ、80%以上とした。</p>	<p>集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。</p> <p>【※：医師が医学的に職場又は自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近くの病院へ転院した患者を含む】</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対</p>	<p>集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を行うための検討を行う。</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対</p>	<p>継続的な支援方法等に関する研究を行うための検討を行っているか。</p> <p>・医療リハビリテーションセンターにおいて、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係</p>	<p>図った。</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 ・ 退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。 ・ 全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組ん 	<p><課題と対応></p> <p>—</p>	
---	---	---	--	---	-------------------------------	--

し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。
また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

機関との連携強化を図っているか。
・患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んでいるか。

- だ（県外からの患者受入：リハ入院患者全体の51.0%）。
- 札幌医科大学が実施する「ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞」を用いた脊髄再生医療に協力し、脊髄損傷者の社会復帰に向けたリハビリ治療を実施した。（実績：4件）
 - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。
 - なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。
 - 患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への動向など関係機関等との連携強化を図った。

職業リハビリテーションセンターとの連携状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運営協議会	1回	1回	1回
職業評価会議	12回	12回	11回
OA講習	7回	8回	6回

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が90.4%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

令和元年度	令和2年度	令和3年度
91.6%	90.7%	90.4%

- 中国・四国地方の地方労働局からの依頼に基づき、被災労働者の義肢装具に係る「労災義肢巡回サービス」を実施し、診察・処方、仮合わせ後の装着に至るまでの義肢装具適合に係る支援を行うことで、被災労働者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。（巡回実績：10回）
- 厚生労働省が実施する「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業における「リビングラボ」（実際の生活空間を再現し、介護ロボットの製品評価・効果検証・実証試験等を行う）へ参画し、介護ロボットの開発・実証・普及へ協力した。（相談実績：3件、評価実績1件）
- 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。
- 三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図を基に自宅の改造案を3DCG化し、そのなかで日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高め、自宅改造前に問題点に気づくための支援を行った（支援実績4件）。
- 令和元年7月に、手指に麻痺のある患者向けの「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を商品化し、広報活動を行った（商品名「バルるん」、令和3年度販売実績9件）。また、脊髄損傷者の浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行った。
- 間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展」（令和3年度は国内外から207社・団体が出展し、約4万人が来場）などに出品し、広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

【令和3年度に開発品中の製品】

- ・車いす漕ぎ数カウンタ

(2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及やせき損患者に関する高度・専門的な知見に係る情報発信に取り組む。

(2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。また、総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法などに関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支

・総合せき損センターにおいて、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努めているか。
 ・総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法などに関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の

- ・横押し携帯型酸素ボンベカート
- ・穿刺器具用自助具
- ・脊髄損傷者の大浴場内の移動補助機器

(2) 総合せき損センターの運営

- ・主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。

- ・総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた(実績:23件)。

また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ(実績:21件)、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。

ヘリコプターによる緊急受入数 (単位:件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
緊急受入数	43	45	44

脊髄損傷の新規入院患者数 (単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脊髄損傷の新規入院患者数	131	145	124

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が86.6%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

令和元年度	令和2年度	令和3年度
88.5%	83.4%	86.6%

- ・脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」(医師対象)を開催した。(実績:76名参加)

また、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信するための「脊損Q&A集」、「患者指導に役立つパンフレット」をホームページ上に掲載したほか、せき損患者の看護に関する解説動画を掲載した。(看護師対象)

- ・医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行った。

			<p>援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。</p>	<p>向上に取り組んでいるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度に商品化した車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」の普及活動を行った。（3年度実績：125枚販売） また、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じてスライディングボードの有効性評価を実施し介護者の腰椎への負担軽減に有効であることを検証するとともに、高齢者の移乗介助に適した幅や仕様をモニター調査し、移乗者・介助者双方により負担の少ないスライディングボードの開発に関する研究を開始した。 ・ 3Dプリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用等11件）の開発を行い、院内患者に提供した。 ・ スライディングボードを始めとする自立支援機器等について、「西日本国際福祉機器展」に出展し広報活動を行ったほか、厚生労働省「福祉用具・介護ロボットの開発と普及2020」への掲載や、グッドデザイン賞への応募等の活動を通じて、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。 ・ 障害のある方や介護の必要な方が利用できる遠隔通報サービスとして、スイッチが作動すればSNSメッセージ、SMS、メール、電話にメッセージを送信できるスイッチテレコールのテスト品を提供した。 <p>【令和3年度に開発中の製品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き） ・ 歩行反射中枢への経皮的電気刺激装置 ・ 簡易に脱着できる電動車いす化ユニット ・ 下顎トラッキングによるポインティングデバイス ・ ベッド用座位保持用具 <p>これらの支援、研究開発、成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。</p>		
--	--	--	--	---------------------	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-05

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均20日以内を維持	—	20.0日	20.0日	20.0日				予算額（千円）	8,400,559	9,295,879	22,975,277	
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	—	17.0日 （H26-29 実績平均）	16.5日	14.4日	14.6日				決算額（千円）	8,716,747	8,508,406	3,728,183	
達成度	—	—	117.5%	128.0%	127.0%				経常費用（千円）	6,635,588	6,193,512	2,364,438	
									経常利益（千円）	538	6,935	42,003	
									行政コスト（千円）	6,635,588	6,193,512	2,364,438	
									従事人員数（人）	5	6	6	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価	理由									
<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> <p>【目標設定等の</p>	<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、</p>	<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均20日以内を維持するとともに、次の措置を講ずる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・迅速かつ適正な立替払を実施しているか。</p>	<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速かつ適正な支払に努めた。定期的な審査担当者間の業務打合せ(年8回)による情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等により、相談・審査体制の強化を行った。この結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は14.6日であり、「平均20日以内」の目標を上回る迅速な支払となった。さらに、迅速化の長期的対応として、システムの抜本的な見直し及び立替払請求の電子申請化等の検討を行い、令和4年度からコンサルタントによる新システムに向けた調査研究を行えるよう取り組んだ。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の年度計画値120%以上を達成したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、審査体制の強化や司法関係者への周知等を着実にを行い、迅速かつ適正な立替払の実施に努め、以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。</p> <p>・最大限迅速かつ適正な立替払の支払及び確実な求償に努めた。</p> <p>①令和3年度においては、適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は14.6日となっており、目標を上回る迅速な支払となった。</p> <p>具体的には、週1回の立替払を堅</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>										
				<p>支払期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払日数</td> <td>16.5日</td> <td>14.4日</td> <td>14.6日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	支払日数	16.5日	14.4日	14.6日				
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度													
支払日数	16.5日	14.4日	14.6日													

<p>【考え方】 前中期目標期間の実績（17.0日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第3期中期目標期間の目標値である「25日以内」から5日の短縮となる「20日以内」を第4期中期目標期間の目標として設定した。</p>	<p>請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持して、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。</p>	<p>① 原則週1回の立替払を堅持する。 ② 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や研修会の開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行う。 地方裁判所にはパンフレットの配付・訪問等を通じて協力要請を行う。 ③ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。 ④ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人</p>	<p>・原則週1回の立替払を堅持しているか。 ・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や研修会の開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行っているか。 ・地方裁判所にはパンフレットの配付及び訪問等を通じて協力要請を行っているか。 ・不正受給の防止、審査の迅速化推進のため、立替払制度に造詣と理解が深い弁護士から研修の内容について助言を得ているか。 ・大型請求事案に対し、効率的な審査を実施し</p>	<p>① 原則週1回の立替払（年間50回）を堅持した。 ② 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払賃金立替払制度に関する定期協議（令和3年11月開催）にて、制度の現況や問題となっている事項等について協議を行い、本制度への一層の理解を促した。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での開催方法について検討を行い、感染防止に配慮した集合開催又は電子（WEB）会議システムを活用した各弁護士会との開催協力依頼を行った。当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分に理解しているとは言えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度より開催）を、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合開催が困難になったため、電子（WEB）会議システムの活用により2回実施した。 （令和3年度の年度の出席者：弁護士120人。22年度からの出席者累計：計114回、弁護士等8,148人） また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあったが、各地方裁判所（4地裁）に赴き、当制度の運営状況について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 （参加者：4地裁、書記官7人。22年度の訪問開始からの参加者累計：最高裁2度、裁判官2人含む計5人、103地裁、裁判官200人含む計774人） ③ 不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を令和3年11月に開催した。破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点及び未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。 ④ 大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、大型請求事案9件について、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図られた。</p>	<p>持するとともに、日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との協議で本制度への一層の理解を促し、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる弁護士向け研修会の開催や地方裁判所への訪問等で司法関係者への周知を行った。 なお、電子（WEB）会議システムを活用した弁護士向け研修会の内容等については、破産管財業務に精通した弁護士等と未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会にて意見交換して見直しを図っている。 さらに、大型請求事案について事前調整することで手続の迅速化を推進し、請求者向けの情報提供の強化も行った。 ② 立替払によって、代位取得した賃金債権について、関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払</p>	
--	--	--	---	---	--	--

	<p>イ 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p>	<p>等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。</p> <p>⑤ 請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。</p> <p>イ 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p>	<p>ているか。</p> <p>・情報提供の強化を図っているか。</p> <p>・立替払後の求償について事業主等に対する周知徹底や適時適切な求償を行い、弁済可能なものについて確実な回収を図っているか。</p>	<p>福岡県のA社：請求者178人について平均8.8日で支払 神奈川県の本社：請求者130人について平均8.0日で支払 等</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法をまとめたリーフレットを作成し、全国の労働局を經由して労働基準監督署に送付するとともに、ホームページに掲載して周知し、請求者の利便性の向上に努めた。</p> <p>イ 立替払金の求償</p> <p>破産事案において立替払い時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は事業主の全てに立替払通知を送付し、立替払後の求償について周知徹底を図った。事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。</p> <p>求償通知送付状況（事業所数） (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>1,342</td> <td>1,065</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>再建型倒産事案</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事実上の倒産事案</td> <td>951</td> <td>974</td> <td>478</td> </tr> <tr> <td>その他（特別清算等）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>全事案計</td> <td>2,295</td> <td>2,044</td> <td>1,016</td> </tr> </tbody> </table> <p>立替払の実施に際し、以下のとおり求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。 (参考：制度発足から令和3年度末までの累積回収率 25.8%)</p> <p>(ア) 破産事案における求償権の行使 破産事案においては、破産管財人に求償債権についての裁判所届出状況を確認し、破産債権が認められる場合に未届であれば債権届出書を、既に労働者名で届出済であれば名義変更届出書を提出し、裁判所の破産手続において確実に債権の保全を図った。</p> <p>債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数） (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>321</td> <td>319</td> <td>206</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 再建型倒産事案における求償権の行使 再建型倒産事案においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上減少等業績悪化を理由とする弁済遅延等があったが、事業主（再生債務者）から提出された弁済計画書を確認し確実な債権回収に努め、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、速やかに弁済の督促を行ったところ6社が完済した。</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	破産事案	1,342	1,065	533	再建型倒産事案	2	5	4	事実上の倒産事案	951	974	478	その他（特別清算等）	0	0	1	全事案計	2,295	2,044	1,016	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	破産事案	321	319	206	<p>通知を送付することで、求償権を適切に行使した。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収を図ったことから、制度発足から令和4年3月末までの累積回収率は25.8%となった。</p> <p>・未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、支払件数等の速報値もホームページで公表している。</p> <p><課題と対応> -</p>	
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																			
破産事案	1,342	1,065	533																																			
再建型倒産事案	2	5	4																																			
事実上の倒産事案	951	974	478																																			
その他（特別清算等）	0	0	1																																			
全事案計	2,295	2,044	1,016																																			
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																			
破産事案	321	319	206																																			

弁済督促等状況（延べ回数） (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
督促事業所数	196	81	108
弁済事業所数	327	228	201

(ウ) 事実上の倒産事案における求償権の行使

事実上の倒産事案においては、立替払後に事業主から弁済計画書を徴し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、定期的に督促を行った。

弁済督促等状況（延べ回数） (単位：回)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
督促事業所数	2,545	2,285	2,120
弁済事業所数	911	882	751

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下、労働基準監督署が事業場の事実上の倒産を認定した時点で売掛金債権等が残っている事業場が減少しているなかで、立替払した認定事業場で債権が判明している場合は、当該労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合には、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行った。また、債権差押命令申立後に債務者の不明・死亡等が判明した事案について、住民票の取得や特別代理人の申し立て等時間を要しながらも法的手続きを行い、債権の保全に努めた。

差押命令申立状況（延べ第三債務者数） (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申立事業所数	57	15	20
回収事業所数	21	2	7

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、当機構ホームページにもリンクさせている。なお、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、支払件数等の速報値もホームページで随時公表している。

立替払状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
企業数	1,991 件	1,791 件	872 件
支給者数	23,992 人	23,684 人	9,560 人
立替払額	8,638 百万円	8,411 百万円	3,642 百万円
回収金額	1,806 百万円	2,405 百万円	2,029 百万円

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。

・年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を公開しているか。

<p>【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。</p>						
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	納骨堂の運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第7、8号 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-06

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来堂者、遺族等の満足度（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を90%以上得る	—	90.0%	90.0%	90.0%				予算額（千円）	234,522	274,038	624,307	
来堂者、遺族等の満足度（実績値）	—	94.8% (H26-H29 実績平均)	97.7%	100.0%	97.2%				決算額（千円）	94,970	375,430	593,249	
達成度	—	—	108.6%	111.1%	108.0%				経常費用（千円）	78,722	75,744	125,502	
									経常利益（千円）	△1,444	428	12,588	
									行政コスト（千円）	123,987	119,135	176,144	
									従事人員数（人）	1	1	1	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	<p><主な定量的指標></p> <p>・産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行っているか。</p>	<p>2 納骨堂の運営業務</p> <p>(1) 産業殉職者合祀慰霊式に係る取組</p> <p>令和3年10月20日に高尾みころも霊堂において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本方針として独自に定めた「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン(第2版)」に基づき以下の取組を行い、50回目となる産業殉職者合祀慰霊式を開催し、産業殉職者の御遺族、政財界、労働団体等代表等174人の参列の下、新たに2,405人の産業殉職者の御霊(みたま)を奉安するとともに、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを御霊の前で誓った。</p> <p>霊堂改修工事により霊堂外壁の剥離・汚れ等が解消され、来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場で慰霊式を開催できたこと、新型コロナウイルス感染症防止に資するため式典の規模を縮小、参列者人数を縮減したため、式典時間内に御遺族全員の献花を行うことができた。更に慰霊式に参列できない御遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット(YouTube)によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等関係団体に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、産業殉職者合祀慰霊式開催後には、参列できなかった御遺族のために式典の様様をホームページやTwitterで掲載するとともに、式典の様様が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し御遺族に送付したこと等で産業殉職者合祀慰霊式満足度調査の「非常に満足」、「満足」を合わせた全体的な評価において97.2%を達成した。また、「非常に満足であった」とする評価者の割合が71.3%となり、令和2年度に比べ1.5ポイント増となった。</p> <p>また、次のとおりの新型コロナウイルス感染症の対策を講じ式典を開催した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策</p> <p>①式典の規模を縮小、参列者人数を縮減し式典時間内に御遺族全員の献花を行った。</p> <p>②国歌は奏楽のみとした。</p> <p>③慰霊式に参列できない御遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット(YouTube)によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等関係団体に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う慰霊式を挙行できた。</p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式参列者の負</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 参列者間の距離の確保 ・ 参列者全員のマスクの着用（マスク・手指消毒ボトルの配付） ・ 検温、手洗い・手指消毒の協力要請 ・ 参列者の高尾みころも霊堂到着時間を把握し、納骨堂参拝、送迎バスに係る事前予約制の導入 ・ 発熱時等参拝者休憩テントの設置 ・ 接触感染防止のため、テーブル・椅子等消毒巡回要員を配置 ・ 演台及び御遺族受付テーブルに飛沫感染防止アクリル板を設置 <p>産業殉職者合祀慰霊式の開催（10月20日）に当たっては、これまでの産業殉職者合祀慰霊式満足度調査結果等において11月中旬の開催では寒く、比較的暖かい10月中の開催を要望する声を反映するとともに、寒さ対策としてブランケットの貸与、カイロの配付を行った。また、雨天対策としては、祭壇前雨天用テント、傘、合羽等を準備した。</p> <p>このほかにも、次のような取組をもって参列者に配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行が困難な御遺族等の来場をサポートするため、近隣施設の協力を得て、歩行困難者用駐車場を特設 ・ 高尾駅と霊堂との間で送迎バスを運行（密を避けるため事前予約制） ・ 敷地内の坂道でゴルフカートを運行 ・ 敷地内に野外テントを設置し、参列者が式典前に昼食を取る場所を確保 ・ 仮設トイレの設置 <p>（2）日々の来堂者に対する取組</p> <p>高尾みころも霊堂の施設運営に係る検討会を4回開催し、日々の来堂者からの要望を踏まえ、接遇、環境整備等の改善に努めている。</p> <p>「高尾みころも霊堂外構その他改修工事」等により、慰霊式に参列された高齢者遺族や車椅子を利用する御遺族、日々の参拝者から要望が多かった来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場となり、日々の来堂者や慰霊式に参列した御遺族から多数の希望があった納骨堂の漏水、外壁の剥離・汚れ等が解消された。「高尾みころも霊堂内外装その他改修工事」に伴う休館中は納骨堂を立入禁止としたことから、入館できない日々の来堂者に配慮し、納骨堂11階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所2階に移し、仮祭壇を設けることで、御遺族が休館中も参拝できるよう環境整備に努めた。</p> <p>また、日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対して、高尾みころも霊堂の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を行うとともに、検温・手洗いの協力要請及び手指消毒液、飛沫感染防止アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるよう取り組んだ。</p> <p>（3）御遺族等に対する満足度調査</p> <p>産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の来堂者に対して、満足度調査を実施しており、上記（1）及び（2）の取組の結果、高尾みころも霊堂が慰霊の場にふさわしい（総合的に満足）とする97.2%（非常に満足は71.3%で対前年度1.5ポイント増）の評価を得た。</p>	<p>担への配慮</p> <p>①御遺族からの希望に沿った比較的暖かい10月中の開催。</p> <p>②寒さ対策としてブランケットの貸与、カイロの配付を行った。</p> <p>・ 日々の来堂者に対する取組</p> <p>①霊堂職員に対して、心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を行った。</p> <p>②飛沫感染防止アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるよう取り組んだ。</p> <p>③「高尾みころも霊堂外構その他改修工事」等により要望が多かった来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場となり、納骨堂外壁の剥離・汚れ等が解消された。</p> <p>④「高尾みころも</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績（94.8%）等をもとに、第4期中期目標期間の目標として設定した。 【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。</p>	<p>また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。</p>	<p>また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレット等を活用し周知に努める。</p>	<p>・産業殉職者慰霊事業について、周知に努めているか。</p>	<p style="text-align: center;">慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「非常に満足」、「満足」</td> <td>97.7%</td> <td>100%</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>「非常に満足」【再掲】</td> <td>53.0%</td> <td>69.8%</td> <td>71.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 産業殉職者慰霊事業の周知 機構ホームページや Twitter を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めた。 また、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットを 47 都道府県の労働局及び 326 の労働基準監督署、47 都道府県の産保センター、労働災害防止協会等に合計 6,300 部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に 5,902 部送付した。</p>	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	「非常に満足」、「満足」	97.7%	100%	97.2%	「非常に満足」【再掲】	53.0%	69.8%	71.3%	<p>霊堂内外装その他改修工事」により、休館中は納骨堂を立入禁止としたことから、納骨堂 11 階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所 2 階に移し、仮祭壇を設けることで、御遺族が休館中も参拝できるよう環境整備に努めた。 ・産業殉職者合祀慰霊式参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査にて、上記各取組の結果、高尾みころも霊堂が慰霊の場にふさわしい（総合的に満足）とする 97.2% の評価を得た。 ・機構ホームページ、Twitter を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めた。また、高尾みころも霊堂を紹介するリーフレットについては、情報量を増やすとともに分かりやすいパンフレットへ内容を</p>
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度														
「非常に満足」、「満足」	97.7%	100%	97.2%														
「非常に満足」【再掲】	53.0%	69.8%	71.3%														

						<p>変更し、47 都道府県の労働局及び326の労働基準監督署、47 都道府県の産保センター、労働災害防止協会に合計 6,300 部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に 5,902 部送付した。</p> <p><課題と対応> —</p>
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払業務		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第8号 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 新22-0024

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
									予算額（千円）	—	—	140,450,798		
									決算額（千円）	—	—	1,082,158		
									経常費用（千円）	—	—	1,078,726		
									経常利益（千円）	—	—	—		
									行政コスト（千円）	—	—	1,078,726		
									従事人員数（人）	—	—	1		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p> <p>評価に当たっては、「支払件数」「支払に要した期間」「個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況」を勘案</p>	<p>Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p>Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</p>	<p>Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務として取り組むべき事項</p> <p>1 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の適切かつ迅速な支払の実施</p> <p>令和3年12月20日に補正予算が成立したことを受けて、国と密接な連携の上、令和4年1月に、「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、賃金援護部に「建設アスベスト給付課」を新設し、令和4年3月初旬までに支払事務マニュアルの作成、非常勤職員の研修を完了した。</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、令和4年3月9日に厚生労働大臣の認定を受けた86件の案件に係る支払情報受領後、個人情報の取扱いに特に配慮した上で、速やかに第1回目の支払を令和4年3月18日に実施した。</p> <p>なお、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和3年12月20日厚生労働省基発1220第2号）に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めて体制を整備した上で、適切な管理に努めた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務については、国と密接な連携の上、第1回目の支払を実施した。</p> <p>また、支払事務マニュアルを作成し、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定め、適切な管理に努めた。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

し評価を実施する。							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（百万円） （計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して15% 節減	53 (3.0%)	51 (6.0%)	50 (9.0%)			
上記削減率（%）	—	3.1%	6.3%	9.1%			
達成度	—	102.6%	105.4%	101.4%			
事業費（研究及び試験 事業、労働災害調査事 業、化学物質等の有害 性調査事業並びに専門 センター事業を除く。） （百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して5% 節減	233 (1.0%)	230 (2.0%)	228 (3.0%)			
上記削減率（%）	—	1.001%	2.02%	3.04%			
達成度	—	100.1%	101.2%	101.2%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）の中期計画予算については、平成30年度</p>	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・業務の合理化・効率化においては、①繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。②各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。③医師事務作業補助者を積極的に活用し、医師の業務負担軽減を図った。④人事、給与制度の見直しについて、法人の業績を勘案し、期末・勤勉手当の管理職加算割合については、削減措置を講じた。⑤積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施するとともに、機構本部における電子決裁</p>	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務の合理化・効率化 機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。 また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準と</p>	<p>1 業務の合理化・効率化 業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。 また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準と</p>	<p>1 業務の合理化・効率化 長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取組促進を図るとともに、医師事務作業補助者の活用等による医師の業務負担軽減等を進める。 また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となる</p>	<p>の予算と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p><その他の指標> ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとする。</p> <p><評価の視点> ・的確な労働時間の状況把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図り、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進めているか。 ・給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併</p>	<p>1 業務の合理化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働時間については、新型コロナウイルス感染症への対応により、令和2年度に引き続き、感染対策を実施しながら診療を行うなど業務負担が増加しているなか、ICカード等により適正な労働時間を把握するとともに、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。 年次有給休暇については、各種会議・研修等の場において、所属長による定期的な管理や職員への意識付けに係る指示等を行うとともに、半日単位または時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の醸成を図り、引き続き取得率の向上に努めた。 医師の働き方改革については、平日時間内での患者説明の実施等による業務効率化の取組に加え、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減の推進を図った。 人事給与制度については、引き続き見直しを行っていく。 安衛研の研究・技能労務職員、バイオ職員の令和3年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 上記以外の職員の令和3年度の期末・勤勉手当については、国家公務員は4.45月分支給されたが、当機構では事業実績等を勘案し3.55月とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合 	<p>システムの運用により業務効率化を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機動的かつ効率的な業務運営においては、①「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減を実施した。②令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」を実施した。 業務運営の効率化に伴う経費節減等については、①一般管理費、事業費の削減においては、一般管理費（退職手当除く。）について、平成30年度予算に比べ約5百万円節減（対30年度計画比△9.1%）し、事業費について、平成30年度予算に比べ、約7百万円節減（対30年度計画比△3.04%）した。②専門センター事業の運営について、前中期目標期間の実績の平均5.6%から0.2ポイント超過し、 	
--	---	---	---	---	--	--

<p>なるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</p>	<p>なるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。</p> <p>さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が有する機能等を</p>	<p>よう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。</p> <p>さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の運用により業務の効率化を図る。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が有する機能等を連</p>	<p>せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、人事給与制度の見直しを行っているか。</p> <p>・WEB会議の運用拡大を図り、電子決裁の運用により、業務の効率化を図っているか。</p> <p>・経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立しているか。</p> <p>・協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、</p>	<p>については、25%対象者を10%、12%対象者を4%とそれぞれ削減措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応として、医療従事者として使命感を持ち、患者診察等感染リスクを伴う職務にあたる職員の身体的・心理的負担を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応のために定めた区域内で勤務することを命ぜられた職員に対し、特殊勤務手当の特例として、1日につき4,000円の手当を支給する措置を講じた。 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として国が創設した、看護職員の収入引上げを目的とする看護職員等処遇改善事業を活用し、処遇改善特別手当を創設した。 <p>・業務効率化及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施した。</p> <p>・機構本部における電子決裁システムの運用により、決裁の迅速性を向上させるとともに、過去文書の検索性及び複写性を活かして業務効率化を推進している。</p> <p>・機構本部会議等におけるペーパーレス会議システムにより、会議の資料準備にかかる業務省力化及び紙使用量の削減による経費節減を図っている。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進等に配慮し、経費節減の意識及び業績を反映した業務評価等を適切に行っている。</p> <p>また、予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的かつ効率的な業務運営を行った。</p> <p>安衛研と労災病院との協働（重点研究）にとどまらず、機構内の複数の施設（安衛研、労災病院、両立支援センター、産保センター、バイオ、アス研等）が協働し、さらなる相乗効果を発揮するため、令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」を実施している。具体</p>	<p>5.8%となった。③給与水準の検証・公表について、「独立行政法人労働者健康安全機構の役員報酬・給与等について」を作成の上、令和3年6月にホームページに公表した。④調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。⑤一般競争入札等による契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。⑥契約監視委員会における指摘事項について、開催の都度各施設への周知すること等により、「調達合理化計画」の取組の着実な実施に努めた。⑦共同購入等の促進については、当機構、国立病院機構及びJCHO等の法人同士が連携し継続実施することで、スケールメリットを活かした支出削減を図った。</p>	
---	---	--	---	---	--	--

<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門セ</p>	<p>連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等</p>	<p>携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費及び事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)について、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。</p>	<p>効率的・効果的な業務運営に取り組んでいるか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図っているか。</p>	<p>的には1-1-1のとおり。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>① 一般管理費については、平成30年度予算55百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費、旅費の削減等の取組を行い、50百万円と約5百万円節減(対平成30年度比△9.1%)した。</p> <p>② 事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については、平成30年度予算235百万円に比して、電子(WEB)会議システム活用の推進による旅費の削減等の取組を行い、228百万円と約7百万円節減(対平成30年度比△3.04%)した。</p>	<p><課題と対応></p> <p>—</p>	
---	--	---	--	---	-------------------------------	--

<p>ンター事業を除く。)については5%程度を、それぞれ削減すること。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平均を超えないものとする。</p>	<p>の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p>	<p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平均を超えないものと</p>	<p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、自己収入の確保等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。</p>	<p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>収入においては、入外患者数及び手術室内手術件数が対前年度で増となったことを主な要因として、令和2年度実績に対して収入が増となった。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り経営改善に努めた結果、令和3年度の運営費交付金割合については5.8%となり、令和元年度の8.3%、令和2年度の6.5%からは改善したが、前中期目標期間の実績5.6%には及ばず0.2ポイントの超過となった。</p> <p>なお、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進す</p>	<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進す</p>	<p>しつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>令和2年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p> <p>ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。</p> <p>イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構にお</p>	<p>・ 民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。</p> <p>・ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>・ 契約については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、原則として一般競争入札</p>	<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 当機構の令和2年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、令和3年6月にホームページに公表した。 令和3年度給与水準について、職種別対国家公務員指数を踏まえ、以下のとおりチェックを行った。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 病院医師（対国家公務員指数 99.0） 病院医師の対国家公務員指数は、引き続き100を下回っている。医師の確保は、医療の提供に不可欠であることから、今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。 (イ) 病院看護師（対国家公務員指数 99.2） 病院看護師の対国家公務員指数は、引き続き100を下回っている。労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があるため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準の確保に努めたい。 (ウ) 事務・技術職員（対国家公務員指数 90.6） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、引き続き 100を下回っている。 <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和3年度調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。</p>		
--	---	--	---	--	--	--

<p>ること。</p>	<p>る。</p>	<p>いて策定した「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。</p> <p>なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。</p>	<p>等によるものとし、契約の適正化を推進しているか。</p>	<p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p>																													
<p>ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。</p>	<p>・入札に当たって、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努めているか。</p> <p>・「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、その実施状況をホームページにて公表しているか。</p>	<p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>(1) 調達の現状と要因の分析</p> <p>機構における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,851件、契約金額は1,167.2億円である。また、競争性のある契約は2,453件(86.0%)、1,133.5億円(97.1%)、競争性のない随意契約は398件(14.0%)、33.7億円(2.9%)である。</p> <p>前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△85件(△17.6%)減少し、金額では△10.4億円(△23.6%)減少している。件数及び金額ともに減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに伴う医療機器(超音波画像診断装置等)の緊急を要する契約が減少したこと等によるものである。</p> <p>表1 令和3年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(72.2%) 2,233</td> <td>(89.4%) 812.7</td> <td>(78.6%) 2,240</td> <td>(94.7%) 1,105.6</td> <td>(0.3%) 7</td> <td>(36.0%) 292.9</td> </tr> <tr> <td>企画競争</td> <td>(12.2%) 376</td> <td>(5.8%) 52.7</td> <td>(7.5%) 213</td> <td>(2.4%) 27.9</td> <td>(△43.4%) △163</td> <td>(△47.1%) △24.8</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度		令和3年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(78.6%) 2,240	(94.7%) 1,105.6	(0.3%) 7	(36.0%) 292.9	企画競争	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(7.5%) 213	(2.4%) 27.9	(△43.4%) △163	(△47.1%) △24.8		
	令和2年度		令和3年度			比較増△減																											
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																											
競争入札等	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(78.6%) 2,240	(94.7%) 1,105.6	(0.3%) 7	(36.0%) 292.9																											
企画競争	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(7.5%) 213	(2.4%) 27.9	(△43.4%) △163	(△47.1%) △24.8																											

公募						
競争性のある契約 (小計)	(84.4%) 2,609	(95.2%) 865.4	(86.0%) 2,453	(97.1%) 1,133.5	(△6.0%) △156	(31.0%) 268.1
競争性のない 随意契約	(15.6%) 483	(4.8%) 44.1	(14.0%) 398	(2.9%) 33.7	(△17.6%) △85	(△23.6%) △10.4
合計	(100%) 3,092	(100%) 909.5	(100%) 2,851	(100%) 1,167.2	(△7.8%) △241	(28.3%) 257.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

機構における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は963件(41.6%)、契約金額は376.0億円(39.4%)である。

前年度と比較して、件数では△28件(△2.8%)減少している一方、金額では63.2億円(20.2%)増加している。件数が減少した主な要因は、調査及び研究に係る分析機器(測定装置等)の契約及び医療機器(人口呼吸器等)の賃借契約が減少したこと等によるものであり、金額が増加した主な要因は、高額医療機器(リニアック等)の契約が増加したこと及び業務委託費(患者給食)の複数年契約を多く締結したこと等によるものである。

表2 令和3年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	1,493 (60.1%)	1,352 (58.4%)	△141 (△9.4%)
	金額	523.2 (62.6%)	578.9 (60.6%)	55.7 (10.6%)
1者	件数	991 (39.9%)	963 (41.6%)	△28 (△2.8%)
	金額	312.8 (37.4%)	376.0 (39.4%)	63.2 (20.2%)
合	件数	2,484 (100%)	2,315 (100%)	△169 (△6.8%)

計	金額	836.0 (100%)	954.9 (100%)	118.9 (14.2%)
---	----	---------------	---------------	----------------

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) 重点的に取り組む分野

一者応札・応募の改善努力を継続するために、令和3年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。

結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数では減少し、金額では増加となったが、その主な要因は、上記(1)のとおりである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、適正価格での契約に資するとともに契約手続の効率化を行った。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和3年度は4回実施した。

また、他の法人における調達に関する不適切事案を受け、速やかに各施設に対し、情報提供及び注意喚起の文書を発出することにより類似の事案の発生防止に取り組んだ。

(4) 推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化を推進した。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表することとしており、令和3年度は4回実施した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」(令和3年9月1日)及び「会計業務打合せ」(令和3年9月8日)において内容の徹底を周知した。

イ 競争性、公平性の確保

一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。また、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。

企画競争及び総合評価落札方式の調達においては、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により

イ 競争性、公平性の確保
一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以

・一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保を図っているか。
・一者応札・一者

<p>実施すること。</p> <p>ウ 監事及び会計監査人による</p>	<p>実施する。</p> <p>ウ 監事及び会計監査人による</p>	<p>外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。</p> <p>なお、一者応札・応募の改善については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。</p> <p>また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にする。</p> <p>ウ 契約監視委員会の審議等</p>	<p>応募の改善について、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会において、その取組状況を点検しているか。</p> <p>・企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合において、契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査し、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にしているか。</p> <p>ウ 契約監視委員会の審議等</p>			
--------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	--

<p>監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>・監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受けているか。</p>	<p>入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を4回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・応募の割合の推移を報告した。個別契約について、随意契約の場合には随意契約理由の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かを確認、一般競争による契約の場合には、公告期間、履行期間、仕様書の妥当性、予定価格積算の適正性等について確認し、競争性が十分確保されているか等の審議が行われ、その審議結果を開催の都度、各施設に周知した。</p> <p>(参考) 令和3年度契約監視委員会における主な指摘事項</p> <table border="1" data-bbox="1121 436 2190 1480"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>主な指摘事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線疫学システムデータ検証事業</td> <td>他業者への更なる声掛けを行い、案件名及び仕様書から事業内容や業務量等が把握できるように参考意見の徴取が必要と考える。 また、今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めること。 さらには、予定価格作成において、業者からの見積書等を参考とする場合、詳細な内訳を確認し、合理的な積算を心掛ける必要がある。</td> </tr> <tr> <td>看護師の特定行為研修におけるeラーニングサービスの利用</td> <td>効率的かつ効果的な研修実施を目的とした本件仕様書の要件を満たす業者は、当該業者のみとなることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、次年度以降の対応に向けては、機構内の活用状況や他社の研修プログラムの充実などについて情報収集・分析のうえで取り組むことが望まれる。</td> </tr> <tr> <td>「新技術安全研究に関する調査」委託業務</td> <td>最先端の新技術に関する幅広い知見と人的ネットワークを備えていることが求められる事業であることから、応札を希望する調査会社の要件として5項目を満たしていることを必須としているが、例えば書籍や雑誌の発行実績など要件設定の妥当性に疑問が残る。今後は、①事前に資格要件の設定が適切であるか複数の業者から意見を徴取することを検討すること、②今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めることが求められる。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	主な指摘事項	放射線疫学システムデータ検証事業	他業者への更なる声掛けを行い、案件名及び仕様書から事業内容や業務量等が把握できるように参考意見の徴取が必要と考える。 また、今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めること。 さらには、予定価格作成において、業者からの見積書等を参考とする場合、詳細な内訳を確認し、合理的な積算を心掛ける必要がある。	看護師の特定行為研修におけるeラーニングサービスの利用	効率的かつ効果的な研修実施を目的とした本件仕様書の要件を満たす業者は、当該業者のみとなることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、次年度以降の対応に向けては、機構内の活用状況や他社の研修プログラムの充実などについて情報収集・分析のうえで取り組むことが望まれる。	「新技術安全研究に関する調査」委託業務	最先端の新技術に関する幅広い知見と人的ネットワークを備えていることが求められる事業であることから、応札を希望する調査会社の要件として5項目を満たしていることを必須としているが、例えば書籍や雑誌の発行実績など要件設定の妥当性に疑問が残る。今後は、①事前に資格要件の設定が適切であるか複数の業者から意見を徴取することを検討すること、②今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めることが求められる。		
契約名称	主な指摘事項													
放射線疫学システムデータ検証事業	他業者への更なる声掛けを行い、案件名及び仕様書から事業内容や業務量等が把握できるように参考意見の徴取が必要と考える。 また、今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めること。 さらには、予定価格作成において、業者からの見積書等を参考とする場合、詳細な内訳を確認し、合理的な積算を心掛ける必要がある。													
看護師の特定行為研修におけるeラーニングサービスの利用	効率的かつ効果的な研修実施を目的とした本件仕様書の要件を満たす業者は、当該業者のみとなることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、次年度以降の対応に向けては、機構内の活用状況や他社の研修プログラムの充実などについて情報収集・分析のうえで取り組むことが望まれる。													
「新技術安全研究に関する調査」委託業務	最先端の新技術に関する幅広い知見と人的ネットワークを備えていることが求められる事業であることから、応札を希望する調査会社の要件として5項目を満たしていることを必須としているが、例えば書籍や雑誌の発行実績など要件設定の妥当性に疑問が残る。今後は、①事前に資格要件の設定が適切であるか複数の業者から意見を徴取することを検討すること、②今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めることが求められる。													
<p>エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。</p>	<p>エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。</p>	<p>エ 共同調達の検討・促進 機構内の共通の調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行った上で、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率</p>	<p>・機構内の共通の調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行い、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効</p>	<p>エ 共同調達の検討・促進</p> <p>機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。</p> <p>令和3年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和3年7月及び令和4年1月に共同入札を実施。（8,500品目） 高額医療機器の共同購入（国立病院機構、JCHO及び日本赤十字社（以下「日赤」という。））について、令和3年9月及び12月に共同入札を実施。（CT、血管連続撮影装置等8機種21台削減効果561百万円） 										

			化を進める。	率化を進めてい るか。			
--	--	--	--------	----------------	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般病床の病床利用率 (計画値)	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績以上（直近の年度）	(新規項目)	75.9%	76.2%	76.5%				
一般病床の病床利用率 (実績値)	—	—	80.2%	76.6%	78.9%			令和2年度及び令和3年度については、コロナ病床を除く	
達成度	—	—	105.7%	100.5%	103.1%			令和2年度及び令和3年度については、コロナ病床を除く	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 外部資金の活用等 外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上とする。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 外部資金の活用等</p> <p>・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を30件獲得した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行という予測しえないう外的要因により事業の実施を制限されたが、可能な限り実施に向け取り組み、以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。</p> <p>また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、JCHO 及び日赤との連携の下で行った。</p> <p>・経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援を行った。</p> <p>・病床利用率の安</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。</p> <p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p>	<p>動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。</p> <p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。</p> <p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採</p>	<p>的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図っているか。</p> <p>・研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図っているか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行っているか。</p> <p>・独立行政法人会計基準を踏まえ、業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理している</p>	<p>施設、設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知を図った。結果、1件の申請があり自己収入の拡大を図った。</p> <p>・ 特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の拡大を図った。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。</p>	<p>定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。</p> <p>・ 施設別病院協議において、地域医療構等を踏まえた病院の中長期的な運営体制等について本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。</p> <p>・ 新入院患者数は令和2年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は78.9%と目標値を上回っている。</p> <p>・ 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的診療報酬の増等により診療単価も増となり、入外収入は前年度を大きく上回った結果、経常収益が令和2年度と比較して180億円の増となった。</p> <p>・ 個人未収金については、全ての労災病院内に設置し</p>
---	--	--	---	---	---

<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。</p> <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等</p>	<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。</p> <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等</p>	<p>用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>ア 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。</p> <p>イ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行う。</p> <p>ウ 医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。</p>	<p>か。</p> <p>・医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進しているか。</p> <p>・医薬品及び高額医療機器等の共同購入に当たっては、公的医療機関と連携を行っているか。</p> <p>医師が不足する病院の医師確保等を行っているか。</p>	<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>医薬品及び高額医療機器等の共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。</p> <p>令和3年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和3年7月及び令和4年1月に共同入札を実施。（8,500品目） ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構、JCHO及び日赤）について、令和3年9月及び12月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等8機種21台削減効果561百万円）。 <p>医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。</p> <p>また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、JCHO及び日赤との連携の下で行った。</p> <p>労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。</p> <p>医師派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら医師派遣（計3人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。</p> <p>【令和3年度労災病院間医師派遣実績】</p> <p>東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科）</p> <p>※派遣医師数計 3人</p> <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等</p>	<p>ている未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、</p> <p>医療未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.59%となった（前中期目標期間の実績平均0.81%）。</p> <p>・保有資産については、保有資産利用実態調査を実施し随時検討するとともに、処分可能な資産については、測量、登記等を実施し売却作業に向けた準備を進めつつ、新潟労災病院職員宿舎（東雲宿舎）、愛媛労災病院職員宿舎（院長宿舎）及び秋田労災病院駐車場用地の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。</p> <p><課題と対応></p>	
---	---	---	---	--	---	--

<p>労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保</p> <p>安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。</p>	<p>労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保</p> <p>安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上(※)とするなど、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。</p> <p>【※：医療法施行令第四条の八</p>	<p>労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保</p> <p>安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。</p> <p>そのため、全病院平均で一般病床の病床利用率について、直近(令和元年)の全国平均 76.5%</p>	<p>・個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図っているか。</p> <p>・安定的な病院運営のため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行っているか。</p> <p>・地域医療構想、等を踏まえた適正な診療機能の見直しを行い、新入院患者の確保に努めることにより病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めているか。</p>	<p>労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図った。</p> <p>なお、令和2事業年度分については、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保</p> <p>ア 病院施設の効率的な稼働(病院経営改善に向けた取組)</p> <p>【本部において取り組んだ事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に経営状況が悪化している病院(経営改善病院等)に対する業務指導・支援(行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導、「重症度、医療・看護必要度」の検証等)を行った。 <p>【本部と病院が共同で取り組んだ事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。 施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。 <p>イ 病院収入の安定的な確保</p> <p>多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関として感染症患者を積極的に受け入れたことに加え、地域医療に支障を来たさめよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、新入院患者数は令和2年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は78.9%と目標値を上回っている。</p> <p>併せて、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的診療報酬の増等により診療単価も増となり、入外収入は前年度を大きく上回っている。</p> <p>【参考】コロナ専用・休床病床数(1日当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>専用</td> <td>427.0床(対前年度比+167.6床)</td> </tr> <tr> <td>休床</td> <td>805.2床(対前年度比+455.2床)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,232.2床(対前年度比+622.8床)</td> </tr> </table> <p>上記の結果、経常収益が令和2年度と比較して180億円の増となった。</p> <p>○労災病院の経常収益</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①2年度</th> <th>②3年度</th> <th>増減(②-①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td>3,091億円</td> <td>3,270億円</td> <td>180億円</td> </tr> </tbody> </table>	専用	427.0床(対前年度比+167.6床)	休床	805.2床(対前年度比+455.2床)	合計	1,232.2床(対前年度比+622.8床)	区分	①2年度	②3年度	増減(②-①)	経常収益	3,091億円	3,270億円	180億円	<p>—</p>	
専用	427.0床(対前年度比+167.6床)																			
休床	805.2床(対前年度比+455.2床)																			
合計	1,232.2床(対前年度比+622.8床)																			
区分	①2年度	②3年度	増減(②-①)																	
経常収益	3,091億円	3,270億円	180億円																	

<p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。</p>	<p>による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】 (4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。</p>	<p>以上を確保する。 (4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。</p>	<p>・ 医業未収金について、従来から推進してきた院内体制の更なる確立により、新規発生防止への取組の推進を図っているか。 ・ 定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、前中期目標期間の実績の平均を超えない範囲で適切に回収しているか。</p>	<p>(4) 医業未収金の適切な回収</p> <p>医業未収金については、請求先が支払機関等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人に分けられるが、個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により法的手段の実施等状況に応じた回収に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.59%と前中期目標期間の実績平均0.81%に比較し0.22ポイントの改善となった。</p> <p>※令和3年度末の医業未収金約455億円のうち約438億円については、支払機関等に係るもので、請求後1～2か月後には支払われるものである。</p> <p>(参考) 年度別個人未収金内訳表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1077 993 2175 1528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">支払機関等</th> <th colspan="3">個人未収金</th> <th rowspan="2">小計</th> <th rowspan="2">医業未収金比率 (%)</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">医業事業収入</th> </tr> <tr> <th>一般債権</th> <th>貸倒懸念債権</th> <th>破産更生債権等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td> <td>44,027</td> <td>1,137</td> <td>580</td> <td>340</td> <td>2,057</td> <td>0.70</td> <td>46,084</td> <td>295,063</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>45,444</td> <td>1,193</td> <td>554</td> <td>299</td> <td>2,046</td> <td>0.72</td> <td>47,490</td> <td>285,075</td> </tr> <tr> <td>①3年度</td> <td>43,779</td> <td>1,033</td> <td>461</td> <td>224</td> <td>1,718</td> <td>0.59</td> <td>45,490</td> <td>293,499</td> </tr> <tr> <td colspan="6">②前中期目標期間の実績平均</td> <td>0.81</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">差(①-②)</td> <td>0.22</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時検討するとともに、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。</p>	区分	支払機関等	個人未収金			小計	医業未収金比率 (%)	合計	医業事業収入	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	元年度	44,027	1,137	580	340	2,057	0.70	46,084	295,063	2年度	45,444	1,193	554	299	2,046	0.72	47,490	285,075	①3年度	43,779	1,033	461	224	1,718	0.59	45,490	293,499	②前中期目標期間の実績平均						0.81			差(①-②)						0.22				
区分	支払機関等	個人未収金					小計	医業未収金比率 (%)	合計					医業事業収入																																																	
		一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等																																																											
元年度	44,027	1,137	580	340	2,057	0.70	46,084	295,063																																																							
2年度	45,444	1,193	554	299	2,046	0.72	47,490	285,075																																																							
①3年度	43,779	1,033	461	224	1,718	0.59	45,490	293,499																																																							
②前中期目標期間の実績平均						0.81																																																									
差(①-②)						0.22																																																									
<p>4 保有資産の見直し (1) 保有資産については、引き続き、資産の</p>	<p>4 保有資産の見直し (1) 機構が保有する資産については、本来業</p>	<p>4 保有資産の見直し (1) 機構が保有する資産については、本来業</p>	<p>・ 保有資産について、有効利用可能性、効果的</p>																																																												

<p>利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。</p> <p>また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。</p> <p>(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コ</p>	<p>務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。</p> <p>(2) 特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特</p>	<p>務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用を努める。</p> <p>(2) 特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特</p>	<p>な処分等といった観点に沿って、その保有する必要性について不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行っているか。</p> <p>・ 保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入について、労災病院の増改築費用等への有効活用を努めているか。</p> <p>・ 特許権について、開放特許情報データベースへの登録等により、特許収入の拡大を図っているか。</p>	<p>令和3年度においては、12月17日開催の保有資産検討会議における新たな処分資産は選定されなかったものの、旭労災病院職員宿舎（桜ヶ丘宿舎A、B）については処分に係る厚生労働大臣の認可を受け、神戸労災病院職員宿舎（山手ヴィラ宿舎）、香川労災病院職員宿舎（院長宿舎、土器宿舎）、九州労災病院職員宿舎（A棟他6棟）及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎（丸山宿舎）については、測量及び登記を実施し、売却に向けた準備を進めた。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、新潟労災病院職員宿舎（東雲宿舎）、愛媛労災病院職員宿舎（院長宿舎）及び秋田労災病院駐車場用地の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。</p> <p>・ 特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して判断を行い、令和3年度は新たに3件の出願を行った。</p> <p>・ 知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研のホームページにその名称、概要等を報告した。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>ストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。</p>	<p>許収入の拡大を図る。 また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。 5 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙2のとおり 6 収支計画 別紙3のとおり 7 資金計画 別紙4のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 4632 百万円 （運営費交付金年間支出の12分の3を計上） 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第5 不要財産又は不要財産となることが見込</p>	<p>許収入の拡大を図る。 また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。 5 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙2のとおり 6 収支計画 別紙3のとおり 7 資金計画 別紙4のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 5054 百万円 （運営費交付金年間支出の12分の3を計上） 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第5 不要財産又は不要財産となることが見込</p>	<p>・特許権について、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図っているか。</p>	<p>・安衛研内の会議において、特許権維持の是非について検討を行った結果、令和3年度は特許権を1件削除した。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入の実績はない。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p>		
------------------------------	--	--	---	--	--	--

	<p>まれる財産がある場合には、当該財産の処分に 関する計画</p> <p>以下の財産処分を中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。</p> <p>機構法附則第7条の規定に基づく資産である旧岩手労災病院職員宿舎については、売却により国庫納付を行う。</p> <p>また、旧労災リハビリテーション愛知作業所については、建物等を解体し、土地を所有者に返還する。</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>中期目標期間の最終年度までに売却等が完了するよう努める。</p> <p>秋田労災病院駐車場用地、秋田労災病院職員</p>	<p>まれる財産がある場合には、当該財産の処分に 関する計画</p> <p>旧労災リハビリテーション愛知作業所については、土地の所有者である愛知県と協議の上、確定した原状回復の方針に基づき、実施設計を行う等、返還に向けた手続きを進める。</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑定評価及び評価</p>	<p>・旧労災リハビリテーション愛知作業所について、愛知県と協議のうえ、返還に向けた手続きを進めているか。</p> <p>・中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、評価額の見直し等を行い、不動産媒介業者を活用するな</p>	<p>○ 機構法附則第7条の規定に基づく資産 対象なし</p> <p>○ 上記以外の資産 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、令和4年度の解体工事開始に向け、愛知県及び瀬戸市に行政手続に係る届出をする等、土地の返還に向けた手続きを進めた。</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>○ 秋田労災病院駐車場用地 ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和3年11月30日に売却を完了した。</p> <p>○ 福島労災病院現有地 ・ いわき市との土地交換について、協議中である。</p> <p>○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

	<p>宿舎、福島労災病院現有地、鹿島労災病院駐車場用地、関西労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率</p>	<p>額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却等手続を進める。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化</p>	<p>ど、売却等手続を進めているか。</p> <p>・労災病院における施設・設備の整備、その他の業務について、労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当しているか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員について、職員数の適正化</p>	<p>(参考) 過年度に処分が完了した財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田労災病院職員宿舎（令和2年6月） ○ 鹿島労災病院駐車場用地（令和2年1月） ○ 関西労災病院職員宿舎（令和2年12月） ○ 神戸労災病院職員宿舎（令和元年8月） ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎（令和元年8月） <p>第7 剰余金の使途</p> <p>充当すべき剰余金は生じていない。</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>機構職員が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>北海道せき損センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター、安衛研</p> <p>イ 予定額</p> <p>18507 百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）</p>	<p>及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行う。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。</p> <p>ア 施設名</p> <p>北海道せき損センター、安衛研</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額1318百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）</p>	<p>を図っているか。</p> <p>・山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行っているか。</p> <p>・北海道せき損センター、安衛研について施設整備費補助金により施設整備を行っているか。</p> <p>総額 1318 百万円以内で執行しているか。</p>	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>[引き続き整備を進める施設]</p> <p>山陰労災病院〔令和7年7月完了予定〕 大阪労災病院〔令和6年6月完了予定〕</p> <p>[施設整備の検討を行った施設]</p> <p>北海道中央労災病院、福島労災病院</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、令和3年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。</p> <p>ア 施設名</p> <p>安衛研については、墜落・転落防止研究棟新築工事を着工した。</p> <p>イ 実績額</p> <p>当初予定額1,318百万円に令和2年度からの繰越額122百万円を含めた1,440百万円（特殊営繕費、機器等整備費含む）に対し、828百万円を執行した。</p> <p>変更交付及び予算繰越については、必要に応じて関係機関と協議を実施した。</p>		
--	---	--	---	---	--	--

	<p>ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用に充てる。</p>	<p>ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てる。</p>	<p>・施設整備を追加又は予定額を変更する場合は、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案しているか。</p> <p>・中期目標期間を超える債務負担について、その必要性及び資金計画への影響を勘案したうえで、行われているか。</p> <p>・積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てられているか。</p>	<p>令和3年度は、安衛研の墜落・転落防止研究棟新築工事において建設予定地から地中残置物混じりの土が発見されたことに伴う工事中断期間の発生により基本計画の変更が生じたことから繰越があったが、令和4年度内には完了する見通しである。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担の実績はない。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金は、資金決済の生じない費用に充当した。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕

(単位：百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	37,656	26,687	20,677		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	—	—		
うち経営努力認定相当額	—	—	—		
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	342	1,497	2,097		
当期の運営費交付金交付額(a)	10,195	11,232	12,023		
うち年度末残高(b)	203	1,451	1,047		
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	2.0	12.9	8.7		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-07、0455-08

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修の有益度 (計画値)	有益度調査において 全研修平均で85%以上	—	85.0%	85.0%	85.0%			
研修の有益度 (実績値)	—	89.5%	90.2%	90.3%	92.0%			
達成度	—	—	106.1%	106.2%	108.2%			
労災看護専門学校生の 国家試験合格率 (計画値)	全国平均以上の 看護師国家試験合格率	—	89.2%	90.4%	91.3%			
労災看護専門学校生の 国家試験合格率 (実績値)	—	98.9%	98.4%	98.8%	99.0%			
達成度	—	—	110.3%	109.3%	108.4%			
破産更生債権を除いた 債権の回収額 (百万円) (計画 値)	弁済計画に基づいた 年度回収目標額	—	6	16	—			
破産更生債権を除いた 債権の回収額 (百万円) (実績 値)	—	16	11	30	—			
達成度	—	—	183.3%	187.5%	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効果的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。 ・破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。 ・労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とす 	第9 その他業務運営に関する重要事項	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する事項における研修の有益度については、全て電子（WEB）会議システムを活用した形式により実施し、心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）、研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備の促進、電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた結果、有益度は92.0%となり、計 	評価	<p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>

<p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。</p> <p>また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>また、任期の定めのない研究</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業</p>	<p>る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・機構の業務運営に見合った人材の採用に努めているか。</p> <p>・適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映しているか。</p> <p>・研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者は、任期を付さ</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>病院経営に係る知識や能力分析を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能を強化するため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を設けており、対象となる職員の採用に努めた。</p> <p>適切な能力開発を実施するとともに職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、引き続き取り組んでいく。</p> <p>研究員の業績評価として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 <p>評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募を行っている。 ・新規研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用している。 ・採用後は、それまでの研究成果等を評価し、任期を付さない研究員として登用している。 <p>令和3年度は1人の研究員について任期を付さない研究員として登用した。また、令和4年度に向けて、4人の任期付研究員に係る研究業績評価を実施した結果、優秀な研究員との判断がな</p>	<p>画値 85%のところ</p> <p>108.2%の達成度であった。</p> <p>・労災看護専門学校の国家試験合格率については、99.0%となり、全国平均値 91.3%のところを 108.4%の達成度と、全国平均を上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。</p> <p>・質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、初期臨床研修医及び専攻医の確保について、病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等につ</p>
--	---	---	--	---	---

<p>員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。</p> <p>研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。</p>	<p>績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 女性や障害者がその能力を發揮できる研究環境の整備に努める。</p>	<p>績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努める。</p>	<p>ない研究員として登用しているか。</p> <p>・上記によらず、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用しているか。</p> <p>・育児休業等の各種制度を活用し、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めているか。</p> <p>・障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努めているか。</p>	<p>されたので、雇用を継続した。</p> <p>イ 優秀な研究員の確保 任期を付さない研究員を採用する場合は、研究実績・経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。※令和3年度の採用実績は無い。</p> <p>ウ 研究環境の整備 ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、育児・介護休業制度等を活用し、研究と両立ができるような環境整備に努めた。 ・採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子を使用する研究員に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努めた。</p> <p>エ 研究業績評価等 研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性等を考慮し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）等の多面的な業績評価に</p>	<p>いて広報を行った結果、前年度を上回る医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至り、マッチング率も前年度を上回った。</p> <p>・情報セキュリティ対策の推進について、全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（247回）を発生、情報セキュリティインシデント訓練の実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を22施設に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。なお、平成27年8月7日付けサイバーセキュリティ対策推進会議議長指示を踏まえ、機構における外部からの脅威に対する情報セキュリティ対策強化のため、機構全体のインター</p>
--	--	--	--	---	--

<p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。</p> <p>また、チーム医療を推進するため、特定行為</p>	<p>性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる</p>	<p>性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を、電子(WEB)会議システム等を利用し</p>	<p>柔軟な人事配置を行っているか。</p> <p>・若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。</p> <p>・労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施しているか。</p> <p>・勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を、電子(WEB)会議システム等を利用</p>	<p>基づき、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループに捉われない柔軟な配置を行った。</p> <p>オ 研究員の海外派遣制度の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資金の獲得方法を指導した。 研究員の受入れ・国内外の派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限があり実施を見合わせたが、来年度の実施に向けて新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたルールを検討するなど、引き続き体制整備を行っている。 <p>カ 研究職員のスキル向上の取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、職災学会のなかに当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンライン開催）。 <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>「全国労災病院臨床研修指導医講習会」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送っていたが、令和3年度はプログラムに盛り込むべきグループワークを電子（WEB）会議システム上で効果的に実施する方法を検討し、1回目を6月に、2回目を1月に開催し、合わせて医師91名、各病院で初期臨床研修医の評価を担う看護師10名、薬剤師10名が受講した。</p> <p>研修内容としては、治療と仕事の両立支援を始めとする労災疾病研究などの勤労者医療についてのプログラムを実施することで、勤労者医療に理解を深めた指導医の育成に努めた。また、より魅力あるプログラムとするため、講習会の世話人である労災病院の医師22名と議論し、グループワークに多職種チームとして問題解決を導いていく手法を取り入れることで、優秀な指導医の育成に努めた。</p>	<p>ネット接続口の集約化について令和2年度より構築を開始し令和3年度に終了した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
---	---	--	--	--	---	--

を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。

さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研

て実施することで、職員が研修に参加しやすい体制を整える等により、優秀な医師の育成、確保に努める。

また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、初期臨床研修医研修では多職種との連携及び協働を実践できる研修プログラムを策定する。

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床

し、職員が研修に参加しやすい体制を整えているか。

・臨床研修指導医講習会に医師以外の職種も参加しているか。

・多職種との連携及び協働を実践できる初期臨床研修医研修プログラムを策定しているか。

・病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）を確保に努めているか。

「初期臨床研修医研修」については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に電子（WEB）会議システムにて11月に開催し、初期臨床研修医78名が受講した。

受講者数推移

臨床研修指導医講習会（年2回開催）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医師	63名	未実施	91名
医師以外	21名		20名

初期臨床研修医研修（年1回開催）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
初期臨床研修医	75名	74名	78名

受講者の理解度推移（アンケート結果より）

臨床研修指導医講習会（年2回開催）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
理解度	98.7%	未実施	94.2%

初期臨床研修医研修（年1回開催）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
理解度	89.0%	94.4%	93.0%

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。

上記取組の結果、152人（令和4年4月1日現在）の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った。

初期臨床研修採用者数（各年度4月1日）

令和2年度 （令和元年10月 マッチング率）	令和3年度 （令和2年10月 マッチング率）	令和4年度 （令和3年10月 マッチング率）

<p>修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p>	<p>研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p>		<table border="1"> <tr> <td>138人 (81.0%)</td> <td>130人 (83.3%)</td> <td>152人 (87.5%)</td> </tr> </table>	138人 (81.0%)	130人 (83.3%)	152人 (87.5%)	<p>令和3年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医のうち、令和4年4月以降も引き続き自院に勤務した医師は15人となった。</p> <p>新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、8領域で15施設が基幹施設になるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各地の合同説明会が中止となるなかで専攻医確保に努め、54人の専攻医を確保することができた。</p>																		
138人 (81.0%)	130人 (83.3%)	152人 (87.5%)																							
<p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>	<p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>	<p>・院内保育体制の充実や医師短時間勤務制度の弾力的な運用等により医師等の働きやすい環境の整備に努めているか。</p>	<p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、育児を行っている医師が希望する勤務時間（週20時間以上）での就労を可能とするなど、より柔軟な働き方を選択できる医師短時間勤務制度を設けている。令和3年度は29人（令和2年度23人）の医師が当該制度を利用した。 また、現場からの要望等を踏まえ、令和4年度に向けて当該制度の対象を薬剤師に拡大するように検討を行った。 医師の業務負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進するとともに、積極的な活用を行った。 <p>（参考）院内保育所 22施設（令和3年度）</p>																						
<p>エ 人材交流の推進等</p>	<p>エ 人材交流の推進等</p>	<p>・派遣交流制度を活用し、施設間の人事交流を推進しているか。</p> <p>・国病機構との研修の相互参加を実施しているか。</p>	<p>エ 人材交流の推進等</p> <p>柔軟な人事交流のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。令和3年度は派遣交流制度により14人、転任推進制度により33人の人事交流が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立病院機構との相互研修においても新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として電子（WEB）会議システムを活用して実施し、当機構の6研修に国立病院機構から179人が参加、国立病院機構の8研修に当機構から131人参加と大幅に受講者数が増加した。受講者からは移動がなく遠方からでも参加しやすかったとする意見が複数あった。 																						
<p>機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に実施する。</p>	<p>人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用を努め、施設間の人事交流を推進する。</p> <p>また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加</p>		<p>研修数、受講者数推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機構名 (派遣元→派遣先)</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>研修数</th> <th>受講者数</th> <th>研修数</th> <th>受講者数</th> <th>研修数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労安（国→労）</td> <td>6</td> <td>44</td> <td>4</td> <td>76</td> <td>6</td> <td>179</td> </tr> </tbody> </table>	機構名 (派遣元→派遣先)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	労安（国→労）	6	44	4	76	6	179		
機構名 (派遣元→派遣先)	令和元年度		令和2年度		令和3年度																				
	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数																			
労安（国→労）	6	44	4	76	6	179																			

国病（労→国）	10	29	2	8	8	131
---------	----	----	---	---	---	-----

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

・より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努めているか。
・治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めているか。

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているため、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の育成・確保に努めた。令和3年度末時点において、認定看護師制度変更や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国49校の認定看護師教育機関のうち26校が休校する中、認定看護師育成数の減少を最小限に抑えることができた。

有資格者数（各年度4月1日時点）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専門看護師	22人	23人	25人
認定看護師	346人	368人	363人

また、当機構が「看護師特定行為研修の指定研修機関」として実施する特定行為研修については、新たに1施設が協力施設として参加し、計24施設が研修を実施し、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めた。

その結果、新たに延べ63人の特定行為研修修了者を育成し、その他外部機関での研修修了者と併せ、182人の特定行為研修修了者（診療看護師含む。）を確保した。

研修修了延べ人数（各年度）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当機構主催	32人	49人	63人
外部機関主催	14人	4人	6人

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用及び受講生の発表に対する講師のフィードバックなど、研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。

また、多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図る。

さらに、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

キ 専門性を有する看護師の養

・研修内容について、アンケート調査等の検証結果を踏まえ、グループワークの積極的活用等より、研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ているか。

・多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図っているか。

・研修において、勤労者医療の意義等について説明し、勤労者医療についての受講者の理解を深めているか。

・ 令和3年度の本部主催研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、27 研修全てを電子（WEB）会議システムを活用して実施した。

本部主催研修の実施状況（令和3年度）
（実施研修数：27 研修、参加者数：1,794 人）

職 種	実施研修数	研修名
医 師	3 研修	指導医講習会（年間2回）、初期臨床研修医
事務職	5 研修	事務局長、新規採用者、採用後3年目他
看護職	7 研修	管理者Ⅰ、継続教育担当者他
医療職	6 研修	中央検査部長、栄養管理室長、薬剤師、診療放射線技師、言語聴覚士・MSW、医療職中堅他
共 通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他

・ 令和3年度は、電子（WEB）会議システムによる研修に合わせて以下の取組を行った。
（ア） 心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）した。
（イ） 研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備を促進した。
（ウ） 電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。

令和3年度有益度調査 実績 92.0%【達成度 108.2%】

有益度調査

年度	元年度	2年度	3年度
有益度	90.2%	90.3%	92.0%

・ 今後、受講者同士が実際に会って行うコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを重視したい研修については、目的に応じ集合あるいは電子（WEB）会議室システムによる方式とするか、開催形態を検討している。

・ 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。

キ 専門性を有する看護師の養成

イ 労災看護専門学校において

<p>は、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。</p> <p>ウ 医師確保が特に困難な状況</p>	<p>成 勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。</p> <p>ク 労災病院間における医師の</p>	<p>成 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため以下の取組みの充実を図る。</p> <p>① 労災病院が推進する勤労者医療に対する理解を深めるため、職業に起因する疾病、メンタルヘルス、治療と就労の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。</p> <p>② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。</p> <p>ク 労災病院間における医師の</p>	<p>・職業に起因する疾病等の内容を含むカリキュラムを充実させ、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行っているか。</p> <p>・労災病院において臨地実習を行っているか。</p>	<p>労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。</p> <p>労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率</p> <table border="1" data-bbox="1121 695 1801 840"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労災看学</td> <td>98.4%</td> <td>98.8%</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>全国平均※</td> <td>89.2%</td> <td>90.4%</td> <td>91.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：令和4年3月25日厚生労働省発表「国家試験合格発表」</p> <p>また、昨年度看護師国家試験不合格者には以下のフォローアップを行った。その結果、令和3年度試験において2名が合格した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校において国家試験担当教員を配置し、合格するまでサポートを受けられる体制を整えた。 模擬試験結果の把握や予備校への出席状況の把握を行い、電子（WEB）会議システムや看護学校での面談及び指導を実施した。 労災病院にて看護助手として就業可能とし、さらなる看護知識の定着を図った。 <p>勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。</p> <p>(ア) 勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療概論、メンタルヘルス、両立支援及び災害看護等の特色ある授業の実施。 基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。 治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。 <p>(イ) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部労災病院において臨地実習の中止又は延期となったが、近接する12の労災病院との連携により、延べ約31,044日の臨地実習を継続的に実施した。</p> <p>また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。</p> <p>ク 労災病院間における医師の派遣</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	労災看学	98.4%	98.8%	99.0%	全国平均※	89.2%	90.4%	91.3%		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
労災看学	98.4%	98.8%	99.0%															
全国平均※	89.2%	90.4%	91.3%															

<p>にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。</p>	<p>派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p>	<p>派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p>	<p>・労災病院間における医師の派遣を行い、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。</p>	<p>労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら医師派遣（計3人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。</p>		
<p>（４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p>	<p>（４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p>	<p>（４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p>	<p>・産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催しているか。</p>	<p>【令和3年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） ※派遣医師数計 3人</p> <p>（４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産保センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。</p>		
<p>（５）障害者雇</p>	<p>（５）障害者雇</p>	<p>（５）障害者雇</p>		<p>（５）障害者雇用の着実な実施</p> <p>① 業務の円滑な遂行のため、新任副所長に対して、年度当初（令和3年4月7日）に電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施。【受講人数44人】</p> <p>② 初めて産保センターに配置された職員を対象に、年度当初（令和3年4月26日）に電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施。【受講人数5人】</p> <p>③ 産保センターで実際に支援を行う産業保健専門職に対して、電子（WEB）会議システムを活用したグループワーク形式での研修の実施（令和3年10月14日）。【受講人数47人】</p> <p>④ 産保センターに赴いての業務指導で業務精度の向上に資するよう指導を実施（計7センター）。</p>		

<p>用の着実な実施 障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。</p>	<p>用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。</p>	<p>用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。 イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルを周知・活用するとともに、当該マニュアルの内容等を踏まえ研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、円滑な採用と雇用後の定着を図る。</p>	<p>・障害者の雇用について、法定雇用率を着実に上回っているか。 ・障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用し、当該マニュアルに基づく研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施しているか。</p>	<p>本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設に対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。 令和3年6月1日現在の障害者雇用率は2.79%と、法定雇用率（2.6%）を上回る状況を継続している。</p> <p>円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を各施設に配布したほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。 また、障害者の雇用と定着に向け、定期的に発行している障害者雇用に関する通信を、継続して各施設宛て発信した。 さらに、令和3年度は、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。 【本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して採用に至ったケース】 本部1名、千葉労災病院1名、東京労災病院2名、関東労災病院4名、横浜労災病院3名</p>		
<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じた適切な債権管理等を行う。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。</p>	<p>・労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付しているか。</p>	<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定し、その実施状況について評価を行い、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じた場合は弁済計画の見直しを行うとともに、貸付事業所の債権管理状況報告書を年1回提出させ、貸付金回収予定表を四半期毎に通知したことで3百万円を回収した。</p>		

	<p>いては本部に関して毎年度、施設に関しては原則3年に1度の監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。</p>	<p>因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>イ 法令の遵守</p> <p>規程について見直しを検討し、必要に応じ改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。</p> <p>また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に則した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて実施した研究等を踏まえ、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努める。</p> <p>なお、日本バイオアッセイ研究センターにおける、試験方法に関する手順書からの逸脱事案については、厚</p>	<p>把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んでいるか。</p> <p>・規程について見直し、必要に応じ改正等を行っているか。</p> <p>・具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて実施した研究等を踏まえ、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に努めているか。</p> <p>・日本バイオアッセイ研究センターにおける、試験方法に関する手順書からの逸脱事案について、厚生労働省による調査等に全面的に協力しつつ、再発防止の徹底等を行っているか。</p>	<p>イ 法令の遵守</p> <p>規程について所要の見直しを順次実施（医学系研究倫理規程等）し、必要に応じ改正を行っている。また、職員の法令遵守意識の強化を図るべく、外部専門家を交えて検討した内容（機構の業務活動に関するリスクの評価、コンプライアンス研修の内容等）を踏まえ、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合せ）等の機会を捉えてコンプライアンスに係る留意事項等についての徹底を図るほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）においても、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。また、各施設に対し、コンプライアンス強化週間等を活用し、ポスター掲示、院内報等を利用した啓蒙活動を依頼した。</p>		
--	---	---	---	---	--	--

	<p>生労働省による調査等に全面的に協力しつつ、再発防止の徹底等を図る。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。</p> <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。</p> <p>（2）業績評価の実施</p> <p>外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p>	<p>生労働省による調査等に全面的に協力しつつ、再発防止の徹底等を図る。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。</p> <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。</p> <p>（2）業績評価の実施</p> <p>業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進する。</p> <p>また、外部有</p>	<p>・機構が保有する資産について、適正に管理を行うよう会議及び研修会において周知・徹底しているか。</p> <p>・独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行っているか。</p> <p>・機構の業務実績に対する自己評価を行い、翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進しているか。</p> <p>・外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業</p>	<p>ウ 資産の保全</p> <p>固定資産の適正な管理について、以下の会議等において周知、徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国労災病院事務局長会議（令和3年4月） ・ 全国労災病院会計・用度課長会議（令和3年9月） ・ 会計業務打合せ（令和3年9月） <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確保した。</p> <p>（2）業績評価の実施</p> <p>ア 各事業においてBSCを用いて、5つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から令和3年度の目標を定めるとともに、令和2年度BSC年間評価を実施し、目標と実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、PDCAサイクルによる業務改善を図っている。また、令和3年度上半期評価において計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた取組の継続を促した。</p> <p>イ 業務運営について受益者等の多様な意見や有識者の専門的な意見を反映させるため、外部有識者（学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人）から構成する業績評価委員会を新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ電子（WEB）会議システムを活用し、令和3年6月23日及び12月9日に開催した。</p> <p>【第1回業績評価委員会】（令和3年6月23日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2事業年度の業務実績評価について 		
--	---	---	---	--	--	--

	<p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業</p>	<p>識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。</p> <p>なお、委員会の開催に際しては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の</p>	<p>務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表し、業務運営に反映させているか。</p> <p>・決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開しているか。</p> <p>・ホームページ内「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているか。</p>	<p>【第2回業績評価委員会】（令和3年12月9日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣による令和2事業年度業務実績評価について ・令和3事業年度上半期業務実績について ・令和3年度上半期労災病院の経営改善に向けた取組 <p>業績評価委員会における提言・意見については、機構ホームページで公開しており、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」に通じてご意見を求め、今後の当機構の業務運営の参考として活用している。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>決算終了後、事業実績を機構ホームページで公開することにより、業務の透明性を高めている。また、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」に通じてご意見を求めており、今後の当機構の業務運営の参考として活用している。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>特に、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必</p>	<p>・情報の公開を図り、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。</p> <p>・研究員が関与する研究について、遵守すべき研究倫理に反する行為等の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な研修を実施しているか。</p>	<p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度における情報公開開示請求は126件であった。 ・ 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。 ・ 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。 ・ 情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図り、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底について指示した。 <p>○ 研究不正の防止のための取組</p> <p>研究員が関与する研究について、研究員が高い倫理観を持って研究活動を行うことができるよう研究倫理研修の方針を策定し機構内全施設長宛て発出した上、バイオや安衛研をはじめ機構内全施設の研究に携わる職員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだ研修を7回実施した。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>4 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、売却処分に向けた手続きを進める。</p>	<p>・和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について平成24年度決算検査報告において指摘された改善に係る手続きを進めているか。</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年7月16日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地について、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行うも応札者は無かった。</p> <p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>ア 個人情報保護の周知徹底</p> <p>個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）において、留意すべき事項等について周知、徹底した。令和3年度においては、職員能力開発課主催の電子（WEB）会議システムを活用した形式の研修において、情報セキュリティ対策に係る講義を19回実施した。</p> <p>イ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和3年度：274回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。</p> <p>令和3年12月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。</p> <p>また、令和3年9月及び令和4年2月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。</p> <p>更に、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないように、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。</p>		
<p>5 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の</p>	<p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じる。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の</p>	<p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。</p> <p>また、機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対</p>	<p>・個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底しているか。</p> <p>・機構において所有する個人情報について、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行い、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環</p>	<p>イ 個人情報保護の周知徹底</p> <p>個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）において、留意すべき事項等について周知、徹底した。令和3年度においては、職員能力開発課主催の電子（WEB）会議システムを活用した形式の研修において、情報セキュリティ対策に係る講義を19回実施した。</p> <p>イ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和3年度：274回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。</p> <p>令和3年12月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。</p> <p>また、令和3年9月及び令和4年2月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。</p> <p>更に、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないように、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。</p>		

<p>適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p>	<p>適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p>	<p>策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p>	<p>境から分離する等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>・対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策を改善しているか。</p> <p>・国の監査に準じたマネジメント監査等を実施しているか。</p>	<p>ウ 情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策の改善</p> <p>令和3年度においては、「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」（平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示）に基づき、第三者監査（訪問監査及びペネトレーション（疑似侵入）テスト）を22施設に実施した。</p> <p>これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。上記の取組により、令和3年度において重大な情報セキュリティインシデントの発生はなかった。</p> <p>なお、平成27年8月7日付けサイバーセキュリティ対策推進会議議長指示を踏まえ、機構における外部からの脅威に対する情報セキュリティ対策強化のため、機構全体のインターネット接続口の集約化について令和2年度より構築を開始し令和3年度に終了した。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>6 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p>7 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。</p>					
---	---	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>